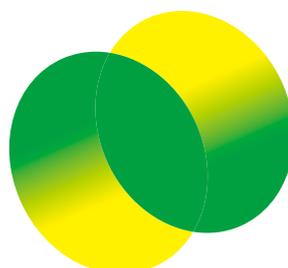


大学改革支援・学位授与機構
30年のあゆみ

Three Decades of NIAD-QE

1991-2021



独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

NIAD-QE
National Institution for Academic Degrees
and Quality Enhancement of Higher Education



小平本館



竹橋オフィス (学術総合センター)



UNIVERSITY
ACCREDITED
March 20XX

認定証および認定マーク



APQN Quality Awards



機構長緑秀賞

目 次

機構長あいさつ	福田 秀樹	1
〈寄稿〉		
大学改革支援・学位授与機構創設30年に寄せて	平野 眞一	2
大学改革支援・学位授与機構の更なる発展を祈念して	野上 智行	4
「国立大学財務・経営センター」の役割	高井 陸雄	5
学位授与機構から大学改革支援・学位授与機構まで	川口 昭彦	6
年表・沿革		11
第一部 国際通用性の高い評価の実施		14
第1章 大学評価・学位授与機構の発足から試行的評価まで（2000年～2005年）		14
第2章 認証評価（2005年～）		21
第3章 国立大学法人等の教育研究の状況の評価		33
第二部 国立大学等の施設費等の貸付・交付		45
第1章 施設費貸付事業		45
第2章 施設費交付事業		48
第3章 継承した財産等の処理		49
第三部 多様な学習の成果に基づく学位取得の機会の提供		51
第1章 単位積み上げ型の学位授与と審査		52
第2章 省庁大学校の課程認定と学位授与		54
第3章 専攻科の認定および特例適用認定と修了者への学位授与		55
第4章 今後の課題		56
第四部 大学等および質保証機関等との連携		59
第1章 大学等連携・活動支援		59
第2章 大学ポートレート		62
第3章 認証評価機関連絡協議会		64
第4章 国際連携・活動支援		68
第5章 高等教育資格承認情報センターの設置		75

第五部 調査研究の推進	79
第1章 大学マネジメントの在り方に関する調査研究	79
第2章 大学等の質の保証および維持・向上に資する評価に関する調査研究	80
第3章 学位授与の機能に関する調査研究	86
第4章 学術誌の出版および大学質保証フォーラム	88
これからの機構の在り方を求めて（座談会）	89
社会に開かれた機構をめざして	99

機構長あいさつ



独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構長
福田 秀樹

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「本機構」という）は、2016年（平成28年）4月に、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合により発足しました。大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターのそれぞれの沿革については後述の「年表・沿革」(pp.11-13)に記載されておりますので、ご参照ください。

統合後、本機構は、これまで旧2法人が行ってきた大学等の評価、学位授与、質保証連携及び施設費貸付・交付の各業務を引き続き着実に実施するとともに、統合のシナジー効果（相乗効果）を生み出して、教育研究活動面と経営面において大学等の改革を一体的に支援することによって高等教育の質の向上・発展に貢献することを基本方針といたしました。以下に、いくつかの事業の現況を述べさせていただきます。

本機構が実施する評価事業は、機関別認証評価、法科大学院認証評価及び国立大学法人評価（教育研究の状況評価）を担当しており、評価を通じて、教育研究の質の向上に向けた大学等の活動を支援しています。いずれの評価事業についても、評価の有効性、適切性等について多面的な調査を行い、評価システムの改善を積み重ね充実させてきました。国立大学法人評価においては、2020年度（令和2年度）は、第3期中期目標期間における4年目終了時評価を実施し、その検証を行うとともに、2022年度（令和4年度）の中期目標期間終了時評価に向けて評価方法及び実施体制の検討を行う予定です。

学位授与事業については、我が国において大学以外の機関で学位を授与することのできる唯一の機関として、一定の学習を積み上げた学習者及び認定した各省庁大学校修了者に学位を授与しており、本事業の普及啓発や学位審査システムの強化等を図ることにより、1991年度以降の学位取得者総数は2020年度末で9万人を超えております。2017年度からは、新たに学位取得者表彰制度を創設し、生涯学習に努め、特に精

励したと認められる方を表彰しています（機構長緑秀賞）。

統合後の新たな事業としては、質保証連携関連において①「国立大学法人の運営基盤強化促進のための支援」および②「国内外の高等教育機関の入学資格等の情報提供」の業務を追加しました。①では、教育研究情報と財務情報を連携させた大学経営手法に係る事業を国立大学法人と連携・協力して展開しています。

②では、ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」に基づく日本公式の国内情報センターとして、2019年（令和元年）9月に高等教育資格承認情報センター（National Information Center for Academic Recognition Japan）を設置しました。

施設費貸付事業においては、国立大学附属病院の施設や設備の整備に必要な資金の貸し付けを行ってまいりましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルスの影響を踏まえた債務の償還猶予を行うため、新たに「コロナ債」を発行して支援することを決定いたしました。このような弾力的な取り扱いを実施することにより、附属病院及び国立大学法人の経営安定を図るための支援になるものと考えています。

機構の実施する各事業の基礎となる基盤的研究や事業の検証に関する「調査研究」の活動は、質保証の充実を図り国際的な通用性や信頼性を高めるために不可欠であり、「研究開発部」を中心として組織の改編・体制の整備や人材の補強等を積極的に推進しております。

グローバル化の進展や大学の多様化など我が国の高等教育を取り巻く環境が急激に変化するなかで、本機構のような大学支援組織に対する期待や果たすべき役割は、益々大きくなってきております。本年、本機構は学位授与機構の創設時から数えて30周年を迎えますが、関係の皆様方の期待に応えられますよう努力してまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

大学改革支援・学位授与機構創設30年に寄せて



平野 眞一

1991年7月に学位授与機構が創設されて以来、大学評価・学位授与機構、さらに2016年には独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合して、現在の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に至るこの30年間の機構の活動にご尽力賜った方々に、厚く御礼申し上げます。

機構設立の基になった、大学以外で学位を授与する機関としての学位授与の役割は、質を伴った教育の多様化に対応して着実に発展してきており、今後とも多様なキャリアを経て学び学位を取得するこのシステムが発展的に継続されることを期待している。

筆者は、全国の国立大学が法人化され、当機構の認証評価という機関別評価を受ける大学側の責任者として2004年4月に学長になり、大学運営においては、将来を見据えた大学の基盤を強化しつつ、提出していた評価事項を達成するように、常に緊張感をもって、教育研究環境を整備、改善することに努めた。その意味では、6年計画として提出した目標、評価項目は、自分たちを律するマイルストーンでもあり、また次の展開を図るための重要な羅針盤でもあった。

評価を受ける現場の大学から2009年4月に機構に赴任したが、従来の学位授与審査業務、調査研究に加えての評価実施に向けた業務、海外での評価活動の調査研究など、機構職員の日ごろの精力的な活動、さらにご多忙の中を審査等にご尽力くださった委員の方々に接し、改めて深謝する日々であった。

在任中の評価事業としては、試行実施期間を経て、大学、短期大学、高等専門学校、および法科大学院の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証され、2005年度から申請のあった大学等に対して評価を実施し、機関別認証評価は2011年度で第一巡のサイクルを終え、さらに、文部科学省の国立大

学法人評価委員会の要請に基づき、国立大学法人および大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施し、2011年5月には第一期中期目標期間の評価結果の確定をするという、認証評価、国立大学法人評価いずれの制度についても、初めての評価サイクルが一巡する節目であった。大学関係者はじめ皆様の多大なご支援、ご協力により、機構の事業が評価文化を我が国に定着させ、高等教育の発展に貢献してきているものと考えている。

この評価事業の基本は、我が国の高等教育の質の向上を目指すとともに、グローバル化が進展している高等教育においてもさらに国際的に質を伴った教育・研究を維持・発展させていくことである。機構に着任する前から、留学生との交流、大学間連携を通して、海外での高等教育のシステムや質保証については強い関心を持っていたが、着任後は、機構のグローバル化時代における教育の質保証のあり方についての調査、研究成果をもとに議論を深め、質保証事業が進んでいる海外の機関との連携交流を強化することに注力した。これらの調査研究、連携交流の成果は、機構における第二期の評価に向けての基本的な方針や基準を改定するにあたり、基本的な方針に「国際通用性のある評価」という項目を改訂点として生かしている。

日本の大学で留学生として学んだ方々が、日本との関係を大切にしながら活躍している姿に接すると、教育の場はかけがえのない人財を育てる国際交流の土壌である、との意識がより強くなる。今後、国際的交流がより進展するに伴い、教育の国際通用性を高めるためにも、我が国の教育システムや高等教育質保証に関する情報を国内外に周知する活動がさらに重要になってくる。機構の調査、研究成果は、英文書籍とともに国内外で広く利用

されているが、我が国の高等教育の国際的な理解を一層高め、連携活動をより強く推進するためにも、今後一層の基盤強化が図られることを期待している。

2016年には、大学評価・学位授与機構は国立大学財務・経営センターと統合し現在に至っているが、財務・経営センターは国立大学等の施設費等の貸与・交付を通じて高等教育の質の向上を支援してきており、相互に培ってきた支援機能強化策を効果的に相乗することによって、グローバル化、多様化が急速に進展する我が国の高等教育における質の向上に果たすことへの期待がさらに大きくなってきている。

また、現在は、コロナ禍の真ただ中であり、各大学は、これまでにない厳しく、制約された環境の中で、遠隔授業などを含めた教育の質の維持・向上に努めている。機構には、授業形態の変化等が教育の質に及ぼす影響を調査し、グッドプラクティスの公開などを通して、教育の質の向上を支えていくことを期待している。また、国においては、“米百俵”の話を持ち出すまでもなく、教育はひとつづくりの根源であることを改めて認識されることを期待してやまない。

機構の益々の発展を心から期待しております。

ひらの しんいち 工学博士
大学評価・学位授与機構元機構長
大学評価・学位授与機構名誉教授
名古屋大学名誉教授
現、上海交通大学講席教授・平野材料創新研究所長

大学改革支援・学位授与機構の更なる発展を祈念して



野上 智行

2015年6月、英国リーズで開催されたQAA (The Quality Assurance Agency) の年次総会の会場にいた。「大学評価・学位授与機構」と「国立大学財務・経営センター」を統合し、2016年4月1日に発足する「大学改革支援・学位授与機構」の英語表記をどうすべきか、機構長として最終決断するための示唆を得たかったからである。

新法人の名称、役割については、本誌の「学位授与機構から大学改革支援・学位授与機構まで」(川口昭彦)に記載されているが、新組織の英語表記については特に、国際通用性に留意する必要があることから検討を重ねていた。岡本和夫理事や川口昭彦顧問らと相談し、高井陸雄国立大学財務・経営センター理事長とも意見交換しながら進めていた。

「大学改革」という言葉を University Reform や、University Innovation とするには強い違和感があることを確認しながら、新組織は一体何を「支援」するのか? という根本的な問いを重ねていた。大学評価・学位授与機構と財務経営センターが担っていた役割も合わせて考えていく中で Quality と Higher Education のキーワードは外せない、これを中心にして「支援」を担う組織の機能を表現する語彙を見つけることとした。候補として上がったのが Quality Enhancement である。何を Enhance するのか? それは日本の Higher Education であり、各大学の高等教育の質を高めて行く継続的営為である。こういった議論を重ね、最終候補として導いたのが Quality Enhancement of Higher Education であった。NIAD という言葉は日本の高等教育機関の学位授与に責任を持つ組織名として海外で定着していることから、これは確実に織り込むこととした。これらの検討から、National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher

Education (NIAD-QE) という案ができた。しかしながら、これで本当に国際通用性を担保できるのか、機構長として確信は持てず、海外の高等教育質保証機関のキーパーソンから示唆を得たいと願っていた。

QAA年次総会には、海外諸機関からの参加があり、複数のキーパーソンから意見を聴取できた。統合された新たな組織の役割や、日本語の「大学改革支援」の意味等について説明し、検討中の案をどう思うか意見を求めた。Reform という用語の不適切性や案の適切性にコメントをいただいたが、その中でも、INQAAHE (大学の質保証にかかる各国機関の国際ネットワーク組織) の国際ネットワーク責任者で、NVAO (オランダ、フランダース地方の質保証機関) の国際コーディネーターであるマーク・フレデリック氏 (Dr Mark Frederiks) からは、「質保証 Quality Assurance の段階から Quality Enhancement へ、この方向で私たちも挑戦したいと思っていましたと、先を越されてしまいましたね。良いネーミングだと思います。」というコメントを頂いた。これで自信を持って帰国できた。

大学改革支援・学位授与機構が今後も、我が国の高等教育の質保証において責任ある役割を果たせるように、高等教育は国内で閉じるものではないことから、国際的な通用性を高める支援を強化し、高等教育の国際的な競争に打ち負かされることのない強いリーダーシップを発揮されることを願っています。

のがみ ともゆき 博士 (教育学)

大学評価・学位授与機構の最後の機構長
大学改革支援・学位授与機構名誉教授
神戸大学名誉教授
現、国立大学法人広島大学監事

「国立大学財務・経営センター」の役割



高井 陸 雄

私たちが担当していた当時の「国立大学財務・経営センター」では、国立大学法人が経済的に非常に困窮している時代に、銀行等を通じて大学の施設や設備の充実のために民間資金を借り入れ、大学の研究環境を整えるために活動するとともに、大学の研究施設の充実、建物の強靱化、利便性の向上等々に尽力しておりました。

私が「国立大学財務・経営センター」に着任した当時、私立大学附属病院の新築・改築が始まった時代でした。北里大学は新病棟を含む附属病院施設の改築を相模原市にて行いました。この時、千葉大学建築学科の先生のおかげで施設の運用開始前に見学させていただきました。この見学会はこれからの病棟のあり方、レイアウト、設備のありかた、病棟の配置、看護師や病棟医師の居住環境等、これまでの我が国の病院設計には無いものであり、見学後の学生、教員、私を含めて極めて興奮した状態で相模原の見学から千葉大学へ帰校したことを思い出します。このとき見学した病棟や病室の環境から得られた知見は、大変有益なものでした。

国立大学法人の附属病院改築についても大きな変化が始まる時代でもありました。病院建物の近代化、機能化、病理学的に見て十分に清潔な、清掃等の十分に行き届く居住環境の達成が可能な設計が保証されるようになってきました。この流れにおいて、老朽化した国立大学附属病院の改築、新設に我々財務・経営センターも取り組む事ができ、「国立大学附属病院建築コト始め」だったのではないのでしょうか。その後国立大学附属病院も徐々に新しくなり、病棟の設計、病院の新鋭の設

備である“ダビンチ”のような手術器具についても各大学病院は充実していきました。

また、海外の病院設備の見学（例えば韓国の新設病院見学、あるいは英国の国立大学の附属病院見学）を行うとともに、国内の新設私立大学附属病院等にも見学におもむきました。これからの病院設備、施設のあり方等について現場医師の方々に同行し、これからの医療現場の充実、近代化について議論を重ねました。国立大学附属病院のみの見学ではなしに、広く国内外の先端技術の設備を見ることで、日本の医療技術を先に進める力になったのではと思います。この時、ともに行動した方々が、それぞれの分野において現在活躍しておられることを嬉しく思います。

我々「国立大学財務・経営センター」の果たした役割は、大変大きなものであったと考えています。

たかい りくお 工学博士

国立大学財務・経営センターの最後の理事長
東京海洋大学名誉教授

現、株式会社ぐるなび総研理事

学位授与機構から大学改革支援・学位授与機構まで

川口 昭彦

学位授与機構は、大学以外で学位を授与する機関として、1991年（平成3年）7月に創設された。高等教育機関における教育研究の質保証を実施する第三者機関の機能を果たすために、大学評価・学位授与機構へ改組 [2000年（平成12年）] された後、独立行政法人化 [2004年（平成16年）] を経て、2016年（平成28年）には独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合され、現在に至っている。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、独立行政法人通則法および独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に基づいて設立されている。機構は、大学等の評価、施設費等の貸付・交付、学位授与、質保証連携およびこれらに関する調査研究の業務を通して（表0-1）、日本の高等教育の質向上を支援し、高等教育の発展に貢献している。

機構が学位授与機構として産声をあげて以来30年経過し、この『30年のあゆみ』を作成した。学位授与に関連する事業については、すでに、5年・10年・20年に、それまでの活動をまとめて公表してきた（表0-2）ため、本書では2012年以後の活動を中心に記述する。また、施設費等の貸付・交付事業についても、国立大学財務センター時代からの活動状況の報告書が公表されており（表0-2）、本書では、統合（2016年）後の活動を中心にまとめる。一方、このような既刊報告書のない評価事業関係および質保証連携事業関係に関しては、2000年以後の活動を振り返ることとした。

表0-2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の活動状況報告書

『学位授与機構5年間の歩み』 [1996年（平成8年）12月] 『学位授与10年のあゆみ』 [2001年（平成13年）9月] https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/10nen.html 『学位授与の20年』 [2012年（平成24年）3月] https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/20nen.html
『国立学校財務センター5周年誌』 [1997年（平成9年）12月] 『国立学校財務センター10年の歩み』 [2002年（平成14年）10月] 『国立大学財務・経営センターの歩み』 [2016年（平成28年）2月]

大学評価（質保証）文化

大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が、1998年（平成10年）に公表された。この答申には、「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題がつけられており、これには深い意味が込められていた。すなわち、18歳人口の減少による大学淘汰の可能性を暗黙の前提とした上で、21世紀前半が「知」の再構築の時代であるという認識にたつて、各大学が横並びの画一的な教育研究を行うのではなく、お互いに切磋琢磨しながら、多様化・個性化を推進することが大学改革の基本的方向として提言された。そして、教育研究の質的向上に資するための評価の必要性が強調され、個性が輝くための主要な手段として第三者による評価が位置づけられた。すなわち、「客観的な立場から透明性の高い評価を行うとともに、大学評価情報の収集・提供を行う第三者評価機関の設置」が謳われた。

表0-1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の主な業務

<p>評価事業</p> <p>日本の大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う中核的な第三者評価機関として、先進的で国際通用性のある評価を開発し、評価を実施するとともに、わが国の評価制度の発展において先導的役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 認証評価：大学等（大学、法科大学院、高等専門学校）の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、公表する。 • 国立大学等の教育研究評価：文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、公表する。
<p>施設費等の貸付・交付事業</p> <p>国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、国立大学法人等における教育研究の振興に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付を行う。 • 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。
<p>学位授与事業</p> <p>日本において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供し、生涯学習体系への移行と高等教育の多様な発展に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与する。
<p>質保証連携事業</p> <p>国内外の大学等および質保証機関等と連携・協力して、高等教育の質保証に関する諸活動を行い、日本の大学等の教育研究の質の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行う。 • 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行う。 • 国内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集、整理及び提供を行う。 • 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。
<p>調査研究</p> <p>機構の実施する上記の各事業の基礎となる基盤的研究、ならびに事業の検証に係る実践的研究を推進するとともに、質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施し、わが国の高等教育の質保証の充実に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位授与を行うために必要な学習成果の評価に関する調査研究を行う。

さらに、学術審議会答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について』〔1999年（平成11年）6月〕においても、学術研究の振興にあたっての具体的施策の中で、研究評価の充実と第三者評価の必要性が強調された。そこでは、大学等の研究機関の一層の活性化を促すためには、第三者独自の観点や広い視野から、その活動を正確に評価し、他機関との比較も踏まえて、当該機関の改善に資することが求められた。

このような潮流の中で、2000年（平成12年）に、学位授与機構を改組して、大学評価機関の事業と、従来の学位授与機構の業務をあわせて実施する新機関「大学評価・学位授与機構」が発足した。第三者評価機関として、多くの大学を評価し、それぞれの大学の多様化・個性化を推進するための理念・方法を構築することが、最初の仕事であった。機構内外の関係者の議論によって到達した結論が、①各大学の目的・目標に照らした評価、②各大学の自己評価に基づく評価、③根拠資料・データに基づく判断の三点であった。これらは、大学評価の基本的理念として、国際的にも広く共有されている。

機構は、現在、機関別認証評価機関、法科大学院認証評価機関および国立大学法人評価のうち教育研究評価を担当する機関として各事業を展開している。そして、毎年、各評価事業の検証を実施し、それに基づいて評価方法等の改善に努めてきた。2005年頃から高等教育に「質保証（quality assurance）」という概念が導入され、「質保証を行うための手段が評価である」という考え方が国際的にも定着している。

このような評価事業とともに、大学や社会全体に「評価（質保証）文化」を根づかせることが、機構に課せられた責務である。このため、表0-3に示す啓蒙書を継続的に出版してきた。英文書籍は、展開・定着シリーズの一部を英訳したもので、国際的連携活動に有効に活用された。また、高等教育質保証に関連する用語を日本語および英語で解説した用語集は、第1版（2007年）に始まり、第5版を2021年に出版した。これは、英国高等教育質保証機構（QAA）のご協力のもとに作成されたもので、国内外の大学や関連機関等で広く利用されている。さらに、高等教育関連の制度や用語が簡潔に説明されているため、引用される機会も多い。

表0-3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発刊した評価（質保証）に関する啓蒙書等

<p>大学評価文化展開シリーズ</p> <p>『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』2006年 『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』2007年 『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用をめざして』2008年</p>
<p>大学評価文化定着シリーズ</p> <p>『大学評価文化の定着—大学が知の創造・継承基地となるために』2009年 『大学評価文化の定着—日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』2010年 『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか？』2014年</p>
<p>高等教育質保証シリーズ</p> <p>『グローバル人材教育とその質保証—高等教育機関の課題』2017年 『高等教育機関の矜持と質保証—多様性の中での倫理と学術的誠実性』2019年 『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』2020年</p>
<p>マネジメント改革シリーズ</p> <p>『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』2020年</p>
<p>英文書籍</p> <p>Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan (2007) Quality Assurance for Higher Education in Japan (2012)</p>
<p>用語集</p> <p>高等教育に関する質保証関係用語集（Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education） 第1版（2016年）～第5版（2021年）</p>

大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターとの統合

独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という）は、2016年（平成28年）4月1日に統合され、現機構（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）となり、教育研究活動面と経営面の両面から、大学等の改革支援を一体的に実施することとなった。

法人統合に先駆けて、文部科学省高等教育局内に、統合準備委員会および統合プロジェクトチームが設置され〔2013年（平成25年）12月〕、両法人も参加して課題の整理等を進めた。この準備作業を円滑に進めるため、機構長とセンター理事長との間で基本方針として、①対等の精神に基づき、発展的に統合、②管理部門の統合による事務の合理化・業務の効率化を積極的に推進、③既定業務の確実な実施を前提として、シナジー効果を高める、④統合準備は相互に誠実に協力し、合理的に推進（極力シンプルに）、⑤両法人で合同・協力実施が可能なものは、統合に先立って積極的に推進、などを内容とする「統合の円滑な推進について」が合意された〔2015年（平成27年）5月27日〕。

法人統合の準備作業は非常に多岐にわたったが、その主なポイントは表0-4の通りである。新法人の名称については、①統合後の業務のうち大学等の評価業務が教育研究活動面で、施設費貸付・交付等の業務が経営面で、わが国の大学等の改革を支援する業務を担うことから「大学改革支援」を明記し、②わが国において大学以外で学位授与を行う唯一の機関であること、国際的にもNIADあるいはNIAD-UEが定着していることから、「学位授与」も明記することとした。英語表記については、「高等教育の質向上」を推進するための機関であることを国内外に鮮明にするため「National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education (NIAD-QE)」となった。

表0-4 法人統合の準備作業の主なポイント

<ol style="list-style-type: none">1. 内部組織：センターが行ってきた施設費貸付・交付事業等を担当する組織は、内部規程で国立大学施設支援センター*と位置付け、事業責任者を置く。2. 意思決定：大学評価・学位授与機構の仕組みをベースにする。各事業は現行通り独立性・自律性を維持する。3. 委員会等：事業面の各委員会等は、原則、現行を維持する。4. 事務・事業：両法人の既存事業はそのまま継続する。統合によるシナジー効果の発揮を検討する。5. 諸規定等：大学評価・学位授与機構の現行規程をベースにし、統合に伴う所要の修正を加える。6. 予算・経理：一般勘定と施設整備勘定による区分経理を行う。7. 施設・設備：本部は小平（センター千葉本部は廃止）。竹橋オフィス10階・11階のリニューアル。情報システムの統合、ウェブサイトの整備8. 勤務条件・人事：基本的に現行通り（給与水準等は国家公務員準拠、職員人事は一元化）

*同センターは、2020年（令和元年）改組に伴い発展的解消

大学における諸活動の質向上に貢献

機構が評価事業を開始するにあたり、「大学評価文化（culture of university evaluation）」を提言し、その必要性を強調した（表0-3）。その後、留学生の世界的増加に伴い、世界貿易機関（WTO）による従来からの財（モノ）の取引とは異なるサービス貿易の一分類として「教育サービス」の提唱を受けて、経済協力開発機構（OECD）が、高等教育に質保証の概念を導入することを提案し、世界的に質保証文化（culture of quality assurance of higher education）が主張されるように

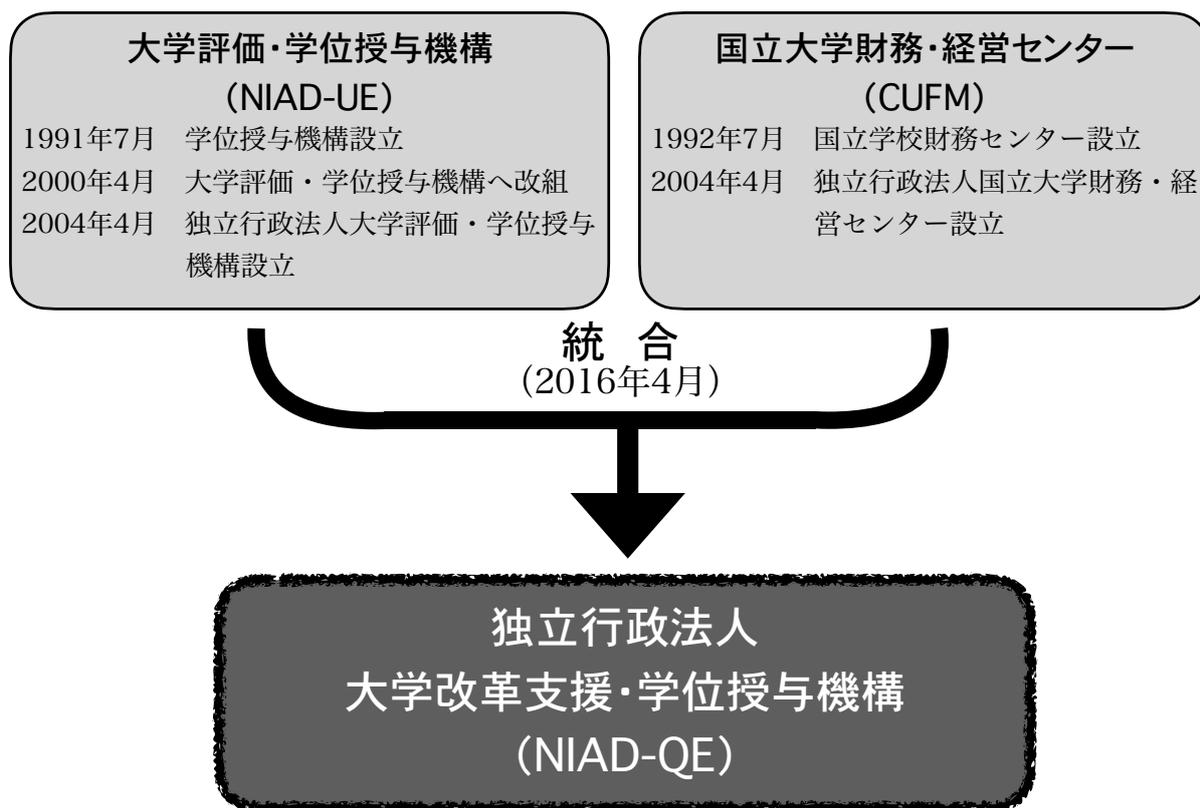
表0-5 質保証文化とは

- 質保証情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」の主要目的は、「質保証」である。
- 質保証の考え方、内容、方法などは、社会的環境の変化とともに、「進化」しなければならない。

なった（表0-5）。

機構は、評価（質保証）文化について、展開（醸成）、定着そして成熟の三段階を想定した。現在は、「定着」の段階にまで達しており、今や「成熟」（社会が評価結果を十分に活用する段階）に向けた活動が求められている。すなわち、評価や質保証に対する社会のニーズを的確に把握し、社会を説得できる情報を発信する必要がある。

機構は、教育研究活動と経営の両面から、大学の諸活動の質向上に貢献することが求められている。したがって、表0-1（p.7）に掲げた業務は、別々に実施されるのではなく、相乗的効果（シナジー効果）を産み出すように実施されることが重要である。機構のロゴマークには、この想いが込められている。すなわち、複数の事業（楕円や色）が相互に重なり合って実施されることによって、大学における教育研究はじめ諸活動の質向上に貢献するのである。



年 表 ・ 沿 革

◎：統合前の学位授与機構、大学評価・学位授与機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構に係るもの

○：統合前の国立学校財務センター、独立行政法人国立大学財務・経営センターに係るもの

1991年（平成3年）

7月 ◎学位授与機構が設立された（横浜市緑区）[国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（平成3年法律第23号）]。審査研究部、管理部を設置した。

1992年（平成4年）

3月 ◎学位授与機構として、初めての学位の授与を行なった。

7月 ○国立学校財務センターが設立された（千葉市美浜区）[国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律（平成4年法律第37号）]。管理部、研究部を設置し、東京連絡所を文部省内に設置した。[東京連絡所は2000年（平成12年）3月に学術総合センターに移転]

1993年（平成5年）

3月 ◎研究紀要『学位研究』を発刊した。

2000年（平成12年）

4月 ◎学位授与機構から大学評価・学位授与機構に改組された（大学評価事業は学術総合センター、学位授与事業は東京都文京区に移転）。評価研究部、学位審査研究部、評価事業部、管理部を設置した。

4月 ◎国立大学（2003年度には一部の公立大学も参加）を対象とした試行的大学評価を実施し、評価結果を公表した [2004年（平成16年）3月まで]。

2002年（平成14年）

10月 ◎研究紀要『大学評価』を発刊した。

2003年（平成15年）

4月 ◎東京都小平市学園西町に移転した（一部業務は学術総合センターに残る）。

2004年（平成16年）

4月 ◎独立行政法人大学評価・学位授与機構が設立された [独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）]。

4月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターが設立された [独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）]。

2005年（平成17年）

1月 ◎大学、短期大学および専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。

- 2月 ◎高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価結果を公表した。
- 3月 ◎学術誌『大学評価・学位研究』を刊行した（『学位研究』と『大学評価』を統合）。
- 3月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターの管理部を総務部に改称した。
- 7月 ◎高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。
- 10月 ◎国際連携センターを設置した [2011年（平成23年）3月廃止]。

2006年（平成18年）

- 3月 ◎大学評価・学位授与機構として、初めての機関別認証評価（大学、短期大学、高等専門学校）の評価結果を対象大学等に通知・公表した。

2008年（平成20年）

- 3月 ◎大学評価・学位授与機構として、初めての法科大学院認証評価の評価結果を対象大学院に通知・公表した。

2009年（平成21年）

- 3月 ◎第1期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（4年目終了時）を実施し、評価結果を国立大学法人評価委員会（文部科学省）に報告・公表した。

2011年（平成23年）

- 3月 ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）により、独立行政法人国立大学財務・経営センターの経営相談事業等を廃止した。
- 4月 ◎研究開発部を設置した（評価研究部と学位審査研究部を統合）。
- 5月 ◎第1期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（中期目標期間終了時）の評価結果を確定・公表した。

2012年（平成24年）

- 3月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターの研究部を廃止した。

2013年（平成25年）

- 3月 ◎学位取得者総数が6万人を超えた。

2014年（平成26年）

- 7月 ◎大学ポートレートセンターを設置した。

2015年（平成27年）

- 3月 ◎大学ポートレートセンターによる国公立大学における教育情報の公表を開始した。

2016年（平成28年）

- 3月 ◎学位取得者総数が7万人を超えた。
- 4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合して独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発足した。国立大学施設支援センターを設置した。

2017年（平成29年）

- 6月 第2期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（中期目標期間終了時）を実施し、評価結果を国立大学法人評価委員会（文部科学省）に報告・公表した。

2019年（平成31年、令和元年）

- 3月 学位取得者総数が8万人を超えた。
6月 大学連携・支援部を設置した（国立大学施設支援センター廃止）。
9月 高等教育資格承認情報センターを設置した。

なお、2011年までの学位授与事業に関する年表・沿革は、『学位授与の20年』（平成24年3月）
<https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/20nen.html> pp.9-13を参照されたい。また、
統合前の独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要は、『国立大学財務・経営センター研究
部の足跡』（2012年3月） <https://www.niad.ac.jp/media/001/201802/ni008700.pdf> および『国立大
学財務・経営センターの歩み』（平成28年2月）を参照されたい。

第一部 国際通用性の高い評価の実施

大学評価の必要性が国際的に強調され始めたのは、1980年代以降である。わが国において、大学評価が政策的課題として取り上げられるきっかけは、1991年（平成3年）に施行された大学設置基準の改正（いわゆる「大綱化」）である（表1-1）。大綱化前では、授業科目として、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目が明記され、それぞれの単位数に至るまで細かく定められていた。しかし、大綱化によって、授業科目、単位、授業という章が、教育課程という章にまとめられ、卒業要件としての総単位数が定められるだけとなった。すなわち、「教育課程」という概念が導入され、その編成は、それぞれの大学（あるいは学部）に任せられ、個性化を図ることが求められた。このように「自由化」を断行した上で、「質の保証」の手段として「自己点検・評価」が導入された（第1章第2条）。これは、第二次世界大戦以後から半世紀以上にわたって続いた高等教育政策の大転換であり、「規制緩和」と「自己点検・評価」とがカウンターパートとして位置づけられた。これが、「護送船団から自由化」あるいは「事前規制から事後チェックへ」と言われた所以である。

表1-1 大学設置基準の大綱化前後の比較（抜粋）

大綱化後	大綱化前
第1章 総則 自己評価等（第2条）	第1章 総則
第6章 教育課程 教育課程の編成方針（第19条） 教育上の目的を達成するために体系的に教育課程を編成する 教育課程の編成方法（第20条） 必修科目、選択科目、自由科目	第6章 授業科目 授業科目の区分（第19条） 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目
第7章 卒業の要件等	第7章 単位 第8章 授業 第9章 卒業の要件及び学士

第1章 大学評価・学位授与機構の発足から試行的評価まで (2000年～2005年)

自己点検・評価を義務づけられた大学は、自己点検・評価を実施する組織を整備し、教育研究の現状についてデータを収集・整理し、それらを公表する作業を始めた。1990年代後半にかけて多くの大学から、「〇〇大学の現状と課題」というタイトルで自己点検・評価の報告書が公表された。すなわち、各大学は、まず現状を把握し、点検することから始めたわけであった。しかしながら、その点検が改善につながる自己評価にまで至った例は、極めて稀であった。

大学が厳格な自己評価になかなか踏み込めないことへの不満から、評価に対する大学教員の意識改革の必要性が問われ始めた1998年（平成10年）に、大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が公表された（参考資料集 表1-21 p.9）。この答申の副題「競争的環境の中で個性が輝く大学」には、非常に深い意味が込められていた。すなわち、18歳人口の減少による大学淘汰の可能性を暗黙の前提とした上で、21世紀前半が「知」の再構築の時代であるという認識に立ち、各大学が横並びの画一的な高等教育を行うのではなく、お互いに切磋琢磨しながら、多様化・個性化を推進することが大学改革の基本的方向として提言された。ここでは、教育研究

の質的向上に資するための評価の必要性が強調されており、個性輝くための主要な手段として第三者による評価が位置づけられた。

第1節 大学評価・学位授与機構の発足

大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』を受けて、大学評価機関の創設準備を行うために大学評価機関（仮称）創設準備委員会が発足した。この準備委員会では、①評価機関の基本的な考え方、②大学評価の目的、③評価事業の内容・方法などについて、精力的に議論された。議論内容をまとめると表1-2のとおりである。

表1-2 大学評価機関（仮称）創設準備委員会における議論内容のまとめ

大学等（大学および大学共同利用機関）の自己点検・評価による教育研究の不断の改善は当然であるが、社会の期待に応えて、評価をより実効性の高いものとしていくためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価が必要である。このために、第三者評価制度を導入し、その評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てることが重要である。同時に、大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことによって、公共的機関としての大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持を得られるように支援・促進していくことも評価の目的である。

大学等は総合的で多様な機能を有しており、そこで行われている教育活動、研究活動、その他の諸活動に関して、専門分野ごとに適切な第三者評価を実施するためには、評価に精通した専門のスタッフを備える必要がある。評価を実施するにあたっては、各専門分野ごとにピア・レビュー（対象分野の専門家による評価）を基本としながら、教育を受ける学生、卒業生を雇用している企業などのステークホルダー（利害関係者）の視点も加味した多様な観点からの評価が実施できる体制を整備する必要がある。

多元的な評価システムの確立には、多岐にわたる大学評価に関する情報の収集・分析・提供事業も重要であり、大学評価の各種指標の有効性などに関する調査研究事業も実施する必要がある。専門のスタッフを備える必要もある。

創設準備委員会における重要ポイントは、限られた数の評価委員による第三者評価によって、如何に「第三者評価を実施した上で、個性輝く大学」を実現するかであった。この結論が、①各大学等の目的および目標に則した評価、②各大学等の自己評価を踏まえた評価、③根拠資料・データに基づく判断（evidence-based evaluation）であった。すなわち、評価の目的は、“金太郎飴”のような大学を作るのではなく、それぞれの大学が掲げる目的に照らして、そこで実施されている教育研究活動等の状況が適切か否かという判断をすることである。

創設準備委員会で、これらの議論が進められていた1999年6月に公表された学術審議会答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について』においても、学術研究の振興にあたっての具体的施策の中で、研究評価の充実と第三者評価の必要性が示された。そこでは、大学等の研究機関の一層の活性化を促すためには、第三者独自の観点や広い視野から、その活動を正確に評価し、他機関との比較も踏まえて、当該機関の改善につなげていくことが求められた。

以上のような議論をもとに、2000年（平成12年）に、学位授与機構を改組して、大学評価機関としての事業と、従来の学位授与機構の業務をあわせて実施する新機関「大学評価・学位授与機構」が発足した。大学評価・学位授与機構は、当初は大学共同利用機関と同様の位置づけとして

船出したが、2004年（平成16年）4月から独立行政法人大学評価・学位授与機構として、再出発した。独立行政法人となっても、それまでどおり、大学関係者その他の学識経験者の参画をえて運営を行い、その専門的な判断に基づいて自律的に評価を実施し、現在に至っている。

第三者評価の実施機関である大学評価・学位授与機構が設立された背景には、各大学が改善につながるような厳格な自己評価になかなか踏み込めなかったことに対する不満もあったが、21世紀の国際社会を生き抜くためには、各大学等が切磋琢磨しながら多様化・個性化を推進することによって、新しい「知」の創生に対する期待が込められていることを忘れてはならない。

第2節 試行的評価の実施

大学審議会答申に謳われている「多元的な評価システム」を確立するために、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。当時、大学評価・学位授与機構）は、2002年（平成14年）度までを必要な態勢を整えるための段階的实施期間として、対象分野や対象機関数を絞った「試行的評価」を実施した。試行的評価の詳細は機構出版物⁽¹⁾を参照されたい。試行的評価については、当初は国立大学を対象とした。2002年度着手分からは、一部の公立大学も加わった（参考資料集 表1-22 pp.9-10）。

試行的評価を踏まえて、2003年（平成15年）度から本格的な大学評価を実施する予定であったが、学校教育法の改正ならびに国立大学法人法の制定が行われたため、これらに基づく2004年（平成16年）度からの新しい大学評価制度に対応するために、当初2003年度から予定されていた本格実施は行わないことにした。その上で、2000年度着手分から2003年度着手分までの試行的評価について、基本的な考え方、試行期間に蓄積した評価のノウハウなどの検証を行った。

1. 目的、基本的枠組みおよび特徴

試行的評価の目的は表1-3に示すとおりであり、これは大学審議会答申の趣旨を体現したものである。大学審議会答申が評価に求めている内容は、「第三者評価を実施した上で、各大学等の個性化を推進する」というものである。これを実現するために実施した試行的評価の主な特徴は、以下のようにまとめられる。

表1-3 試行的評価の目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等（大学及び大学共同利用機関）の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる。• 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。 |
|--|

複数の評価手法に基づく多面的な評価：大学が行っている多様な活動を多面的に評価するため、教育研究などの諸活動の状況について、①全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）、②大学の学部および研究科における教育活動の状況についての評価（分野別教育評価）、③大学の学部、研究科、附置研究所あるいは大学共同利用機関における研究活動の状況についての評価（分野別研究評価）の三区分の評価を実施した。各区分の評価を実施するにあたっては、大学の教育研究活動の状況を包括的に把握できるように複数の評価項目を設定し、評価項目ごとに活動の状況をわかりやすく示した。

目的および目標に則した評価：各大学等の個性や特色が十二分に発揮できるように、評価対象となる活動についての画一的な水準に基づいた評価ではなく、教育研究活動に関して大学が設定している目的（教育研究活動を実施する全体的な意図）および目標（「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題）に則して評価を実施した。

各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家などによる評価（ピア評価）：教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進し、評価の透明性と公正性を確保するために、各大学等は、機構が示す評価の枠組みに基づいて、自己評価を行った。機構では、この自己評価結果を踏まえて、当該分野の専門家などによる評価を実施した。

優れた取組や改善点などの指摘：各大学等の個性の伸長や教育研究活動の質的充実に資するために、諸活動に関して、優れた取組や改善点などを指摘した。

意見の申立て：評価プロセスの透明性を確保するとともに、評価結果の正確性を担保するために、評価結果を確定する前に評価結果を対象大学等に通知し、その内容に対する意見申立ての機会を設けた。申立てがあった場合には再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定した。申立てとその対応の内容は、評価結果とあわせて評価報告書に掲載した。

評価結果の社会への公表：評価結果を設置者および各大学等に通知することにより、それぞれの教育研究活動の改善に役立てるとともに、各大学の教育研究活動等の状況や成果を社会への説明責任を果たすために、対象大学に通知した内容はそのまま公表した。

2. 実施体制

評価実施にあたっては、国公立大学等の関係者および社会、経済、文化等各方面の有識者から構成された大学評価委員会が設置された。その下に、テーマ別および学問分野別ごとに、テーマ・分野の専門家・有識者および大学評価委員会の委員から構成された専門委員会が組織された。また、教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象大学等が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として任命した。

これらの大学評価委員会委員、専門委員および評価員は、国公立大学などの関係団体、学協会および経済団体をはじめ広く推薦を求めたところ、3,000人近くの方々を推薦いただいた。その中から、機構の運営委員会の下に設置した選考委員会で、国公立、専門分野、地域性、性差などを配慮して選考した上で、運営委員会の議を経て決定した。

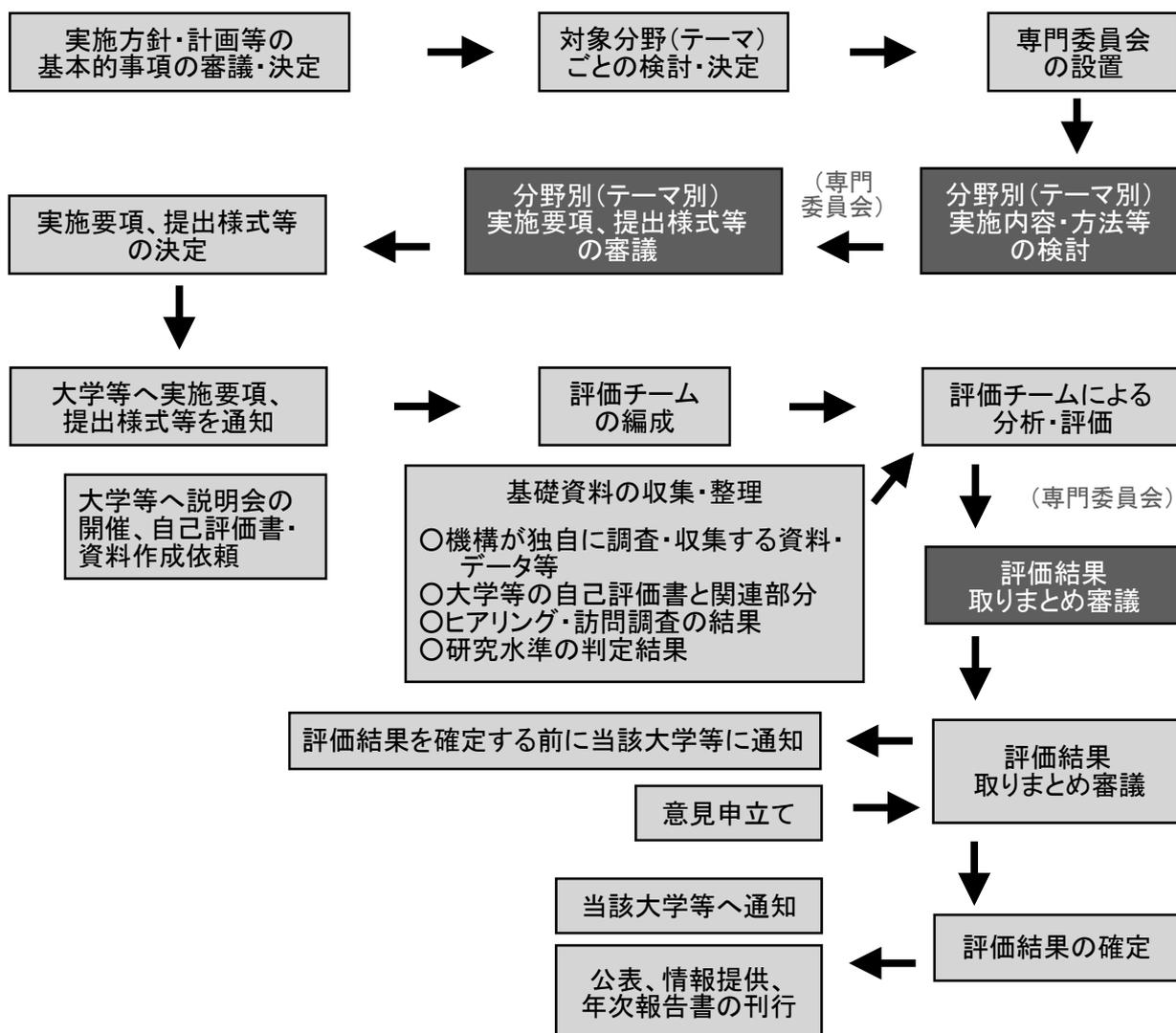
評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があった。このため、評価担当者（専門委員会の委員および評価員）が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、試行的評価の目的、内容および方法などに関する研修を実施した。この研修の内容も年々充実し、有効であったとの評価を受けた（第五部 第2章 pp.80-84参照）。

具体的な評価を行うに際しては、専門委員会の委員および評価員による評価チームを編成した。この評価チームが対象大学等の自己評価書を分析し、ヒアリングや訪問調査を行った。分野別研究評価においては、専門分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各対象領域ごとに専門委員会の委員および評価員で構成する部会を評価チームのほかに設置した。この部会では、分野別研究評価の評価項目のうち、「研究内容及び水準」と「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価の基礎となる研究水準の判定を行った。

3. プロセス・手順

大学評価委員会の最初の仕事は、大学評価の基本方針を定めた『大学評価実施大綱』の策定であった。この実施大綱に基づき各専門委員会では、評価の実施方針および具体的な評価の内容・方法を検討し、大学の自己評価にあたって留意すべき事項を示した『自己評価実施要項』、評価担当者が自己評価書をもとに評価を行うための『評価実施手引書』および『評価作業マニュアル』を作成した。これらの『自己評価実施要項』、『評価実施手引書』および『評価作業マニュアル』は、最終的には大学評価委員会が決定した。評価対象となる各大学等に対しては、説明会を開催して、評価の内容・方法などについて周知を図った。さらに、機構では質問を受け付ける体制を作り、質問に対しては常時回答できる体制を構築した。受けた質問は、質問者に回答するとともに、広く共有できるように、「Q & A」という形で、機構ウェブサイト (https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/) で公開した。

図1-1 試行的評価のプロセス



対象大学等は、『自己評価実施要項』を参考にして自己評価を行い、自己評価書を提出した(図1-1)。機構では、専門委員会の下に組織された評価チームまたは部会において自己評価書の分析(書面調査)を行った。機構が独自に調査・収集した資料・データも参考にしつつ、書面調査の結果をもとに、書面調査段階の評価結果(素案)をまとめて、これを対象大学等に送付した。そ

の際、不明な点、資料・データが不足している点などを指摘し、これらの指摘に対する回答を対象大学等から受け取った後に、ヒアリングあるいは訪問調査を実施した。全学テーマ別評価と分野別研究評価（工学系は訪問調査を実施）ではヒアリングを、分野別教育評価では訪問調査を、それぞれ実施した。このような過程を経て作成された評価結果（案）は、専門委員会および大学評価委員会での審議を経て、その確定前に対象大学等に通知した。この評価結果に対して、対象大学等には、必要があれば、意見申立てを行う機会を設けた。大学評価委員会は、意見申立てを経た上で、評価結果を最終的に確定した。この評価結果は、評価報告書として対象大学等およびその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表した。大学評価実施要項の策定作業開始から、評価結果の公表まで、約1年半という非常に長い時間を要する膨大な作業であった。

各評価区分ごとに評価項目を定めて（表1-4）、対象大学等には、この評価項目ごとに自己評価を実施するように依頼した。これらの評価項目を定めるにあたっては、大学等における教育研究

表1-4 評価区分ごとの評価項目

	2000年度着手分	2001年度着手分	2002年度着手分
全学テーマ別評価	【教育サービス面における社会貢献】 ○目的および目標を達成するための取組 ○目的および目標の達成状況 ○改善のためのシステム	【教養教育】 ○実施体制 ○教育課程の編成 ○教育方法 ○教育の効果 【研究活動面における社会との連携および協力】 ○研究活動面における社会との連携および協力の取組 ○取組の実績と効果 ○改善のための取組	【国際的な連携および交流活動】 ○実施体制 ○活動の内容および方法 ○活動の実績および効果
分野別教育評価	【対象分野：理学系、医学系（医学）】 ○アドミッション・ポリシー（学生受入方針） ○教育内容面での取組 ○教育方法および成績評価面での取組 ○教育の達成状況 ○学生に対する支援 ○教育の質の向上および改善のためのシステム	【対象分野：法学系、教育学系、工学系（2001年度）、人文学系、経済学系、農学系、総合科学（2002年度）】 ○教育の実施体制 ○教育内容面での取組 ○教育方法および成績評価面での取組 ○教育の達成状況 ○学生に対する支援 ○教育の質の向上および改善のためのシステム	
分野別研究評価	【対象分野：理学系、医学系（医学）】 ○研究体制および研究支援体制 ○諸施策および諸機能の達成状況 ○研究内容および水準 ○社会（社会・経済・文化）的貢献 ○研究の質の向上および改善のためのシステム	【対象分野：法学系、教育学系、工学系（2001年度）、人文学系、経済学系、農学系、総合科学（2002年度）】 ○研究体制および研究支援体制 ○諸施策および諸機能の達成状況 ○研究内容および水準 ○研究の社会（社会・経済・文化）的効果 ○研究の質の向上および改善のためのシステム	

などの諸活動の性格や多様性に配慮した。すなわち、評価は、諸活動のアウトカムズ（達成を示す成果）について行うのが基本ではあるが、インプット（組織編成および人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程、教育環境および提供するサービスの展開）についても評価するように項目立てした。

2000年度着手分については、評価項目を定めただけで自己評価を依頼した。しかし、「どのように自己評価をしたらいいのか？もう少し詳しく指示して欲しい。」という類いの質問が多数寄せられたため、2001年度着手分からは、各項目ごとに複数の「要素」を立てて、その項目で何を評価するのかを明示した（表1-5に一例を示す）。

表1-5 分野別教育評価における評価項目、要素、観点例に関する一例

<p>評価項目：教育の実施体制</p> <p>〔要素1〕教育実施組織の整備に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科・専攻の構成 ・多様な学問分野（マルチディシプリン）を持つ教員構成を教育に反映する体制 <p>〔要素2〕教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に対する周知の方法とそれらの効果 ・学外者に対する公表の方法とそれらの効果 <p>〔要素3〕学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生受入方針の明確な策定 ・学生受入方針の学内外への周知・公表 ・学生受入方針に従った学生受入方策
--

評価項目と要素は、教育研究を評価する場合には、基本的に必要であろうと思われる内容を盛り込んだので、全ての対象大学等に、これらの評価項目と要素について自己評価を実施することを要請した。それぞれの対象大学等は、評価項目の要素ごとに、それぞれの目的および目標に照らして「観点」を適切に設定して自己評価を行うことになる。目的および目標が異なれば、設定される観点は異なるはずである。しかし、対象大学等からは観定の例示を求める声が多数寄せられたので、『自己評価実施要項』に、観点を設定する際の参考として、評価の観点例を掲載した。ただし、「記載されている観点例は、各評価項目の自己評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるものを例示してありますので、利用にあたっては、これらの観点を参考としながら、各対象組織で整理した教育（研究）目的および目標に沿って、評価の観点を適切に設定してください。したがって、各対象組織において、これらの観点をそのまま用いる必要はなく、また、これら以外の観点を設定することが必要な場合があります。」と記述し、説明会でも、このことを強調した。しかしながら、ほとんど全ての大学等が、記載された観点をそのまま利用して自己評価書を作成した。このような、項目-要素-観点という三層構造によって評価を進める方法は好評であった（第五部 第2章 pp.80-84参照）。この考え方は、2004年から始まった認証評価（第2章 pp.21-32参照）の設計にも活かされている。

4. 実施状況

全学テーマ別評価、分野別教育評価および分野別研究評価は、2000年度・2001年度着手分については、国立大学を対象として実施した。2002年度着手分については、国立大学に加えて、一部

の公立大学も対象として実施した。いずれの場合も、設置者から要請があった大学あるいは大学共同利用機関等を対象として実施し、3年間で試行的評価を受審した大学等の数は122機関で、延べ550組織を評価した（参考資料集 表1-22 pp.9-10）。なお、全学テーマ別評価「教養教育」については、2000年度に実状調査を行った上で、評価は2001年度に実施した。

大学評価事業を始めるにあたって、機構は「開放的で進化する評価」を標榜した。したがって、試行的評価の検証は、非常に重要な作業であり、これからの機構の評価事業の充実を図るために不可欠な作業である。検証結果から、試行的評価の成果と課題をまとめると、次の通りである。なお、検証結果の詳細は、第五部 第2章（pp.80-84）を参照されたい。

- ① 「大学等の教育研究活動の改善に資する」という目的は、おおむね達成できた。
- ② もう一つの目的である「大学等の諸活動の説明責任を果たす」については、社会全般の理解度や活用のされ方という点から問題があり、改善の必要がある。

参考文献等

- (1) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.41-75

第2章 認証評価（2005年～）

すべての大学院、大学、短期大学および高等専門学校は、国公立の設置形態は問わず、その教育研究水準の向上に資するために、教育研究、組織運営および施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という）の実施する評価を受けることが、学校教育法により義務づけられた（2004年）。

認証評価の目的は、大学院、大学、短期大学あるいは高等専門学校で行われている教育研究活動等について、①質を保証する、②改善・向上に資する、③第三者としての説明責任を果たす、の三点である（表1-6）。認証評価の中には、組織全体の状況について評価する機関別認証評価と、専門職大学院を対象とする専門分野別認証評価がある。大学、短期大学、高等専門学校の機関別認証評価は7年以内ごとに1回、専門職大学院の認証評価は5年以内ごとに1回、認証評価機関の評価を受けることが義務づけられている。

表1-6 認証評価の目的

- 認証評価機関が定める評価基準に基づいて、高等教育機関を定期的に評価することにより、その教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を各教育機関にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
- 教育機関の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として高等教育機関が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

認証評価機関は、中央教育審議会の審査を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この認証は、評価の基準、方法、体制などの点で、公正で的確な評価を実施できる一定の要件（学校教育法第百十条）を満たしている評価機関に与えられる。2021年5月時点で、文部科学省から認証を受けた機関別認証評価を行う機関は、大学5機関、短期大学3機関、高等専門学校1機関である。専門職大学院の専門分野別認証評価については、法科3機関、経営2機関の他、17分野

にわたり各1～2機関が認証されている（文部科学省 認証評価機関一覧⁽¹⁾）。この中で、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価および法科大学院認証評価を実施する機関として認証されている。なお、短期大学機関別認証評価については、2005年から2010年まで実施した。

第1節 大学機関別認証評価

機構は、大学評価準備委員会を設置（2003年8月）し、大学機関別認証評価の基本的方針および大学評価基準について検討を行った。その結果を『大学機関別認証評価実施大綱（案）』および『大学評価基準（案）』としてとりまとめ、大学団体等を対象としてこれらの案に対する意見照会（パブリックコメント）を行った。それを受けて、社会、経済、文化等の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を設置（2004年4月）し、評価基準、評価方法等の基本的事項について審議し、『大学機関別認証評価実施大綱』および『大学評価基準』（以下「評価基準」という）に加えて、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』を定めた。2004年10月文部科学大臣に大学認証評価機関として認証の申請を行い、2005年（平成17年）1月14日に認証された。2020年度までの実施実績は、参考資料集（表1-23 p.11）を参照されたい。

『大学機関別認証評価実施大綱』『大学評価基準』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』は、冊子として配布するだけでなく、機構ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）にも公開した。ウェブサイトには、寄せられた質問の共有を図るために、それらに対する回答も「Q & A」の形で公開した。評価結果は、機構ウェブサイトに公表されている。

機構が実施する機関別認証評価の方針・特色として、①大学評価基準に基づく評価、②教育活動を中心とした評価、③各大学の個性の伸長に資する評価、④自己評価に基づく評価、⑤ピア・レビューを中心とする評価、⑥透明性が高く公正な評価、⑦開放的で進化する評価を掲げた。詳細は機構の出版書籍を参照されたい⁽²⁾。

1. 1・2 巡目

大学評価基準は、教育活動に軸足を置いて大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、全ての大学を対象とする11基準（表1-7、参考資料集 表1-24 p.11、2巡目では10基準に整理）から構成された。基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定し、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を示した。それぞれの大学の目的によっては、基本的な観点だけでは十分には自己評価できない場合も想定して、大学独自の観点が設定できるようにした。

大学で行われている教育研究活動等の「質の保証」が機関別認証評価の主要目的の一つであるから、全ての大学を対象とする11基準には、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定された。基準ごとの自己評価の状況を踏まえて、大学全体として、その基準を満たしているか否かの判断を行い、その判断の理由を記述した。機関別認証評価は、大学全体について行うものであるが、必要に応じて学部・研究科ごとに分析、整理した。この場合には、学部・研究科ごとに分析した上で、大学全体の状況を分析した。

大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、機関としての大学が機構の定めた評価基準を「満たしている」と認め、その旨を公表した。もし、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として評価基準を「満たしていない」と判断した。この場合には、「追評価」という手続きが用意された。すなわち、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。この追評価で当該基準を満たしていると判断さ

れた場合には、先の評価とあわせて、大学全体として評価基準を「満たしている」と判断し、その旨を公表した。

表1-7 大学機関別認証評価基準の変遷

3 巡目 (2019～)	2 巡目 (2012～2018)	1 巡目 (2005～2011)
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 (3 基準)	基準1 大学の目的 (2 観点)	基準1 大学の目的
領域2 内部質保証に関する基準 (5 基準うち3 重点評価項目)	基準2 教育研究組織 (4 観点)	基準2 教育研究組織
領域3 財務運営、管理運営および情報の公表に関する基準 (6 基準)	基準3 教員及び教育支援者 (7 観点)	基準3 教員及び教育支援者
領域4 施設および設備ならびに学生支援に関する基準 (2 基準)	基準4 学生の受入 (5 観点)	基準4 学生の受入
領域5 学生の受け入れに関する基準 (3 基準)	基準5 教育内容及び方法	基準5 教育内容及び方法
領域6 教育課程と学習成果に関する基準 (8 基準)	○学士課程 (13 観点)	○学士課程
	○大学院課程 (13 観点)	○大学院課程
	(専門職学位課程を含む)	○専門職学位課程
	基準6 学習成果 (4 観点)	基準6 教育の成果
	基準7 施設・設備及び学生支援 (10 観点)	基準7 学生支援等
	基準8 教育の内部質保証システム (5 観点)	基準8 施設・設備
	基準9 財務基盤及び管理運営 (13 観点)	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
	基準10 教育情報等の公表 (3 観点)	基準10 財務
		基準11 管理運営

それぞれの基準を満たしているか否かの判断だけでは、認証評価の目的のすべてを果たしたことにはならない。評価結果報告書では、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断できる場合や、基準を満たしてはいるものの改善の必要が認められる場合には、その旨を記述した。認証評価の第二の目的である「改善・向上に資する」ためには、この「優れた点」や「改善を要する点」の記述が重要である。

機構の実施する認証評価は、大学の正規課程における教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価した。しかし、研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つである。さらに大学は、社会の一員として、地域社会や産業界などと連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元する活動も行っている。機関別認証評価の目的が、大学の諸活動の改善に資し、説明責任を果たすことであることを鑑みて、11基準の他に選択的評価事項を設定した。これは、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するもので、選択的評価事項は、大学の希望に基づいて、これらに関わる活動について評価した。

選択的評価事項については、基準を満たしているか否かの判断ではなく、各大学が設定している目的の達成状況の評価した。選択的評価事項の目的の達成状況は、「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」および「目的の達成状況が不十分である」の4段階で判断した。さらに、この判断に至った理由、優れた点、改善を要する点なども記述した。

評価は、書面調査と訪問調査により実施した。書面調査は、『自己評価実施要項』に基づき、各大学が作成する自己評価書の分析と、機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施した。この書面調査の結果は、訪問調査の約1カ月前までに対象大学に送付した。その際、自己評価書で不明な点、資料・データの不足などについても通知した。これに対する回答を分析し

た後、評価部会のメンバーが訪問調査を実施した。訪問調査は、『訪問調査実施要項』に基づき、書面調査では確認できない事項について調査した。書面調査と訪問調査の結果に基づいて、評価委員会が作成した評価報告書（案）を対象大学に送付した。対象大学は、この報告書案に対して意見があれば、約1カ月以内に申立てを行い、評価委員会が評価報告書を確定した。対象大学およびその設置者に提供すると同時に、社会に広く公表した（参考資料集 図1-21 p.12）。

なお、国際連合大学サステナビリティ学研究科から認証評価実施の依頼があった。しかし、同大学はわが国の学校教育法で管理された機関ではないため、2巡目の評価基準等をそのまま適用したが、「第三者評価」として2014年度に実施した⁽³⁾。ここでは、自己評価書および大学関係者（研究科長等）とのインタビューは日本語で実施したが、一般教職員、学生・修了生とのインタビュー等については英語を使用した。また、海外在住の修了生（複数）とはインターネットを利用したインタビューを行った。

2. 3巡目

1巡目（2005～2011年度）と2巡目（2012～2018年度）は、いくつかの修正はあるものの、ほぼ同じような評価基準、評価体制、評価方法等で実施した。3巡目（2019年～）では、分析内容は2巡目までとほぼ同様であるが、評価項目の大幅な再構成を行い、質の向上および改善に資する評価、内部質保証の重視および学習成果を重視した評価が強調されている。（表1-7 p.23および参考資料集 表1-25 p.13）。また、国際的な質保証の動向との整合性にも配慮されている。詳細は機構の出版書籍⁽⁴⁾を参照されたい。

3巡目の大学評価基準は、27基準で構成され、6領域に分類して表示した。領域2は機関全体の内部質保証に関わる領域であり、重点評価項目（基準2-1～2-3）が設定されている。領域6には、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を含めた教育研究活動の質に関わる基準が設定されている。領域6の教育課程と学習成果については、教育研究上の基本組織（学部、学科、課程、研究科）ごとに整理した上で、大学全体の状況を判断する。

基準ごとに基準を満たしているか否かの判断を行い、すべての基準を満たしている場合に「大学評価基準に適合している」と認定する。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できる場合には「大学評価基準に適合している」と認定するが、確認できない場合には「大学評価基準に適合していない」との判断となる。なお、重点評価項目として位置づける内部質保証の体制または手順が整備されていないと確認された場合には、他の基準の状況如何に関わらず「大学評価基準に適合していない」と判断する。

評価の手順（方法）にも大きな変更があった。1・2巡目では、各大学の自己評価書には基準ごとの概要を文章で記述し、分析するように求めていた。しかし、3巡目では、体制、組織、成果については、あらかじめ指定した表（別紙様式）の形（参考資料集 図1-22 p.14）で、あるいは規程類そのものの提出を求め、必要に応じて特記事項を文章で記述することも求めている。第三の大きな変更として、紙ベースの自己評価書および別添資料の提出に替わって、すべて電子ファイルの形でクラウド上にアップロードする形で提出を求めている。

第2節 高等専門学校機関別認証評価

高等専門学校は、わが国の産業・経済の高度成長に伴う産業界からの強い要請に応じて、工業発展を支える実践的な技術者の養成を目的として、後期中等教育段階の教育を含む高等教育機関

として創設された（1962年）。2021年4月1日現在、高等専門学校は57校（国立51校、公立3校、私立3校）であり、約5万7千人の学生が高等専門学校で学んでいる（表1-8）。「国立」とは独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校である。

表1-8 高等専門学校の設置者別学校数及び入学定員等（2020年度）

区分	学校数	入学定員（人）	2020年度在学生数（人）
国立	51	9,360（1,118）	48,219（2,998）
公立	3	720（76）	3,617（183）
私立	3	385（32）	1,913（44）
合計	57	10,465（1,226）	53,749（3,225）

（ ）内は専攻科の入学定員、在学生数で外数

高等専門学校は、高校と大学の両方にまたがる年齢期の学生を対象に5年間の一貫教育を行う教育機関であり、次のような特色ある教育を行っている。

- 実践的・創造的技術者の養成という明確な教育目的の下、中学校卒業段階から5年間の一貫した専門教育を行い、実験・実習・実技等の体験重視型の専門教育を実施している。
- 教育課程は、専門科目と一般科目がいわゆるくさび型に編成され、専門教育と一般教育とが効果的に組み合わせられるようになっている。
- 卒業生が、専攻科あるいは大学、さらには大学院にまで進学することが可能な多様なキャリアパスが用意されている。
- 卒業生は、製造業を初めとして様々な分野で活躍しており、卒業生に対する産業界からの評価は非常に高く、就職希望者に対する就職率や求人倍率も高い水準となっている。

これらは、わが国のユニークな教育制度として国際的にも高く評価されており、高等専門学校は、わが国のものづくり産業を支える優秀な技術者等を社会に供給し、産業界を中心に高く評価されてきた。また、地域行政や産業界との技術連携等、地域に密着したきめ細かな交流を行い、地域の発展に貢献してきた。

機構は、高等専門学校の認証評価を行う唯一の認証評価機関として、2005年7月12日に認証され、同年より認証評価を開始した。これに先立ち2004年度に試行的評価を実施した上で、1巡目（2005～2010年度）、2巡目（2011～2017年度）を経て、2018年度から3巡目が始まっている（実施実績については、参考資料集 表1-26 p.14）。評価結果は、機構ウェブページに公表されている。

『高等専門学校機関別認証評価実施大綱』『高等専門学校評価基準』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』の作成、審議等については、大学機関別に準じた方法で行われた（pp.22-24参照）。内容的には、高等専門学校の実状を配慮した上で、大学に準じた記述がされた。機構では、各年度に実施した認証評価・選択評価に関する検証や各巡目の中間的検証、総括的検証を実施し、検証結果を評価事業の改善に生かしてきた⁽⁵⁾。高等専門学校評価基準は、1・2巡目は、多少の修正は行ったものの、ほぼ同じもので実施した。しかし、3巡目は、大幅な組み替えを行なった（図1-2 p.26）。これによって、3巡目の認証評価においては、①高等専門学校における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（内部質保証システム）に関すること、②卒業の認定に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針および入学者の受入れに関する方針に関すること、の二つの内容が評価基準に加わった。さらに、内部質保証システムに関することについては、重視すべき事項として「重点評価項目」として新たに位置づけられた。

図1-2 高等専門学校機関別認証評価基準の1・2巡目から3巡目への移行状況



第3節 法科大学院認証評価

法科大学院は専門職大学院の一種と位置づけられているが、とりわけ法科大学院についての第三者評価は、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる点が、特徴的であった。ただし、2020年度以降は、機関別認証評価についても「適合認定」を与えるように法改正が行われ、これに伴って、法科大学院についても「適格認定」は「適合認定」と呼ばれるようになった。法科大学院認証評価では、関係法令によって、細かく評価対象項目が定められている⁽⁶⁾。評価方法も、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」に規定する認定を的確に行うことが求められる。さらに、評価業務に法曹としての実務の経験を有する者（法曹三者）の参加が必要である。認証評価結果は、文部科学大臣から、法務大臣に通知することになっている。機構が実施する法科大学院認証評価は、表1-9に示した目的で実施している。一般の認証評価の目的（表1-6 p.21）と比較して、第一項目の相違に注目されたい（下線部分）。

表1-9 法科大学院認証評価の目的

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックする。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、社会に示す。

法科大学院認証評価に関しては、『法科大学院評価基準要綱』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』が作成されたが、これらの審議等については、大学機関別に準じた方法で行われた（pp.22-24参照）。しかし、内容的には、法科大学院認証評価の特色を反映して、大学機関別認証評価とは異なる。たとえば、法科大学院の評価については、機関別認証評価と異なり、適格認定を行った法科大学院にその質を継続的に保証していく観点から、年次報告書の提出を求めることとなっている。機構は、2004年11月文部科学大臣に法科大学院の評価を行う認証評価機関の認証の申請を行い、2005年1月14日に認証された。

『法科大学院評価基準要綱』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』の冊子を用いて、法科大学院認証評価に関する説明会を実施するとともに、随時各大学の要請に対応して各大学に出向いての説明を積極的に行った。また、機構ウェブサイトへの「法科大学院認証評価に関するQ & A」の公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の実施する認証評価の周知徹底に努めた。

評価実施体制、評価プロセス等は、大学機関別に準じるが、評価委員会には法曹三者の関係者が加わることが求められた。法科大学院認証評価固有のものとして、教員組織調査専門部会と年次報告書等専門部会（両部会とも評価委員会委員および専門委員で構成）が設置された。前者は、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査、分析等を実施し、後者は、法科大学院を置く大学から提出される法科大学院年次報告書および評価実施後の変更届の分析・調査を行なった。

法科大学院認証評価基準（以下、本節において「評価基準」という）には、法科大学院の教育活動等に関して、評価基準に適合している旨の適格認定をする際に、法科大学院として満たすことが必要と考える要件および当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容が記載されている。これらの内容は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」に規定する法曹養成の基本理念ならびに専門職大学院設置基準に規定される事項などを踏まえたものである。

1. 1～3 巡目

評価基準は、基準と解釈指針（基準に係る説明および例示）から構成され、内容によって10章に分類された〔1 巡目（2005～2010年度）、参考資料集 表1-27 p.15〕。基準は、その内容により、二つに分類することができる。第一は、定められた内容が満たされていることが求められるもの、第二は、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるものである。評価基準に「適合している」と認定されるには、全ての基準が満たされていることが求められる。「基準に適合している」と認定された場合に、その法科大学院に適格認定が与えられた。

評価方法（書面調査と訪問調査）、評価体制、評価プロセス・スケジュール、評価結果の記述、追評価などは、大学機関別認証評価（pp.22-24参照）に準じて実施した。これに加えて、教員組織に関する評価をより適切なものとするために、教員組織調査専門部会が教員の授業科目適合性の調査を行った（2007年度から）。

法科大学院認証評価の開始当時は、開設初年度の入学者（3年課程）がまだ修了していない段階であったため、評価できない基準もあった。機構では、2005年は予備評価を実施し、関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資することを目的とした。したがって、予備評価の結果は、当該法科大学院を置く大学には通知したが、文部科学大臣への報告や社会への公表をしていない。また、基準のすべてについての適合状況を評価できないので、適格認定も行わなかった。

年次報告書等専門部会は、2008年度から、適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出さ

れた法科大学院年次報告書および評価実施後の変更届について、教育課程または教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行い、評価委員会に報告した。評価委員会は、評価結果への付記事項（案）を作成し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、これを確定し、当該法科大学院を置く大学に対して通知するとともに、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構ウェブサイトに掲載した。

機構では、「開放的で進化する評価」の一環として、絶えず検証作業をしつつ評価事業を進めてきた。これらの検証結果に基づき、関係法令の改正に適合するように、2巡目（2011～2015年度）および3巡目（2016～2020年度）における評価基準は、11章51基準から構成された（参考資料集表1-27 p.15）。このうち、2013～2015年度および2016・2017年度には、それぞれ20基準および19基準を重点基準に指定した。

2巡目における大きな変更点は、「法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする」として判断結果を総合的に考慮し、法科大学院に適格認定を与えるものとした。

3巡目開始にあたっては、2013年度より評価基準、評価方法（適格認定の判断方法を含む）、評価体制等に関する事項について検討を行い、意見公募（パブリックコメント）を経て、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する客観的指標の導入、基準および解釈指針内容の明確化等、より適切な認証評価を行うため、2015年6月に「法科大学院評価基準要綱」を改定した。その上で、関係法令の改正や法科大学院を取り巻く状況の変化に対応するため、表1-10に示す方針に則して評価基準を改定した。

表1-10 関係法令改正に対応した法科大学院評価基準改定のポイント

<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法施行規則の改正に伴い、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・公表する必要があることとした改定。（2016年3月） ○大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の改正に伴い、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設ける必要があることとした改定。（2016年3月） ○適性試験の成績を用いることが任意とされたことに伴う改定。（2017年6月） ○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の改正に伴い、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、及び実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていることとする規定が削除されたこと、また、実務家専任教員とみなすことができる者の要件である1年間に担当する授業科目の単位数が緩和されたことによる改定。（2018年4月） ○専門職大学院設置基準の改正に伴い、専任教員に関する規定及び教育課程連携協議会に関する規定を改定。（2018年4月） ○専門職大学院設置基準の改正に伴い、教育課程の見直しに関する基準を新設ほか。（2018年6月）

2. 受審状況と4巡目

法科大学院の認証評価受審状況（機構以外の認証評価機関も含めて）を表1-11にまとめた。ここで注目すべきことは、「不適格」と認定された大学が多数見られたことである。機構の評価において、不適格となった理由の主なものあげると、次のような内容である。

- ① 履修科目として登録できる単位数が、定められた上限を超えている。
- ② 一部の法律基本科目について、同時に授業を行う学生数が標準を大幅に超えている。
- ③ 客観的かつ厳正な成績評価と単位認定という視点から問題がある。

- ④ 入学者選抜において、法学未修者の選抜方法または法学既修者の認定方法が適切ではない。
- ⑤ 一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。

このように、適格と認定されなかった理由は、入学者選抜から教員の組織体制まで広範にわたっている。その内容も、法令に抵触するおそれがあるものから、機構が独自に求める水準に達していないものまでかなりの幅がみられる。

表1-11 法科大学院の認証評価受審状況

	大学改革支援・学位授与機構	日弁連 法務研究財団	大学基準協会	合計
1 巡目	28 (7)	29 (7)	18(10)	75(24)
2 巡目	28 (2)	24 (2)	16 (7)	68(11)
3 巡目	21 (3)	13 (1)	6 (2)	40 (6)

() 内数字は不適格となった大学数

3 巡目認証評価の多数が終了した2019年度（令和元年度）から関連する法改正が実施され、さらに、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」[中央教育審議会法科大学院等特別委員会（令和2年6月17日）]によって、法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を行う等の方向性が示された。これらを踏まえて、機構の4 巡目認証評価は、従来の法科大学院認証評価の評価基準および評価方法を大きく変えるものとなった（表1-12）。

表1-12 4 巡目法科大学院認証評価基準

領域1：法科大学院の教育活動等の現況（3基準） 領域2：法科大学院の教育活動等の質保証（6基準、うち4基準を重点基準とする） 領域3：教育課程及び教育方法（7基準） 領域4：学生の受入及び定員管理（3基準） 領域5：施設、設備及び学生支援等の教育環境（2基準）
--

3 巡目までの詳細な認証評価基準と解釈指針をあらため、評価基準本体は概括的で簡素なもの（解釈指針は廃止）とし、『自己評価実施要項』に自己評価を行う際に分析すべき項目や確認すべき法令上の要件等を記載した。自己点検・評価の結果に基づき、教育活動等の質が確保されると判断される法科大学院については、効率的に評価を行う一方、課題等が指摘される法科大学院については詳細な確認を行うなど、各法科大学院の状況に応じた評価を行うこととした。また、認証評価における負担を削減するため、法科大学院が具体的かつ客観的な指標・数値により教育の実施状況等を自己分析できるよう自己評価書について、文章による説明を極力削減し、予め例示した根拠資料等の提示で足りるものとし、次の評価を受けるまでの間、毎年度提出を求めていた「法科大学院年次報告書」を廃止し、必要に応じて「法科大学院重要事項変更届」や「対応状況報告書」を提出することとした。これらは、認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進することをめざすものである。認証評価の適合認定についても、領域2の6基準のうち、重点基準と定めた4基準のうち1つでも満たしていない場合は、他の基準の状況に関わらず、「評価基準に適合していない」と判断することとし、必要最低限の法令適合性および教育活

動等の質保証が実施されるようにした。3巡目で実施していた教員組織にかかる調査についても、まずは各法科大学院における教員の質の維持に委ねることとし、これを認証評価において判断することとした。また、領域5の施設、設備及び学生支援等の教育環境については、前回認証評価において基準に適合している場合、変更がないときは、前回認証評価結果を活用して自己評価できるものとした。

第4節 短期大学機関別認証評価

機構は、2005年度から2010年度にわたって短期大学に対する機関別認証評価を実施した（参考資料集 表1-28 p.15）。短期大学機関別認証評価委員会を設置し、『短期大学認証評価実施大綱』、『短期大学評価基準（機関別認証評価）』、『自己評価実施要項（短期大学機関別認証評価）』、『評価実施手引書（短期大学機関別認証評価）』および『訪問調査実施要項（短期大学機関別認証評価）』に基づいて評価が実施された。内容的には、短期大学の実状を配慮した上で、大学機関別認証評価（pp.22-24参照）に準じた作業が行われた。

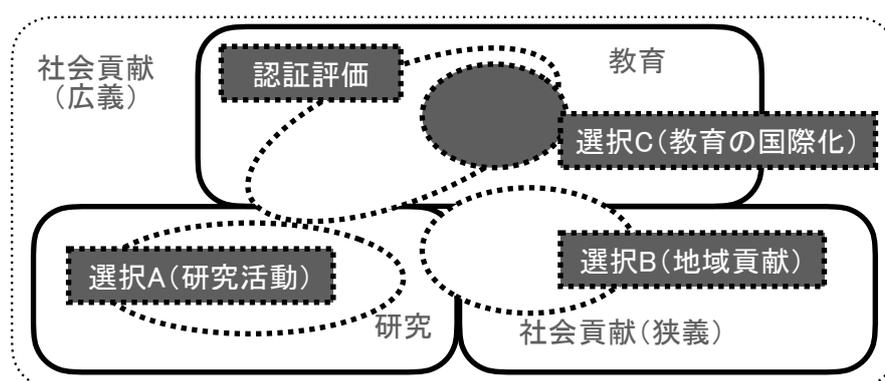
機構の認証評価事業については、2010年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する」こととされた。これを受けて、文部科学省による関係機関への意見聴取の結果、短期大学機関別認証評価事業については、2012年度以降は実施しないこととなった。2012年（平成24年）3月27日付機構長名で「昨年度政府において実施されました行政刷新会議の事業仕分けの結果及び2010年（平成22年）12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえ、2012年度以降、当機構において短期大学機関別認証評価は行わないこととされたところです。このことを受け、このたび正式に当機構の短期大学機関別認証評価事業が廃止されることとなりましたので、お知らせいたします。」との連絡を短期大学に対して発出し、短期大学機関別認証評価事業を終了した。

第5節 大学機関別選択評価

機構の大学機関別認証評価は、「教育」を中心に評価した（pp.22-24参照）。しかしながら、関係者から「研究」や「社会貢献」も評価対象とする要望が寄せられたために、1巡目においては、認証評価の基準とは別に、「選択的評価事項」を設け、大学が希望した場合、認証評価と同時に評価を受ける場合に限って、これらの事項について評価を実施した（参考資料集 表1-29 p.16）。2巡目からは、これらの評価を認証評価とは独立した第三者評価－大学機関別選択評価－として実施した。これにより、機構以外の評価機関の認証評価を受けた大学が、機構の選択評価を受けることや、ある年度に機構の認証評価を受け、別の年度に選択評価を受けることも可能となった。

選択評価事項としては、A：研究活動の状況、B：地域貢献活動の状況、C：教育の国際化の状況、の三テーマが設定されている。大学が果たすべき使命・役割としては、「教育」、「研究」、「社会貢献」の三つがある。これらの三つの使命・役割と機構の実施する評価が、どのように対応しているかを図1-3に示した。「研究」についての詳細な評価のために、選択評価事項Aを設けた。「教育・研究」は古典的な意味での大学の使命・役割であるが、これに加えて教育研究を通じて蓄積した知的資産を、より直接的に社会に還元することが求められるようになってきた。これに対応して、選択評価事項Bを設けた。これらは、1巡目の選択的評価事項「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に、それぞれ対応するものである。

図1-3 大学の使命・役割と機構の実施する機関別認証評価と選択評価



社会全体のグローバル化が急速に進展する中で、大学教育もグローバル化に向けた対応が要請されており、多くの大学が教育の国際化に向けたさまざまな活動を展開している。教育の国際化に向けた活動については、認証評価においても評価の対象として含まれてはいるが、特別の基準を設けていなかったため、認証評価のみでは各大学における教育の国際化の状況や特色が必ずしも明確になっていない。選択評価事項Cは、教育の国際化に向けた活動に焦点を絞り評価を行うことにより、国際的な教育活動の質の一層の向上を図るとともに、教育の国際化の局面において個性・特色を発揮している大学を支援することを目的として設定された。大学機関別選択評価の実施実績は参考資料集（表1-30 p.16）に示す。

選択評価は、認証評価とほぼ同様の体制で実施した。基準の評価は、それぞれの観点の判断を総合して実施し、目的の達成状況について4段階で評価結果を示した。この段階判断だけではなく、基準ごとに、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、その旨も指摘した。また、選択評価事項Cについては、目的の達成状況の評価に加えて、「国際的な教育環境の構築」「外国人学生の受入」「国内学生の海外派遣」の各視点について、4段階の水準判定を行なった。詳細は、機構出版書籍⁽⁷⁾を参照されたい。

第6節 専門職大学院認証評価に関する検討（2006年）

国際的にも通用する専門的な知識や能力をもつ人材の養成、いったん社会に出た職業人の専門能力向上のための再教育の要請、資格社会への対応の必要など、様々なニーズに応えることを目的として、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を明記した専門職学位課程を置く専門職大学院制度が創設され（2003年）、2020年5月現在、法科大学院（35大学35専攻）、教職大学院（54大学54専攻）を除いて、ビジネス・MOT、会計、公共政策など多様な分野において、国公立さらに株式会社立合わせて59大学77専攻に拡大している。

専門職大学院を既存の大学院の修士課程と比較すると、修了年限が1～2年と弾力的であり、研究指導や修士論文審査を必ずしも必要としないこと、また必要な専任教員に一定の割合以上のいわゆる実務家教員（専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）を含めなければならないこと、さらに事例研究や双方向・多方向の授業方法などの授業方法に関して具体的指示がある点などが特徴的な相違点である。

認証評価と関係する大きな違いは、専門職大学院は各分野ごとに5年以内ごとに認証評価を受けなければならないとされている点である。これまでの大学院も認証評価の対象となっているが、それは7年以内ごとに「当該大学の教育研究等の総合的な状況」の枠内で認証評価を受ける

のであって、単独で評価の対象になるわけではない。つまり、専門職大学院は、認証評価の中では最も短い5年以内という期間で、しかも、それ自体単独で認証評価の対象になるのである。短い期間内で、継続的に第三者評価を受けることを義務づけられているのは、変化の激しい社会の現実や当該専門領域での要請との間に時間的ギャップがあってはならない、という専門職大学院特有の課題が反映されている。

専門職大学院の分野は多様で、分野によっては認証評価機関が存在しないこともあり得ることを想定して、当初は、特別の事由がある場合には、文部科学大臣の定める措置を講じていれば、認証評価を受けなくてもよいと定められていた。ここでいう「文部科学大臣の定める措置」とは、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した評価機関の評価を受けるか、あるいは当該専門職大学院の自己点検・評価結果について当該大学の職員以外の者による定期的な検証を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することが義務づけられていた。現在は、この特例は廃止され、各分野に認証評価機関が必要となっている。

2006年の時点では、法科大学院以外の認証評価機関の申請がない状況を鑑みて大学評価・学位授与機構（当時）は、今後登場するであろう各専門分野の評価機関が評価基準を作成する際の参考に供するため、「専門職大学院の評価基準モデル（法科大学院を除く）」（参考資料集 表1-31 p.17）を作成・公表した（2007年1月）。

このモデルは、大学評価基準と比較すると、内容の統合・整理によって、6評価基準という、かなりコンパクトになった基準から構成されている。基準は、全ての専門職大学院に共通的に必要であるいわば土台の部分に、それぞれの専門分野固有の教育課程の編成や内容などの項目をつけ加えた構造となっている。専門分野固有の項目は、比較的設置数の多い、ビジネス・MOT、会計、公共政策の三分野について検討したものであるが、他分野の専門職大学院においても、それぞれの分野に則した項目に置き換えれば、このモデルが利用できるように配慮した。

参考文献等

- (1) 文部科学省「認証評価機関一覧」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm
- (2) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.81-91
- (3) 平成26年度に実施した第三者評価の評価結果について（平成27年3月）https://www.niad.ac.jp/evaluation/other_third_party_evaluations/third_party_evaluations/hyouka.html
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.109-115
- (5) 野澤庸則、齊藤貴浩、林隆之、渋井進（2010）高等専門学校機関別認証評価結果から見た高等専門学校の現状と認証評価の効果、大学評価・学位研究 第11号 pp.3-28
- (6) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.96-100
- (7) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2014）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか？』ぎょうせい pp.67-83

第3章 国立大学法人等の教育研究の状況の評価

わが国の大学機関別認証評価は、個々の大学の環境や特性を考慮して優れた取組を取り上げるとともに、大学教育に値する水準を達成しているか否かを判断している。これに対して、国立大学教育研究評価には、もちろん、国立大学法人等の教育研究水準の維持および向上を図り、それらの個性的で多様な発展に資するという目的があるが、「資源配分に資する」という重要な使命がある。大学の実施している教育研究が対象となっているという観点からは、両者には共通する部分も多いかもしれないが、次期中期目標期間の組織および業務全般の見直しに資するという観点からは、国立大学教育研究評価と認証評価とでは、異なった対応や考え方が求められ、両者の法的根拠は異なる⁽¹⁾。

小さな政府をめざした行政改革の一環として、中央省庁から現業・サービス部門を切り離す制度が、1990年代後半から議論され、2001年4月に57の独立行政法人がスタートした。大学評価・学位授与機構（当時）は、2004年4月に独立行政法人となり、現在に至っている。

第1節 法人化と法人評価の展開

国立大学に関しても、国の財政再建の一助となるように、国立大学民営化の議論に始まり、国立大学全体の法人化が議論された。閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（1999年）の中で、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、2003年までに結論を得る」と記述され、法人化が決定的となった（表1-13）。

表1-13 国立大学法人化の経緯

1997年 3月	国立大学協会「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置
6月	国立大学協会「行財政改革と国立大学の在り方について（要望）」を国へ提出
10月	自由民主党「国立大学の民営化又は独立行政法人化検討」を公表
10月	国立大学協会「国立大学の独立行政法人化について反対声明」を公表
1998年10月	国立大学協会「国立大学の独立行政法人化反対」を国へ申入れ
1999年 4月	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を閣議決定
7月	国立大学協会「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」を設置
8月	文部科学大臣私的懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を発足
9月	国立大学協会「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を報告
9月	文部科学大臣「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を公表
2000年 5月	自由民主党「これからの国立大学の在り方について」を公表
7月	文部科学省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足
2002年 3月	文部科学省「新しい「国立大学法人」像について」（最終報告）を公表
11月	「国立大学法人法案」閣議決定
2003年 2月	「国立大学法人法案」通常国会へ提出
7月	「国立大学法人法案」成立、10月施行
2004年 4月	国立大学法人へ移行

ここでは、1990年からの議論を簡単にまとめる。自由民主党政務調査会が発表した「これからの国立大学の在り方について」（2000年5月）の中で、①独立行政法人通則法の枠組みを踏まえ大学の特性を踏まえた必要な措置を調整法といった形で明確に規定すること、②2002年度中に具体

的な法人像を整理し早期に「国立大学法人」に移行させること、③大学共同利用機関も同様の方向で独立行政法人化すること、とされた。これを受けて、文部科学省は、それまでの大臣私的懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」に加えて、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足させた。この調査検討会議は、組織業務委員会、目標評価委員会、人事制度委員会、財務会計制度委員会に分かれて審議を進めた上で、調査検討会議連絡調整委員会が、2001年7月までの審議結果を、中間報告として取りまとめ公表した（2001年9月）。意見照会（パブリックコメント）を経て、調査検討会議と大臣私的懇談会との合同により『新しい「国立大学法人」像について』（最終報告、2002年3月26日、いわゆる「グリーンブック」）が公表された。この最終報告に基づいて国立大学法人法案等関係6法案が作成され、2003年7月に可決成立、同年10月に施行された。そして、全ての国立大学が国立大学法人へ移行した（2004年4月）。

1. 法人化の目的

国立大学の法人化は、明治以来続いてきた国立大学の制度を全面的に変えようとするものである。2001年6月には、遠山プランと呼ばれる「大学（国立大学）の構造改革の方針」が文部科学省から発表された（表1-14）。これは、経済財政諮問会議の席上で、当時の遠山敦子文部科学大臣がその内容を発表したことからこの名前がついた。この内容からは、国立大学に関する積年の懸案事項に大胆に切り込み、決着をつけようとする意図が読み取れる。

表1-14 大学（国立大学）の構造改革の方針—活力に富む国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—（通称「遠山プラン」）

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める。（詳細は省略）
2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。 ○大学役員や経営組織に外部の専門家を登用 ○経営責任の明確化により機動的・戦略的に大学を運営 ○能力主義・業績主義に立った新しい人事システムを導入 ○国立大学の機能の一部を分離・独立（独立採算制を導入）→ 新しい「国立大学法人」に早期移行
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する。 ○専門家・民間人が参画する第三者評価システムを導入 ・「大学評価・学位授与機構」等を活用 ○評価結果を学生・企業・助成団体など国民、社会に全面公開 ○評価結果に応じて資金を重点配分 ○国公立を通じた競争的資金を拡充 → 国公立「トップ30」を世界最高水準に育成

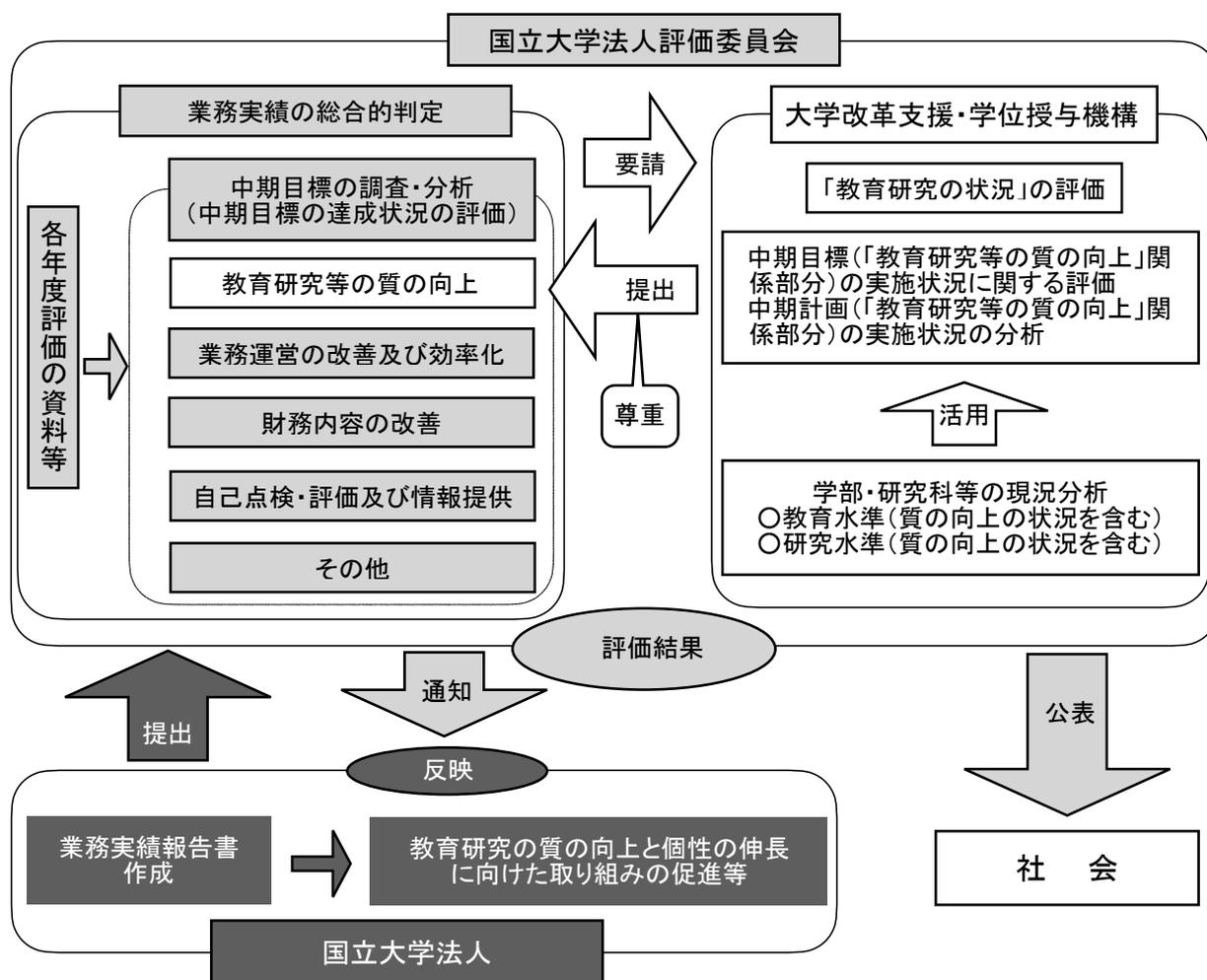
国立大学法人法は、独立行政法人通則法の規定を準用しているが、法人の業務運営の自主性に配慮して、独立行政法人制度とは区別して扱われている。国立大学法人は、それぞれ中期目標、中期計画を立案し、第三者評価によって教育研究の質の向上を図り、個性を伸長することが求められる。各法人は、文部科学大臣に対して中期目標の原案を提出するとともに中期計画を作成しなければならない。文部科学大臣は、法人の原案を尊重しながら各法人の中期目標を策定・公表すると同時に、中期計画を認可・公表した。両制度の相違点の詳細については、機構出版書籍⁽²⁾を参照されたい。

2. 国立大学法人等の中期目標期間の業務の実績に関する評価の基本枠組み

『新しい「国立大学法人」像について』では、法人化後の評価制度についても検討され、独立行政法人評価委員会とは異なる評価委員会の設置、中期目標の達成度の評価ならびに分野別の研究業績等の水準評価、大学評価・学位授与機構による教育研究に関する評価など、現在の法人評価制度の仕組みがほぼ網羅されている。同時に、評価結果の活用についても、次期以降の中期目標への反映、次期以降の運営費交付金等への算定への活用が示され、現在の制度へと繋がっている。

法人評価については、国立大学法人評価委員会が行う。この際、中期目標期間の業務の実績のうち教育研究面の状況については、国立大学法人評価委員会から要請を受けて、大学評価・学位授与機構（当時）が専門的立場から評価を実施する。この機構の評価結果を尊重しながら、国立大学法人評価委員会が経営面なども含めて中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価する（図1-4）。詳細については、機構出版書籍⁽³⁾を参照されたい。

図1-4 国立大学法人の中期目標期間評価の全体像



教育研究は国立大学法人の根幹となる業務であり、評価システムの中で、機構が実施する教育研究評価は、きわめて重要な役割を担っている。機構では、国立大学法人の教育研究の状況にかかわる評価（以下「教育研究評価」という）について検討を進めるために、2004年9月に国立大学教育研究評価委員会を設置し、国立大学法人評価委員会と連携を図りながら、評価方法、評価

実施体制など、評価を実施するための方針、方法や課題について審議した。この委員会は、具体的な評価作業も実施した。

第2節 第1期中期目標期間（2004～2009年）の教育研究評価

法人化の最初の中期目標・中期計画を策定するにあたって、文部科学省は記述内容の例示として、機構が教育研究評価を実施する上で共通して不可欠であると判断した基本的事項を示した（表1-15）。この例示にしたがって各法人は原案を作成し、文部科学大臣が、これらを尊重して中期目標として策定・公表し、中期計画を認可・公表した。

表1-15 各国立大学法人が中期目標・中期計画を策定するにあたって文部科学省が示した記述内容の例示および機構が教育研究評価を実施する上で共通して不可欠であると判断している基本的事項（教育研究の質の向上に関する目標の部分を抜粋）

中期目標	中期計画	基本的な事項
大学の教育研究等の質の向上に関する目標	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1)教育の成果に関する目標	(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置	★学生が在学中に身に付けた教養、学力や能力の状況 ★卒業（修了）後の進路の状況と社会からの評価 ★学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況
(2)教育内容等に関する目標	(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置	★教育課程の編成の取組とその実施状況 ★授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法と取組とその実施状況 ★成績評価の取組とその実施状況
(3)教育の実施体制に関する目標	(3)教育の実施体制に関する目標を達成するための措置	★教育実施組織の整備状況 ○教育関連施設・設備の整備とその活用状況 ○教育活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況
(4)学生への支援に関する目標	(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置	○学習に対する支援体制及び自主的学習環境の整備とその活用状況 ○学生生活に対する支援体制の整備とその活用状況 ○教育目標及び教育全般の状況の周知及び公表の取組状況
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	★（研究水準の判定方法は検討中）
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	★研究体制の整備とその機能状況 ★研究支援体制の整備とその機能状況 ○研究活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 ○研究目標及び研究全般の状況の周知及び公表の取組状況
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置	
(1)社会との連携、国際交流等に関する目標	(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	○社会との連携及び協力に関する取組とその実施状況 ○国際的な連携及び交流活動に関する取組とその実施状況 ○活動状況を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況

★印：学部、研究科等の調査・分析を踏まえた上で、法人全体の分析を行う必要があると考えられる事項。○印がついている基本的事項についても、それぞれの法人の特色に則して、必要に応じて、学部・研究科等の調査・分析を踏まえる必要がある場合も考えられる。

機構は、教育研究評価の実施にあたって、『評価実施要項』『実績報告書作成要領』および『評価作業マニュアル』を作成した。『実績報告書作成要領』は、国立大学法人等が実績報告書を作成する際に参考となる事項について記述したものである。『評価実施要項』および『評価作業マニュアル』は、機構の評価担当者のマニュアルであるが、評価の透明性を確保する観点から公表した。法人からの質問とそれに対する回答は、適宜「Q & A」として機構ウェブサイトに公表し、全法人に情報が共有できるようにした。なお、第1期中期目標期間評価において設計された、達成状況報告書、現況調査表、研究業績説明書による枠組みは、適切な評価の実施や負担軽減のための様式の改善等は適宜行われてきたものの、第3期中期目標期間評価まで継続されている。

教育研究評価は、各法人の中期目標に関する達成状況評価と、法人に設置されている学部、大学院、附置研究所等の教育研究水準に関する現況分析から構成された。現況分析は、『新しい「国立大学法人」像について』において「分野別の研究業績等の水準評価」と言及されていた内容を教育分野にも拡大したもので、教育研究単位ごとの実施状況を評価するものである。

中期目標の達成状況に関する評価は、業績測定という種類の評価にあたる。業績測定とは、成果（アウトプットやアウトカムズ）を基本に指標を設定して定期的に指標値を測定すると定義されている。しかしながら、法人が設定した中期目標は、評価をする立場からみると、いくつかの問題があった。この中で最も重要な点は、記述が、定性的な説明が多く、具体的な目標が明確ではない点が散見された。この「具体的な目標」とは、必ずしも数値的な目標のみを言っているわけではない。たとえば、大学がめざす研究水準についての記述がみられない例があった。表1-15の最初の大項目に「教育研究等の質の向上に関する目標」と書かれているように、教育や研究の現在の状況や水準を分析した上で、中期目標終了時（6年後）に、どのような状況を期待し、どのような水準をめざすのかという内容が、ここには盛り込まなければならない。

法人評価は準用される独立行政法人通則法に定める中期目標期間終了後三カ月以内に提出する「中期目標に係る事業報告書」に基づいて行われると、当初は多くの関係者は認識していた。しかし、中期目標期間終了後の評価では、評価結果を次期中期目標の立案や次期運営費交付金の算定に活用することができなくなるため、第1期中期目標期間4年時終了直後（2008年度）に、4年間の教育研究の状況について、いわゆる「暫定評価」が実施されることとなった。この暫定評価は、当時、法的根拠が比較的曖昧であったが、国立大学法人法の改正に伴い、第3期中期目標期間の教育研究評価では、「4年目終了時評価」を実施した（pp.41-43参照）。

1. 暫定評価（2008年度実施）

第1期中期目標期間のうち2004年度から2007年度までの4年間の業務実績について、暫定評価が2008年度（平成20年度）に実施された。この評価結果は、国立大学法人等が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・計画の策定に活用するとともに、次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させるためである。したがって、「暫定」の語を使っていたが、大学にとっては運営費交付金の算定に反映される実質的「本番」とも言えるものであった。

中期目標の達成状況評価

達成状況評価では、各法人から提出された達成状況報告書等に基づく書面調査および訪問調査を行った。評価にあたっては、中期目標を表1-16（p.38）に示す三階層（大項目、中項目、小項目）に区分した。判定については、中期目標を4段階で判定し、小項目から順次評価を積み上げて最終的に大項目の評価を導く手順とした。その際、中期計画に掲げる取組の成果があがっているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点に配慮し、学部・研究科等の現況分析結果も参照して、総合的に評価した。この積み上げる方式も、基本的には第3期まで変わっていない。

大多数の国立大学法人等の中期目標のうち、機構が評価を担当する「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」は、表1-16のような構成になっていた。各法人は、学部・研究科等の構成が異なり、独自の歴史、立地条件や社会の要請などを踏まえた教育研究を展開している。各法人に対する理解を深めるために、中期目標に記載してある大学の「基本的な目標」を補完する観点から、法人の特徴や特色の記述を求めた。中期目標の達成状況の評価は、この特徴や特色の記述と基本的な目標に照らして行なった。

表1-16 国立大学法人の中期目標の項目（教育、研究および社会との連携、国際交流等に関する中期目標の項目を抜粋）

大項目	中項目	小項目
教育に関する目標	① 教育の成果に関する目標 ② 教育内容等に関する目標 ③ 教育の実施体制等に関する目標 ④ 学生への支援に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標
研究に関する目標	① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ② 研究実施体制等の整備に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標
社会との連携、国際交流等に関する目標	① 社会との連携、国際交流等に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標

評価結果は、大項目ごとに5段階（非常に優れている。良好である。おおむね良好である。不十分である。重大な改善事項がある。）の段階式で示すとともに、その結果を導いた理由を記述した。先進的・意欲的であると判断される取組については、結果的には目標が十分には達成されていない場合でも、総合的な判断にたって特記した。国立大学法人と大学共同利用機関法人の中期目標の達成状況に関する評価結果（確定後）は、参考資料集 表1-32 (p.18) を参照されたい。「不十分である」あるいは「重大な改善事項がある」と判断された法人はなく、「おおむね良好である」と判断された法人が多い結果となった。「おおむね良好である」が多くなった理由としては、取組による成果の記述が十分ではない、あるいは明確ではない例が多かったことがあげられる。このことは、対象法人に対する検証アンケート⁽⁴⁾からも窺える。

学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、教育の水準、研究の水準およびそれぞれの質の向上度を、各法人から提出された現況調査表等に基づく書面調査により把握した。教育・研究の水準は、教育・研究活動およびその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして行なった。現況分析の結果（確定後）は、参考資料集 表1-33 (pp.18-19) を参照されたい。

教育の水準は、評価時点における各学部・研究科等の教育活動およびその成果の状況から判断した。機構は、5分析項目（表1-17）を定め、それぞれの分析項目に基本的な観点を設定した。基本的な観定のほかに、各学部・研究科等の目的や状況に応じて独自の観点を設定することもできるようにした。独自の観点を設定した学部・研究科等は多少あったが、いずれも基本的な観点に含まれる内容であった。

表1-17 教育水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点	水準判断の段階
I 教育の実施体制	○ 基本的組織の編成 ○ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制	分析項目ごとに下記の4段階判定を行う。 ○ 期待される水準を大きく上回る。 ○ 期待される水準を上回る。 ○ 期待される水準にある。 ○ 期待される水準を下回る。
II 教育内容	○ 教育課程の編成 ○ 学生や社会からの要請への対応	
III 教育方法	○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○ 主体的な学習を促す取組	
IV 学業の成果	○ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ○ 学業の成果に関する学生の評価	
V 進路・就職の状況	○ 卒業（修了）後の進路の状況 ○ 関係者からの評価	

分析項目のすべての観点ごとに分析を行い、その結果を総合した上で、分析項目ごとに、それぞれの学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているか、という視点で評価した。「関係者」とは、当該学部・研究科等の教育活動やその成果を、直接的あるいは間接的に享受する人々や組織をさす。具体的には、在学生・受験生およびその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係のある地域社会などが想定される。分析項目ごとの水準の判断は、4段階（期待される水準を大きく上回る。期待される水準を上回る。期待される水準にある。期待される水準を下回る。）の段階式で示し、その判断理由を記述した。

研究の水準については、2分析項目（表1-18）を定め、各分析項目に基本的な観点を設定し、評価時点における各学部・研究科等の研究活動およびその成果の状況から判断した。教育の水準の判断と同様に、分析項目ごとにそれぞれの学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているか、という視点で判断した。教育の項目で述べた関係者と共通の部分もあるが、研究については、とくに、学術面では関係する学界など、社会、経済、文化面では国際社会や地域、特定の産業分野などが想定される。

表1-18 研究水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること）

「II 研究成果の状況」の分析にあたっては、組織を代表する優れた研究業績を根拠資料とした。根拠資料となる研究業績の選定にあたっては、「学術面」あるいは「社会、経済、文化面」の視点で、第三者による評価結果や客観的指標などのデータを基に、組織を代表する優れた研究業績（5段階判定の上位二つの区分に該当する研究業績）と判断されたものが、専任教員数の20%程度の業績数を目安として、各法人から提出された。機構では、各学問分野のピア・レビューアーが、提出された研究業績の水準判定を行い、その結果に基づいて「研究成果の状況」の評価を行

なった。

質の向上度は、法人化時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものである。しかし、法人化時点の水準が必ずしも明確にされていない事情もあり、初回の評価にあたっては、評価時点の水準に至るまでの教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、教育あるいは研究目的に照らして、3段階（大きく改善、向上している又は高い質を維持している。相応に改善・向上している。改善・向上しているとはいえない。）判定を行った。

大学では、当時どのように評価結果が予算に反映されるかということについての関心が強かった。機構は教育研究の状況の評価結果を国立大学法人評価委員会に提供する立場であり、予算への反映をどうするか決定する立場ではない。しかし、評価結果の予算への反映方法や規模等の詳細に関する情報は、事前にはなかった。このため、大学は、どの評価項目が高ければいいのか、どこに力を入れて実績報告書を作成するべきか、大学運営全体の業務の中でどこまで評価作業にリソースを割くべきかの情報が少ない中で、評価作業を進めざるを得なかった。

結果としては、2010年度（平成22年度）の一般運営費交付金の中での「評価反映分」は、増額の最も多かった大学が2,500万円、減額の最も高かった大学がマイナス800万円と、金額的には大きいものとはならなかった。これは他の補助金等と比べても規模が小さいものであり、その後第2期では、第1期と異なり、4年時終了時の評価も実施しなくなったことから、大学の国立大学法人評価に対する関心は導入当初より低下しているというのが、大学の評価実務担当者との交流を振り返った印象である。その後も、機構が行う評価とは別に、より大きな予算規模で、国立大学機能強化促進費による重点支援の枠組みが、2017年度（平成29年度）から開始されたことも影響があったものと思われる。しかし、教育・研究に対してピア・レビューにより緻密に行なっている機構の評価への大学や評価者の信頼は、これまでの検証アンケート等を見ても高く、機構は信頼に応えることができる評価を引き続き改善を続けていくことが望まれている。

2. 暫定評価結果の確定（2010年度実施）

第1期中期目標期間終了した2010年度には、暫定評価の結果を確定するための評価を実施した。基本的には、暫定評価の評価方法を踏襲し、2年間で評価結果を変えうるような顕著な変化があったかを確認する方法で評価が実施され、国立大学法人および大学共同利用機関法人の第1期中期目標に係る教育研究業務の評価を実施し、評価結果を確定し公表した（2011年5月）。暫定評価結果から確定後の評価結果への変更の程度については、残り2年で、4年終了時よりも計画の達成および水準の向上の両者とも、若干評価結果が良好になっている傾向が見られた。

第3節 第2期中期目標期間（2010～2015年）の教育研究評価

文部科学省がまとめた「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（2010年7月）では、「第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う」と言及された。この結果、第2期中期目標期間（2010～2015年度）においては、暫定評価を行わず中期目標期間終了後の2016年度（平成28年度）に法人評価が実施された。この際、第1期と同様に達成状況評価と現況分析が行われ、評価実施スケジュールの変更、評価方法の簡素化、実績報告書の根拠資料として認証評価結果等の活用を促すなど効率的評価をめざして、評価方法が変更された。

達成状況評価に関して第1期と異なる点は、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の設定があげられる。目標・計画の達成状況を評価するという方法では、達成に多大な努力を要する意欲的な目標・計画を法人が立てることを躊躇するという問題に対する対策である。このために、文部科

学省国立大学法人評価委員会が「戦略性が高く意欲的な目標・計画を定めて積極的に取り組んでいる」と認定した目標・計画については、中期計画が計画通り実施できていない場合でも、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、プロセスや内容等を考慮し判定することとした。個々の「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、法人の説明を踏まえて文部科学省国立大学法人評価委員会が認定したものである。

現況分析における主要な変更点は、「教育の水準」の分析項目を5分析項目（第1期）から「教育活動の状況」「教育成果の状況」の2項目にまとめたこと、「質の向上度」の判定を4段階（大きく改善、向上している又は高い質を維持している。改善、向上している。質を維持している。質を維持しているとはいえない。）としたことである。さらに、分析項目「研究成果の状況」を評価するために提出される組織を代表する優れた研究業績については、第1期では、研究実績説明書を論文等ごとに作成したが、第2期では、一つの「研究業績（研究テーマ）」に学部・研究科等を代表する研究成果（論文等）を最大三つまで記載できる方式を採用して、「研究業績」を単位としての提出を求めた。第1期では、「学術面」あるいは「社会、経済、文化面」の視点のどちらか一方のみを選択することを求めたが、第2期では双方を選ぶことも可能とした。

もう一点大きな変更点は、達成状況評価においては各法人への訪問調査に替えて、オンライン会議等を活用したヒアリングの実施である。このオンライン会議は、大学と評価者の間だけではなく、評価部会開催時にも導入され、認証評価の訪問調査等も含め、今後もその活用が見込まれることから、通常の対面会議におけるコミュニケーションとの違いに関する調査研究を行なった（第五部 第2章 第3節 pp.85-86）。

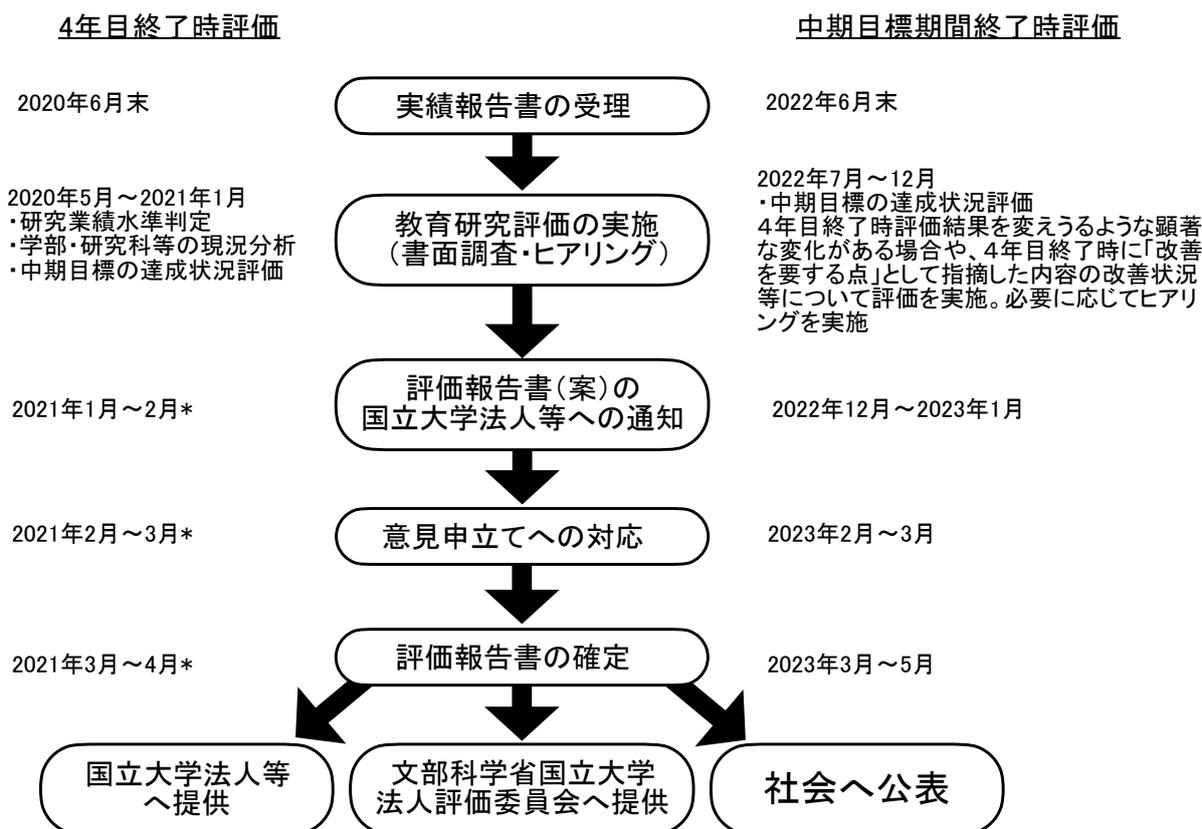
国立大学法人および大学共同利用機関法人の第2期中期目標に係る教育研究業務の評価結果は、2017年5月に確定し公表した（参考資料集 表1-34および表1-35 pp.19-20）。

第4節 第3期中期目標期間（2016～2021年）の教育研究評価

国立大学法人法が改正され、国立大学法人評価は、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標の達成状況について中期目標4年目の翌年度（2020年度）に「4年目終了時評価」を、中期目標の達成状況について中期目標終了年の翌年度（2022年度）に「中期目標期間終了時評価」を行うことに変更された。これにより、2008年度に実施された第1期中期目標に係る「暫定評価」に対応する「4年目終了時評価」が、法規に基づき根拠づけられたことを意味している。

機構は、2015年5月に国立大学法人評価委員会から、第3期中期目標期間に係る国立大学法人等の教育研究の状況の評価について実施要請を受け、評価スケジュール、評価実施体制、評価方法等について検討を進め、評価実施要項を2018年6月に決定して公表した。4年目終了時評価では「中期目標の達成状況評価」「学部・研究科等の現況分析」「研究業績水準判定」を実施し、中期目標期間終了時評価では「中期目標の達成状況評価」のみを実施する。4年目終了時評価と中期目標期間終了時評価のスケジュールは、図1-5（p.42）にまとめた。しかしながら、4年目終了時評価については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令（2020年4月7日）されたために、国立大学法人の事務遂行に配慮して、当初予定の評価スケジュールを変更した。報告書等の提出締切を2か月程度延長することとなったものの、機構は、国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価を実施し、2021年7月に評価結果を公表した（参考資料集 表1-36 p.21）。

図1-5 第3期中期目標期間の教育研究評価のスケジュール



*新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令(2020年4月7日)されたため2カ月程度延長

第2期までと同様、達成状況評価、現況分析および研究業績水準判定を実施したが、評価方法、スケジュール等は変更された。概要を以下に記述するが、詳細は、第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価における「第2期からの主な変更点」⁽⁵⁾および機構出版書籍⁽⁶⁾を参照されたい。

第2期までは、研究業績説明書、学部・研究科等の現況調査表および中期目標の達成状況報告書は、すべて6月末に提出された。第3期では、国立大学法人評価委員会からの要請である「学部・研究科等の現況分析の結果を中期目標の達成状況評価に活用する」に対応するために、現況分析結果を達成状況評価に活用するための作業期間を設けた。さらに、教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケート回答の意見⁽⁴⁾「学部・研究科等の現況調査票と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった」等も踏まえて、4年目終了時評価のための資料（研究業績説明書、学部・研究科等の現況調査票及び中期目標の達成状況報告書）について異なった提出期限を設定した。中期目標期間終了時評価については、中期目標の達成状況評価のみを実施する予定と、提出資料は「中期目標の達成状況報告書」のみとした（提出期限は2022年6月末日となる予定）。

1. 中期目標の達成状況評価

第2期の中期目標大項目の達成状況判定は、「非常に優れている」「良好」「おおむね良好」「不十分」「重大な改善事項」の5段階で行い、基準となる達成状況を「おおむね良好」に置いた。第3期4年目終了時評価では、「特筆すべき進捗状況にある」「計画以上の進捗状況にある」「順調に

進んでいる」「おおむね順調に進んでいる」「遅れている」の5段階とし、基準となる達成状況を「順調に進んでいる」に置いた。第3期終了時では、「上回る顕著な成果が得られている」「上回る成果が得られている」「達成している」「おおむね達成している」「達成が不十分である」「重大な改善事項がある」の6段階とし、基準となる達成状況を「達成している」に置く予定である。これによって、文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する業務運営、財務内容等の評価と、大項目の判定の基準となる位置を合わせる。中期計画から中期目標（大項目）までの判定イメージについては、資料⁵⁾を参照されたい。

現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用方法については、大項目「教育に関する目標」および「研究に関する目標」について、それぞれの中項目判定の平均値に現況分析の「教育」または「研究」の分析項目の判定結果による加算・減算を行った。また、4年目終了時評価では、書面調査で確認できなかった事項等を十分に調査・把握することを目的として、第2期の経験を踏まえて、テレビ会議システムを用いたヒアリングを実施した。

2. 学部・研究科等の現況分析

評価実施体制のうち現況分析部会について、第2期では、人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関の10学系であったが、総合科学系が大規模で、特定領域系が少数だったことなどを踏まえて、第3期では、人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関の11学系となった。また、11の学系別検討チームにおいて「現況調査表ガイドライン」を各学問分野の特性を踏まえて協議した上で作成し、国立大学法人等からの「何を記載すべきか迷った」、評価者からの「記載内容が多様で判断が難しい」との意見に応じて提示した。

第1期と第2期の教育研究評価の際には、「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という視点による評価方法で実施した。国立大学法人等からのアンケート回答において「想定する関係者の期待の内容を記載することが難しい」との意見や、評価者からのアンケートの回答においても「国立大学法人等が自ら記載した想定する関係者の期待の内容を基に評価することが難しい」との意見があったことなどを考慮して、第3期では「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるか」という視点による評価を実施した。さらに、第2期までは、教育および研究に関して水準の判定と質の向上度の判定を別々に行ってきたが、第3期では、質の向上の状況も含めて水準の判定を行なった。これらの変更にともなって、水準判定の表記についても質の状況の評価することを示す表現（特筆すべき高い質にある。高い質にある。相応の質にある。質の向上が求められる。）に変更した（表1-19）。

表1-19 第3期中期目標期間の学部・研究科等の現況分析結果

質のレベル	教育活動の状況	教育成果の状況	研究活動の状況	研究成果の状況
特筆すべき高い質にある	63 (7.3%)	33 (3.8%)	66 (11.2%)	57 (9.6%)
高い質にある	223 (25.8%)	93 (10.8%)	208 (35.2%)	181 (30.6%)
相応の質にある	574 (66.4%)	739 (85.4%)	317 (53.6%)	353 (59.7%)
質の向上が求められる	5 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

教育水準（865組織）研究水準（591組織）、数字は組織数、（ ）内数字は全組織に対する割合

参考文献等

- (1) 認証評価は学校教育法に、国立大学法人評価は国立大学法人法に、それぞれ基づいて実施されている。
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.145-155
- (3) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2010）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着—日本の大学は国際競争に勝てるか？』ぎょうせい pp.170-199
- (4) 検証結果報告書 第1期中期目標期間 https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/02/26/no6_3_houkokusyo.pdf および https://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/_icsFiles/afieldfile/2012/02/17/no6_3_houkokusyo_dail.pdf。第2期中期目標期間 https://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/no6_3_h30houkokusyo.pdf
- (5) 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価における「第2期からの主な変更点」（令和元年7月8日更新）https://www.niad.ac.jp/media/006/201907/henkouten_201907.pdf
- (6) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.167-172

第二部 国立大学等の施設費等の貸付・交付

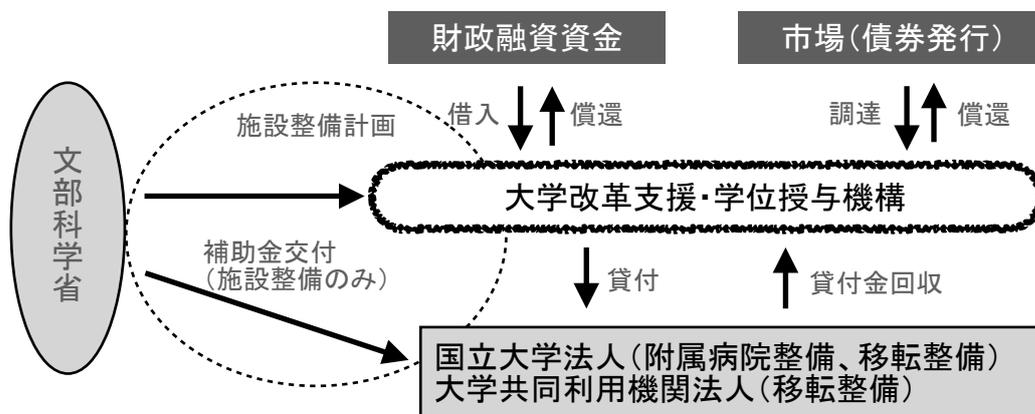
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）では、2016年度（平成28年度）以降、国立大学法人、大学共同利用機関法人および独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付および交付等を行ってきた。文部科学省の施設整備等に関する計画に基づいて、国立大学法人等の施設整備等を安定的に実施し、教育研究環境の整備充実および財務・経営の改善を支援している。

これは、同年の独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧センター」という）の統合によって、機構は、旧センターの業務のうち、施設費貸付事業および施設費交付事業を承継し、また、旧センターの業務に関する特例として定められていた承継債務償還および特定学校財産の管理処分についても、機構において引き続き実施することとなったためである。

第1章 施設費貸付事業

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付を行っている（図2-1、表2-1 p.46、整備例を写真2-1、2-2 p.46に示す）。施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入を行うとともに、債券（5年債）の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。この事業は、文部科学省の施設整備費補助金を補完するものであり、施設整備と設備整備の二つのカテゴリーがある。施設整備については、事業費の1割分を文部科学省が補助金として交付、9割分を機構が貸付ける一方、設備整備については、機構からの貸付金のみである。2020年度（令和2年度）の実績は、施設整備32法人63事業284億円、設備整備21法人21事業220億円、合計36法人84事業504億円であった（2016年度以後の実績について、参考資料集 表2-21 p.22）。

図2-1 施設費貸付事業のスキーム



* 移転整備については貸付実績なし

表2-1 貸付事業の貸付メニュー

2019年度（令和元年度）以降

区 分	貸 付	据 置	償 還	利 率
施設整備	30年	5年	25年	財政融資資金 借入金利同率
	15年	1年	14年	
設備整備	10年	なし*1	10年	財政融資資金 借入金利+上乘
	5年	なし*1	5年	

*1 設備整備については、希望する大学に対して、激変緩和措置として1年の据置期間を設定（2019年度のみ）

（参考）2018年度（平成30年度）まで

区 分	貸 付	据 置	償 還	利 率
施設整備	25年*2	5年	20年	財政融資資金 借入金利同率
設備整備	10年	1年	9年	財政融資資金 借入金利+上乘

*2 2019年度以降も継続している国庫債務負担行為事業に限り、貸付期間25年（据置5年、償還20年）を設定（2021年度まで）

写真2-1 次世代型医療用重粒子照射施設

（施設整備、山形大学）



写真2-2 IVR対応バイプレーン血管造影装置

（設備整備、長崎大学）



貸付の審査については、施設費貸付事業貸付審査会を開催し（2020年度は15回開催）、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力および教育・研究・診療等の公的使命を果しているか等の総合的な審査を行った。

貸付事業の貸付メニューは、設備整備に係る金利を除いて財政融資資金の融通条件と同一にしている。2019年度（令和元年度）には、財政融資資金の融資条件（貸付期間、据置期間等）が変更されたことに伴い、貸付メニューを増やして国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応する新しい仕組みを作った。この変更により、大学附属病院の設備整備計画に支障が生じないように、債券を例年（50億円）より10億円増額発行して資金調達を行い、希望する国立大学法人に対して、激変緩和措置として、償還に1年の据置期間を設ける機構独自の支援を行った。

2020年度には、国立大学法人等が災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に、貸付条件の変更等を可能とする新たな支援の仕組みを構築した。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人（41法人）のうち、申請のあった8法人に対して、機構に対する施設費貸付事業に係る債務（36億円）の償還を猶予

する支援を行った（承継債務17億円と合わせて総額53億円の償還猶予）（図2-2）。支援内容としては、2021年3月の償還（元利金）を半年間猶予するとともに、償還期限も半年間延長し、さらに新たに必要となる利息等の各種コストを免除した（表2-2）。

図2-2 債務償還猶予のスキーム

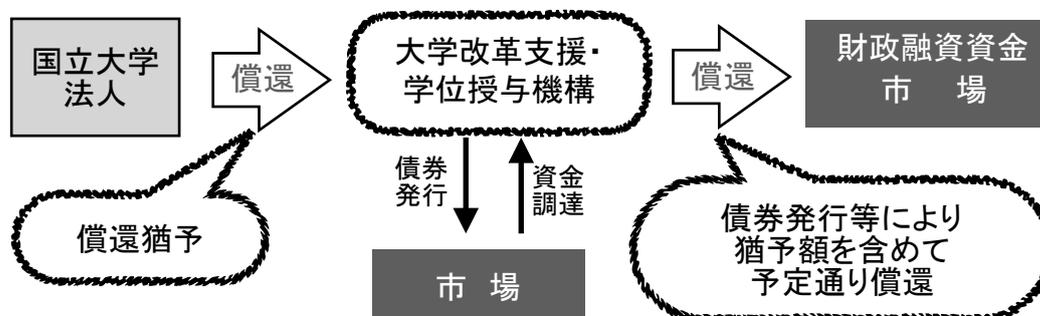


表2-2 償還猶予における支援内容

債務償還の猶予	2021年3月に期限が到来する債務（元利金）の償還を半年間（2021年9月まで）猶予
償還期限の延長	猶予に伴い償還期限を半年間延長
利息負担の軽減	新たに必要となる利息や手数料などの各種コストを免除
遅延損害金	猶予期間中の未払額に対する遅延損害金（年10%）は発生しない

附属病院を有する国立大学法人（41法人）を対象としたアンケート調査（2021年6月）によると、41法人全てが、今回の償還猶予は「大いに意義があった」または「意義があった」と回答した。償還猶予の仕組みの中で良かった点（複数回答可）については、償還猶予に伴う新たなコストを免除したこと（38件）が最も高く評価され、続いて、利息も猶予の対象としたこと（33件）、猶予後の償還に変更が無かったこと（31件）、半年間猶予・期限延長（26件）が評価されている。

国立大学法人に対して償還猶予を実施する一方、機構の財政融資資金および市場に対する償還を予定通り行うため、償還に不足する資金については、債券発行により調達することとし、当初50億円を計画していた債券発行額を35億円増額し85億円を発行した（図2-2）。

2020年度の債券発行に係る信用格付に関しては、格付投資情報センター（R&I）からは、高度医療と高等教育を下支えする機構の政策上の重要性等について高く評価され、2019年度の「AA」より格上げの「AA+」を、日本格付研究所（JCR）からは、国の高等教育政策における業務の社会的意義・政策的重要性が高い点が評価され、2019年度と同じ「AAA」の信用格付（発行体および債券）を取得した。これらに加えて、コロナ債としてのソーシャルボンドの評価については、日本格付研究所（JCR）から、償還猶予が国立大学附属病院の機能回復・維持に寄与する社会貢献の高い取組であること等について高く評価され、最上位の評価である「Social 1」を取得した（写真2-3 p.48）。

債券の発行に係るIR（インベスター・リレーションズ）活動について、2019年度までは、投資家を直接訪問していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議システム等を活用することとし、計画した5ヵ所を大幅に上回る28ヵ所で実施した（参考資料集図2-21 p.22）。効果的・効率的に幅広い投資家から関心を集めることを目的として、IR動画を収録し証券会社のウェブサイトから配信した。IR動画には、機構長が出演し、キャスターとの対話

形式によって、わかりやすく機構の目的や持続的な開発目標（SDGs）に向けた取組、償還猶予の取組について説明を行った（写真2-4）。これらの機構の業務や役割について投資家の理解を深める取組により、市場では発行額の約3倍の需要があった。

写真2-3 JCRソーシャルボンド評価（抜粋）

＜ソーシャルボンド評価結果＞	
総合評価	Social 1
ソーシャル性評価（資金使途）	s1
管理・運営・透明性評価	m1

写真2-4 動画配信（ダイワインターネットTV）



これらの償還猶予の取組は、新型コロナウイルス感染症の対応を行う附属病院を有する国立大学法人の経営の安定を図り、教育・研究・診療機能を確保することに貢献した。また、災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に支援できる新たな仕組みを構築したことで、新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、今後、緊急事態等が生じた場合にも迅速に対応できることが期待されている。

第2章 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人および独立行政法人国立高等専門学校機構を対象として、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、主に老朽化した施設の改善整備に必要な資金の交付を行っている（図2-3、改修例は写真2-5）。「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」および同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、交付を決定している。2020年度は、89法人の89事業に対して40億円を交付した（参考資料集 表2-22 p.22）。

施設費交付事業の対象事業は、国立大学法人等の施設設備全般で、土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備設置が含まれる。この事業は、文部科学省の施設整備費補助金を補完するもので、その財源は、①国立学校特別会計から承継した旧特定学校財産・積立金等の財産、②国立大学法人等の不要財産処分収入の一定割合となっている。

施設費交付事業は、近い将来に十分な事業財源が確保できなくなることが予想されていることから、2018年1月31日に「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を設置し、報告書を取

りまとめるとともに、その後も継続的に不要財産の処分計画の確認や重要性について国立大学法人等に周知している。

図2-3 施設費交付事業のスキーム

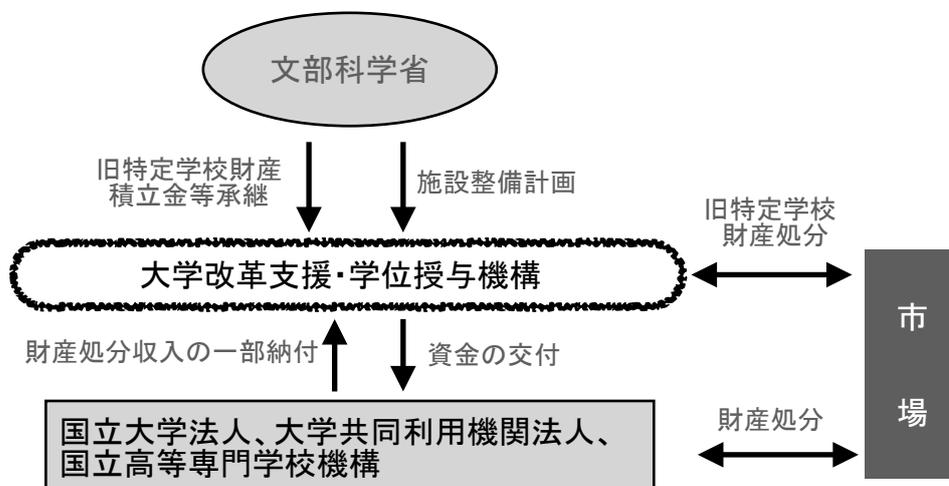


写真2-5 教室・管理棟他外壁防水改修（国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校）



施工前



施工後

第3章 承継した財産等の処理

機構は、旧国立学校特別会計の財政融資資金に対して負っていた債務を一括して承継しており、当該債務の償還業務を行っている。償還の財源は、国立大学法人が負担することとされており、機構は関係する国立大学法人から債権およびその利息を回収し、これを毎年度とりまとめて財政融資資金に償還している。承継債務残高（元金相当額）については、2016年度末2,019億円、2020年度末782億円と順調に減少しており、2028年度（令和10年度）には完済の予定である。

承継債務について、施設費貸付事業と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人に対して、債権の内容変更を行い、債務の償還を猶予する新たな仕組みを構築した。承継債務に関しては、施設費貸付事業とは異なり、債券発行により償還猶予のための資金調達を行うことができないことから、償還猶予により不足する資金について、施設費交付事業に影響のない範囲で機構内資金を活用することとした。国立大学法人の債務負担に関して必要な事項を定めている協定書の取扱いについて整理し、2020年12月に償還猶予を希望する国立大学法人との協定書の変更を行なった上で申請を受け、策定した審査基準に基づき審査を行

第二部

い、猶予を行うことを決定した。

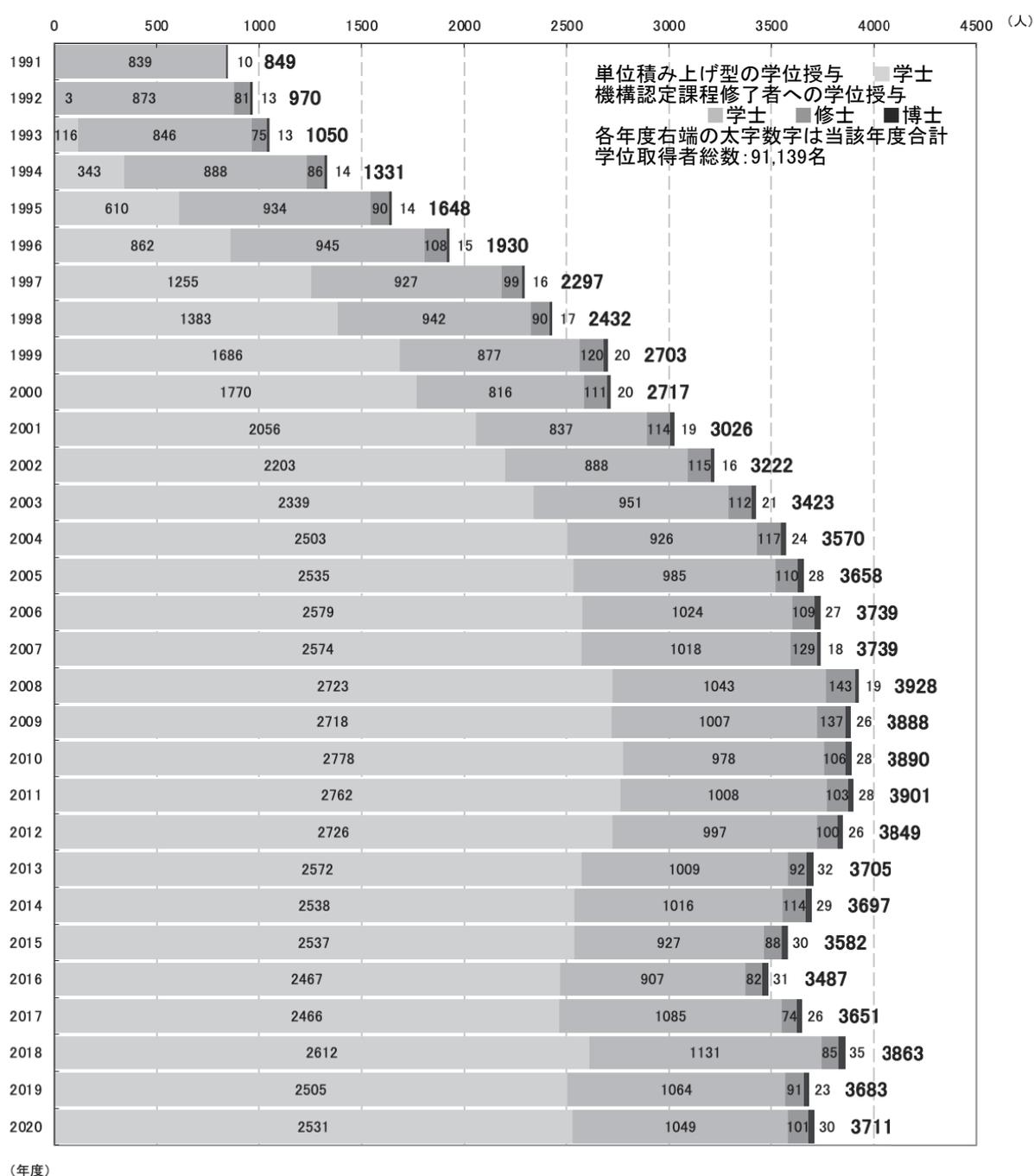
国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、2007年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却しており、2020年度は541.30㎡を売却した。これにより、2020年度末までに売却した総面積は27,945.28㎡となり、全体の93.23%の売却が完了した。未売却の土地（2,029.53㎡、6.77%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収している。

2013年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられ、2020年8月にすべての事業が完了したことの報告を受けた。

第三部 多様な学習の成果に基づく学位取得の機会の提供

わが国で唯一大学以外で学位を授与する機関として、学位授与機構が、1991年（平成3年）7月に創設された。その後、三回の改組を経て、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、2021年（令和3年）に創設30周年を迎えた。この間、機構は、91,139名に対して、学士・修士・博士の学位を授与してきた（図3-1）。第三部では、機構が創設以来実施してきた学位授与事業について述べる。2011年までの本事業については、『学位授与10年のあゆみ』⁽¹⁾および『学位授与の20年』⁽²⁾に解説されているので、参照されたい。ここでは、2012年以降の事業展開の概要をまとめる。

図3-1 学位取得者数の推移（2021年4月現在）



第1章 単位積み上げ型の学位授与と審査

機構では、学校教育法第百四条第七項第一号、学位規則第六条第一項に基づき、短期大学・高等専門学校卒業生等に対して、単位積み上げ型の学位授与事業を行っている。機構が行う学士の学位授与制度・申請方法の概略を図3-2に示す。詳細は、機構の発行する『新しい学士への途』(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html)を参照されたい。この制度により、2021年4月1日現在までに、63,416名が学士の学位を申請している(参考資料集 表3-21 p.23)。以下では、単位積み上げ型の学位授与事業に関して2012年以降に行った主な規則改正と、新たに開始した放送大学との合同説明会、学位取得者表彰制度について述べる。

第1節 主な規則改正

この制度を利用して学士の学位授与を希望する者は、『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている「専攻の区分」ごとの修得単位の審査の基準を満たし、学修成果(レポートまたは作品等)を提出して、学位授与試験を受験する必要がある。専攻の区分「柔道整復学」については、修得単位の審査の基準を2013年5月に策定し、2014年度(平成26年度)から申請の受付を開始した。2017年2月には、専攻の区分「演劇」について、修得単位の審査の基準を策定し、2018年度(平成30年度)から申請の受付を開始した。この結果、2021年(令和3年)4月1日現在、専攻の区分の数は61となった。

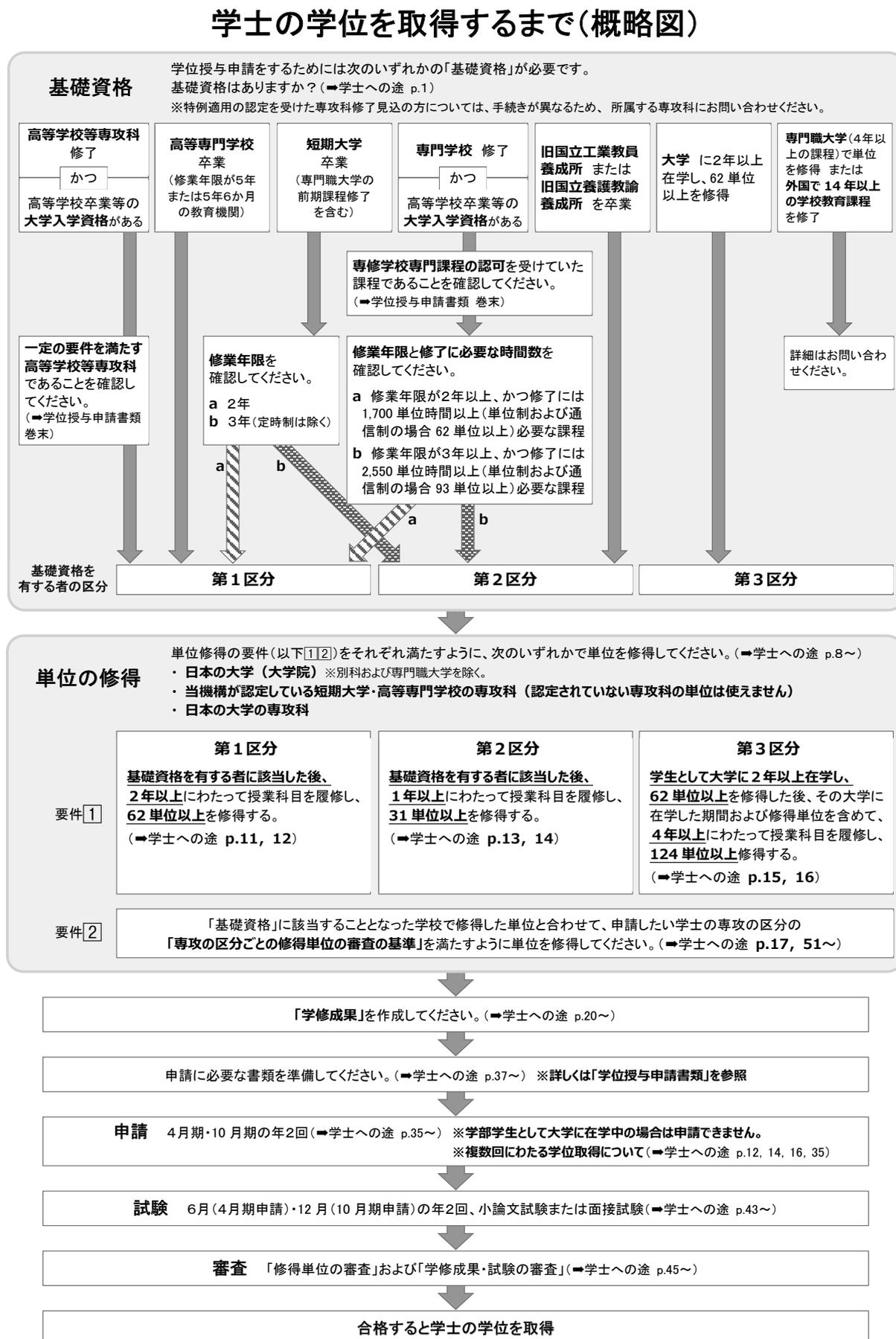
申請者に対する利便性の向上に向けた機構の取組を表3-1にまとめた。また、申請者に対する情報提供を目的として『新しい学士への途』⁽³⁾も継続的に発行している。2017年4月には、諸規則を改正し、複数回にわたり機構から学位を取得する場合に必要な修得単位について、新たな条件を設定した。この制度により学士の学位をすでに取得した者が、他の専攻の区分において学位授与の申請をする際には、この制度による直近の学位取得後に新たに修得すべき単位について、この条件を満たさなければならないことが『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている。

表3-1 申請者に対する利便性向上の取組

2012年11月	学修成果・試験の審査に係る不可判定の理由通知文の送付を開始
2014年4月	専修学校専門課程を修了した者の要件を変更
2015年2月	これまでの認定専攻科に対し、特例による申請を認める特例適用専攻科を設置 同年10月から特例による学士の学位授与申請の受付を開始
2015年4月	『新しい学士への途』に「学修成果」作成の際に留意すべき倫理的配慮を記載
2016年4月	高等学校等専攻科修了者に、学士の学位授与についての基礎資格を付与し、これに基づく学位授与申請の受付を開始
2018年3月	学位授与事業に関する不利益処分に係る聴聞手続規則を制定

事業の効率化にも積極的に取り組んできた。学位授与試験のための試験会場は、札幌地区、岡山地区(2015年12月)に続き福岡地区(2016年12月)を廃止した。したがって、2021年4月1日時点では、試験会場は東京地区、大阪地区のみとなった。近年の学士の学位授与に係る電子申請の増加に鑑み、2019年4月には郵送申請を廃止し、電子申請へ一本化した。

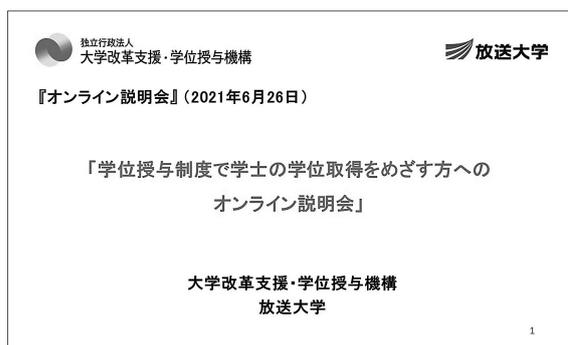
図3-2 学士の学位を取得するまでの概略図



第2節 放送大学との合同説明会の実施

機構と放送大学は、生涯学習社会における高等教育の推進という共通の目的の下、相互に協力していくための協定を締結している。その一環として合同で「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会」を開催している（写真3-1）。第1回合同説明会は2016年2月に実施され、その後、2017年2月、2018年2月、2019年2月と順調に回を重ねた。2020年3月の合同説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止となったが、2021年6月にオンラインで説明会を実施した（写真3-1）。

写真3-1 放送大学との合同説明会(左)とオンライン説明会(右)



第3節 学位取得者表彰制度

単位積み上げ型の学位授与事業によって学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、とくに精励したと認められた者を対象とする表彰制度を、2017年度に「機構長緑秀賞」（グラビアページ参照）として創設した⁽⁴⁾。これまで、2018年9月に2名、2019年9月に3名が、表彰された。2020年度も3名が表彰されたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、表彰式は開催を見合わせ、2020年11月10日・18日にオンライン会議システムにより、受賞者とのリモート・インタビューを行った。

第2章 省庁大学校の課程認定と学位授与

機構が認定する省庁大学校の課程修了者に対して、学校教育法第百四条第七項第二号、学位規則第六条第二項に基づき、学位を授与している。2012年以降、表3-2に示す4つの省庁大学校の課程を新たに認定し、学位授与に関する事業が展開されている（参考資料集 表3-22 p.24）。

この結果、2021年4月1日現在、各省庁大学校に対して授与している学位の種類と専攻分野の名称は表3-3に示したものとなっている（参考資料集 表3-22 p.24）。取得者数の累計は、大学の学部に対応する教育を行う課程の修了者に対しては28,737名、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程の修了者に対しては2,982名、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程の修了者に対しては668名に達している（参考資料集 表3-22 p.24）。

2007年12月から開始した修士の認定課程修了見込みでの申請受付が、博士相当課程にも拡大された（2014年5月）。2021年4月1日現在、修士相当課程では2,982名、博士相当課程では668名が学位を取得しているが、そのうち、それぞれ364名および22名が修了見込者であった（参考資料集 表3-23 p.25）。

表3-2 省庁大学校の課程認定（2012年以降）

学校名および課程名	授与される学位	認定時期
職業能力開発総合大学校総合課程	学士（生産技術）	2012年 2月
国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程	博士（看護学）	2015年 2月
職業能力開発総合大学校高度養成課程職業能力開発研究学域	修士（生産工学）	2016年 2月
防衛医科大学校医学教育部看護学科	学士（看護学）	2017年 2月

表3-3 各省庁大学校に対して授与している学位の種類と専攻分野の名称（2021年 4月現在）

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛医科大学校	医学、看護学		医学
防衛大学校	社会科学、理学、工学、人文科学	理学、工学、安全保障学	理学、工学、安全保障学
水産大学校	水産学	水産学	
海上保安大学校	海上保安		
気象大学校	理学		
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

第3章 専攻科の認定および特例適用認定と修了者への学位授与

短期大学・高等専門学校に置かれている専攻科のうち、開設する授業科目の単位を積み上げ単位として取り扱うことのできる「認定専攻科」は、各専門分野に対応した専門委員会・部会が審査の上、認定したものである。2021年 4月 1日現在、短期大学の44校62専攻、高等専門学校の56校114専攻が認定されている。

表3-4 学位規則第六条第一項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（抜粋）

<p>一 短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。</p> <p>二 専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。</p> <p>三 専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として専任の教員が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。</p> <p>四 学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。</p>

さらに現在、認定専攻科のうち学位規則第六条第一項の各号（表3-4 p.55）に該当すると認められる場合には、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認めている（特例適用専攻科）。

特例適用専攻科の設置については、当初は「新たな審査方式」という呼び名で、2013年5月から学位審査会で議論された。多くの議論を経て、2015年2月に、認定専攻科からの特例の適用認定の申出を受け、特例適用専攻科として短期大学16校19専攻、高等専門学校54校118専攻が認定された。2021年4月1日現在の認定状況を表3-5に示す。2020年度における特例移行割合は、短期大学33%、高等専門学校100%である（表3-5、参考資料集 図3-21 p.26）。

表3-5 短期大学および高等専門学校専攻科の認定状況（2021年4月1日現在）

短期大学専攻科

高等専門学校専攻科

専攻分野	認定専攻科数	特例適用専攻科数	専攻分野	認定専攻科数	特例適用専攻科数
文 学	3	1	経済学・商学・経営学	2	2
教 育 学	17	10	工学・芸術工学	107	107
社 会 学	1	0	商 船 学	5	5
教 養	3	0	計	56校114専攻	56校114専攻
看 護 学	6	1	短期大学および高等専門学校・専攻数合計 学校数については、実数を記載（同一校において複数の専攻科を認定したこと等により単純に累計とならない）	100校 176専攻	75校 134専攻
保健衛生学	4	1			
口腔保健学	8	2			
家政学・栄養学	9	3			
芸 術 学	11	2			
音 楽	3	1			
美 術 演 劇	7 1	1 0			
計	44校62専攻	19校20専攻			

第4章 今後の課題

学位授与事業では、確実性と継続性が最重要という事情があるためか、制度変更はあまり多く行われてこなかった。このため20年前に指摘された課題^(5,6)の多くは、現在も残されたまま、「今後の課題」となっている。一方、事業を取り巻く環境は大きく変わり、インターネット、スマートフォンなどの情報技術（IT）サービスの大衆化やコンピュータの進化に伴う人工知能（AI）技術の急速な発展により、解決が困難だった課題の解決や新しいサービスの提供が可能となった。機構の30周年に際し、関係教職員で学位授与事業の「30年の棚卸し」を行い、機構が提供している国民へのサービスの「質の向上」と学位授与事業の効率化・精密化について点検してきた。その第一の要点は、これから始まるデジタルトランスフォーメーション（DX）時代に相応しいIT利用による「学位授与事業のDX」を実現することにある。本稿では、この議論の内容に沿って「今後の課題」をまとめた。

「単位積み上げ型の学士の学位授与事業（積み上げ型事業）」では、基礎資格を有する申請者が、

修得単位の審査と学修成果とそれに基づく学位授与試験の両方に合格することが、学位授与の要件となっている。申請者は「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」に基づいて修得単位を申告するが、修得単位の要件を満たしているか否かが申請時の大きな不安要素となっている。ITを活用すると単位認定と学修成果・試験の分離審査が容易に実現できる。これは学位授与事業の当初から継続して検討されてきた「予備登録制」または「単位登録制」のITによる再考察とも言えるものであり、実現に向けた課題の抽出と具体的制度の検討が進められている。

機構が行う修得単位の審査は、現状では専門委員の知識と経験に全面的に依存しており、専門委員の負荷も大きい。この審査に、AI技術を活用した支援システムを開発・導入することにより、単位認定の確度向上と審査プロセスの効率化を図ることが可能である。具体的には、授業科目のシラバスから授業内容を抽出し、専攻の区分ごとに定められた修得単位の審査の基準に沿って分類を行う履修科目判定AI支援ツールの開発・提供である。このようなシステムと蓄積されたデータベースを統合化して利用することにより、申請者がオンラインで修得科目を確認するガイダンスシステムを実現できるものと期待している。

近未来的には、国際的な「学修記録のデジタル証明によるポータビリティ」の実現が予想される。学位のデジタル証明だけでなく、学修記録（修得単位）や成績証明書のデジタル化、履修授業科目のデジタルシラバスなどが一体となって、標準仕様のもとで進むことが望ましいと考えられるが、現状では不確定要素が多い。重要な点は、デジタル化による学修のポータビリティの進展を注視しつつ、並行して学修のデジタル認証時代に相応しい学位授与システムの準備とそのため必要な課題抽出を着実に進めておくことである。さらに将来の夢としては、デジタルデータで提出される「学修成果」のレポート評価AI支援システムや小論文問題の出題AI支援ツールなど、事業の効率化や質の向上に繋がる新しい技術の開発も期待される。

「積み上げ型事業」の課題の一つに、機構に提出するレポート形式の「学修成果」に要求される「倫理的配慮」に係るリテラシー向上がある。研究指導や論文指導を受けずにレポートを作成する例が多く見られることが、この事業の特徴の一つであり、『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている個人情報取扱や論文引用等に関する適切な記述に関する「倫理的配慮」を求めているが、不十分なものも見受けられる。教育を行わない機構が、どのようにしてそのリテラシー向上や学修成果の質の向上を図っていくかは設立以来の課題の一つである。

わが国の大学進学率は、30年前に比較して大幅に上昇したが、今後は60%を下回る辺りで飽和すると予想されている。少子化による若者人口の減少や短期大学数の縮小のため「単位積み上げ型」の学位申請者の減少が予想される一方、長寿命化により生涯学習の目標やその成果として学位取得をめざす申請者の増加が期待される。また、学位に対する社会や国民のニーズも多様化するために専攻の区分ごとの申請者数の分布の変化も予想される。学位授与申請者の動向に関する支配因子の精密な統計解析は行われていないため、様々な因子が複雑に関与する将来動向を予測することは困難な状況にあるが、最近の機械学習技術の進歩により申請者数を説明する有効な因子（説明変数）の精密解析が可能であり、その本格的な調査研究が待たれる。

機構の授与する学位に対する社会的評価とその向上に必要な要件、そのために機構が行うべき事業や活動を明らかにするために、大規模な学位取得者アンケート調査や社会動向調査を10年ごとの周年調査として実施することが有効である。機構が授与する学位に対する社会の評価（学位取得によって職業的屬性の何が変わったのか）、申請者の動機（なぜ学位取得をめざしたのか）や学位取得の結果（何が得られたのか）などの調査は、学位授与事業のニーズと学位の評価、さらには大規模な社会調査のための基礎情報の取得のために必要不可欠である。今後、ますますIT技術を利用した大規模調査が容易に実行できる状況となるため、DX時代に相応しい学位取得者全員を対象とする新しいアンケート調査の実施方法について検討している。

学位授与事業へのAI技術の導入は、DX時代に相応しい事業の効率化と質の向上に資する重要項目であり、上述のようにその範囲は多岐にわたる。たとえば、科目表や教員調書の審査が行われる短期大学および高等専門学校や省庁大学校などの教育課程の審査などにも大いに活用できると期待される。現在の審査では、従来形式の審査書類に含まれる必要な情報の抽出が難しく、担当専門委員の負担も大きいため、デジタル化は喫緊の課題である。多くの教育研究機関では、researchmapの登録を義務づけているが、そのデジタルデータから教員調書の大部分の必要情報を取得することができる。これを利用した提出書類のデジタル化をはじめ、科目表やシラバスの標準形式の電子データ化など、審査関連書類のデジタル化を進める必要がある。

機構の研究開発部の使命の一つは、国内外の大学の学位授与状況を機構の学位授与事業に反映させることであり、学位審査の方法や学問領域・名称などを調査するとともに、学位の水準について不断に検討することが求められている。学位授与事業の特徴は、大学とは異なる教育目標を掲げる省庁大学校等における学修の成果を、一般の大学が授与する学位の基準、すなわち専攻分野における学術的価値の側面から適否を判定することにある。大学が授与する学位の名称や審査の方法は多様化しており、より実践的な名称が使われるようになっただけでなく、新たに専門職大学等の新しい専門的職業人養成の高等教育制度も始まった。修士論文に代わる特定課題論文の提出により修士の学位を取得するという、新しい審査方法を採用する人文・社会科学系の大学院も一定数存在している。それに対応して、機構においても省庁大学校修了者の特定課題論文提出による修士の学位授与申請が始まっており、審査の基準とその評価の方法について、担当する専門委員会・部会との議論をさらに深化させる必要がある。機構が授与する学位の水準は、学位授与事業に対する社会や国民の評価として顕れる。授与する学位の水準と審査のあり方は学位授与事業の最重要課題であり、審査を担当する専門委員とも協力して取り組み、国民に対するサービスと授与する学位の質の向上をめざすことが求められている。

参考文献等

- (1) 大学評価・学位授与機構（2001）『学位授与 10年のあゆみ』
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構（2012）『学位授与の20年』
- (3) 機構は、毎年度『新しい学位への途 学位授与申請案内』および『学位授与申請書類』（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html）を発行している。
- (4) 学位取得者に対する表彰制度の創設について
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/dekigoto/1309901_3401.html
- (5) 黒羽亮一（2001）学位授与機構10年の軌跡と今後の課題、学位研究 第15号 pp.113-121
- (6) 館昭（2001）大学評価・学位授与機構における学位授与事業関係の調査研究について、学位研究 第15号 pp.143-161

第四部 大学等および質保証機関等との連携

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）の第4期（2019～2023年度）中期目標には、1. 大学等の評価、2. 国立大学法人等の施設整備支援事業、3. 学位授与、4. 質保証連携、5. 調査研究、の5本柱が建てられている。機構は、発足以来、日本内外の大学等および質保証機関との連携・協力による高等教育の質保証に関する諸活動を通じて、わが国の大学等の教育研究の質向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際的通用性の確保に貢献してきた。このためには、大学等の評価事業、国立大学法人等の施設整備支援事業、学位授与事業および調査研究を実施するだけでなく、大学等や質保証機関等との質保証に関する連携・協力が不可欠である。

第1章 大学等連携・活動支援

大学等の質保証には、大学等自身による自主的かつ自律的な自己点検・評価およびそれに基づいた第三者評価が必要である。大学評価事業を推進するにあたり、機構（当時、大学評価・学位授与機構）は、大学等には従来からの「教育研究文化」に加えて「評価（質保証）文化」の必要性を強調した（pp.9-10）。このため、評価（質保証）に関わる人材の育成が、各大学等にとっては重要なテーマとなった。さらに、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合にともなって、センターが担っていた運営基盤の強化に対する支援も、機構の重要なテーマとなった。両者は、それぞれ個別に実施されるものではなく、教育研究活動と経営の両面から、シナジー効果を高めることが重要である。

第1節 大学等との連携

中期目標には「①大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する」と記載されている。すなわち、教育研究の質保証に関する情報を収集、整理、提供するのみならず、質保証に貢献する人材の育成や能力向上に貢献することが謳われている。たとえば、機構が実施している大学機関別認証評価の目的が、「1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。」と掲げられているが、この目的を達成するためには、機構の評価を通じた外部からの大学への働きかけのみならず、大学内部での質の保証・向上の支援を図るための人材育成や、社会一般の種々のステークホルダーに対する働きかけが必要である。その意味で、質保証連携事業は、評価事業と表裏一体となる極めて重要な事業である。

大学機関別認証評価の効果について、1・2巡目の取組を縦断的に分析した研究¹⁾からも、目的の「3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること」について、「達成された」と感じている大学は少ないことが指摘されており、大学等と連携し、その改革を支援していくことが機構に望まれている。本事業は、機構（統合前、大学評価・学位授与機構を含む）の第3期中期目標期間（2014～2018年度）においては「②質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、質保証に関わる人材の能力

向上に資する活動を行う」からの継続性がある事業である。それ以前より、大学等との連携は、研究開発部（旧評価研究部）が主導し、評価事業部と共に積極的に行ってきた。ここで、代表的な取組を振り返ろう。

最初に、「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会」⁽²⁾の活動を取り上げる。この研究会のきっかけとなるテーマは、評価結果を大学内で改善・向上に結びつけるための方策を考えるという、質保証連携事業の源流となったものである。大学における評価結果の中で親しみやすいものからの取組として、授業評価の結果を有効に活用するための方策を考えるものであった。この研究会報告の中で、2006年8月8日に行われた講演会の記録を紹介する。この講演会では、「授業評価で大学をどう変えるか —アメリカにおける取組みと成果—」というタイトルで、2名のゲストスピーカーが登壇した（写真4-1）。講演は、ピーター・セルディン博士（Dr. Peter Seldin, Distinguished Professor, Pace University）“USING COURSE FEEDBACK FROM STUDENTS TO IMPROVE TEACHING（学生による授業評価が授業改善につながる時）”と、エリザベス・ミラー博士（Dr. Elizabeth Miller, Associate Professor, Northern Illinois University）“USING EVALUATION STRATEGIES TO IMPROVE TEACHING（授業改善に結びつく評価方針とは）”であった。この講演会には、全国から173名の参加があり、授業評価結果を教員へフィードバックする際の手法、評価方法、評価項目および実施時期など授業評価の取り組み方等についての話題提供があった。さらに、2～3名の小グループに分かれて解答を考えるクイズや、授業評価結果のフィードバック方法についてのデモンストレーションもあり、参加者全員が主体的に授業評価を考える絶好の機会となった。

写真4-1 ピーター・セルディン博士（Dr. Peter Seldin）と講演スライド（抜粋和訳）



授業改善のための教員との話し合い
<p>ガイドライン:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ お互いに信頼と尊敬を示し合う ■ 教員の教え方やゴールに照らして意見を述べることを推奨する ■ 教員の性格でなく授業への取組みを中心とした話し合いを行う

セルディン博士は、「ティーチング・ポートフォリオ」⁽³⁾という授業評価結果等も含む教員の教育記録についての専門家であったこともあり、その後の「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会」の活動は、その普及が一つの柱となった。すなわち、日本の大学に対してワークショップ等を通じて、いかにして大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）を進めるかという実践研究が主流となり、その成果として「日本におけるティーチング・ポートフォリオの可能性と課題 —ワークショップから得られた知見と展望—」報告書⁽⁴⁾が出版された（2009年）。さらに、「ティーチング・ポートフォリオの定着・普及に向けた取り組み—効果検証・質保証・広がり—」報告書⁽⁵⁾では、「アカデミック・ポートフォリオ」という教育活動全体へと広がり、大学院生等も対象となっている（2014年）。

大学評価全体の目標・計画の作成支援として行った事業として、Evaluability Assessment（EA）研究会の活動がある⁽⁶⁾。EAとは、アメリカ合衆国の政策評価において開発された手法で、

事後評価を行う前に事業実施過程で、評価に必要な体制や条件が整っているかどうかを診断し、必要であれば不足を補い、自己評価力を向上させることを目的に作られたものである。EA研究会の活動の詳細は、第五部 第2章 第2節 (p.84) で紹介する⁽⁷⁾。

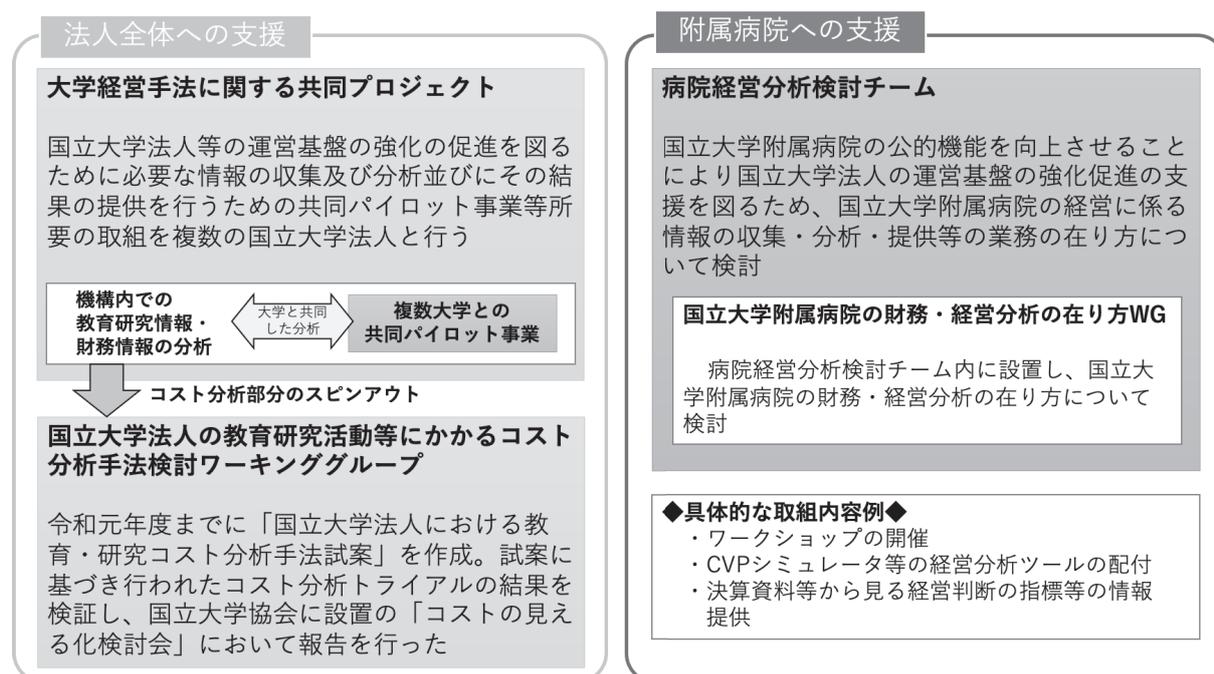
その後も、大学との連携による質保証人材の育成は推進されており、人材育成セミナーとして「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」(2019年11月)、「大学等のIR実務担当者向けワークショップ」(2020年1月)に対象者を限定して、効果的な人材育成をめざして、毎年度実施されている。

第2節 国立大学法人の運営基盤強化促進の支援

運営基盤強化促進の支援は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正〔2019年(令和元年)5月24日〕により、新たに機能強化された業務の一つである。大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合にあたり、教育研究活動と経営の両面から、大学の諸活動の質向上に貢献することが求められる中で、両者の既定業務の確実な推進を前提として、シナジー効果を高めることを基本方針として合意されたことが、この業務の出発点である。

この業務は、国立大学法人全体への支援と国立大学附属病院への支援の二つに大きく分かれる(図4-1)。民間に近い独立採算の病院と、そうでない国立大学法人全体の会計は分けて考えるのが適当である。

図4-1 国立大学の運営基盤強化促進事業



新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、大学を取り巻く環境は大きく変わった。とくに、国立大学附属病院は、その影響を経営面で多大に受けた。国立大学附属病院への支援として、病院が資金計画の現況を適時に把握し、数か月先の資金需要を予測できるよう、機構は「CFチェッカー(キャッシュフローチェッカー)」を開発し、全国の国立大学附属病院へ提供した。

国立大学法人全体の経営についても、教育研究情報や財務情報を積み上げ、分析することは引き続き重要な意味をもつ。とくに、運営基盤を強化するには、大学それぞれが直面している課題

に対応する必要があるため、意を同じくする大学と共同して取り組み、そこで得られた結果を提供できるよう、取組を進めている。

参考文献等

- (1) 渋井進、浅井美紀（2021）大学機関別認証評価に対する大学の意識の変化―1巡目と2巡目の大学へのアンケート調査による比較― 大学評価・学位研究 第22号 pp.41-59
- (2) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会（2007）『評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究報告書』
- (3) ピーター・セルディン、大学評価・学位授与機構監訳、栗田佳代子訳（2007）『ティーチング・ポートフォリオ作成の手引き 大学教育を変える教育業績記録』 玉川大学出版部
- (4) https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/05/27/houkokusho_tp200903.pdf
- (5) https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2014/07/07/no9_20140707TP.pdf
- (6) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構（2012）『Evaluability Assessment 研究報告書：大学の質保証力向上のための理論と実践』
- (7) 第五部 第2章 第2節 pp.84-85

第2章 大学ポートレート

インターネットの普及により、いまや情報検索が即時にできるようになった。わが国では、情報公開法が施行され（2001年）、公費が投入されている機関には、業務上の情報の社会への開示が義務づけられている。大学においても、自主的にホームページなどで積極的に情報が公開されている。一部の国では、大学の活動に関する情報を評価機関に提供することを、質保証の枠組みの中で義務づけ、社会に公開している事例もある。

文部科学省が公表した「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」[2011年（平成23年）8月]の中で、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築をめざして、国公立大学すべてを視野に入れた「大学ポートレート（仮称）」システムの整備が提案された。このシステム構築のために、文部科学省は、2012年2月から、大学評価・学位授与機構（当時）を事務局として、国公立大学関係者と有識者による準備委員会を組織して検討を進めた。その結果、2013年度から国公立大学の学校基本調査によるデータを公表するとともに、2014年度には、国公立の大学が「大学ポートレート」を通じて基本的な情報を公表することとなった。

情報の収集に関して、国立大学については、大学評価・学位授与機構が、「大学情報データベース」により、国立大学法人評価に使用する情報の収集・蓄積してきた（2012年度からこのシステムのためのデータ収集は停止）。公立大学・公立短期大学については、公立大学協会および全国公立短期大学協会が、各大学の基本情報を収集し、それぞれのホームページ上で公表していた。私立大学・私立短期大学については、日本私立学校振興・共済事業団が、「学校法人基礎調査」等を通じて、情報を収集し、事業団内に設置するデータベースに蓄積してきた。

大学ポートレートは、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みとして、表4-1に示した三つの役割を担っている。すなわち、ステークホルダーに対する情報の発信のみならず、大学自身が情報を分析し、その教育研究の質の向上・改善に資することを目的としている。

表4-1 大学ポートレートの役割

- 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- 大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

大学ポートレートは、偏差値などで大学を比較するためのものではない。それぞれの大学がどのような個性・特色を有しているのか、どのような教育が行われているのかを把握するためのツールである。公表される教育情報は、大学自らが責任をもって提供する情報であり、大学進学希望者をはじめ、政府、企業、大学等の様々な関係者など、社会の各分野でそれぞれの用途に応じて広く活用されることが期待されている。大学の自主自律の精神を尊重しつつ、大学ポートレートが大学の教育情報の公表の共通枠組みという社会インフラとしての役割を果たすべく、関係者からの要望も踏まえつつ、継続的に改善・充実に取り組んでいく必要がある。

このような大学情報公表の背景には、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」〔2010年（平成22年）6月に公布〕に基づき、2011年4月1日から、各大学において、9項目にわたる情報の公表が義務づけられたことがある（学校教育法施行規則第七十二条第二項）。これらの項目の公表については、基本的には、各大学が自主的・自律的に教育情報の活用・公表に取り組む活動の一環として実施すべきこととしているが、大学ポートレート準備委員会では、各大学を支援する大学団体の活動を重視し、さらに、大学団体が連携して教育情報の活用・公表の共通基盤を整備することが適当であると判断した。2014年度以降「大学ポートレート」は、設置形態ごとの大学団体、評価団体、日本私立学校振興・共済事業団等の関係する事業を行う団体、および有識者からなる運営会議のもとで、自律的に運営することになっており、この運用は「大学ポートレートセンター」が行っている。

大学における教育研究情報の公表は大学の社会に対する責務であるが、情報公表の義務化は、教育研究の質の向上を図る機会として捉えることが肝要である。大学ポートレートでは、すべての大学が共通して公表する教育情報として、学校教育法施行規則に規定する9項目とともに、大学に対する第三者評価（認証評価、国立大学法人評価、公立大学法人評価など）の結果も含めた。これらに加えて、大学進学希望者等に関心の深い学生寮の整備状況や各大学、学部・研究科等の特色等を盛り込んである。とくに、各大学における「入学者受入れの方針」「教育課程編成実施の方針」「学位授与の方針」という三方針を的確に定めて公表することに重点をおいて、それらの根拠となる情報が掲載されている。その一方で、入試方法別の合格者数・入学者数、中退率、卒業・修了後の状況等をすべての大学が共通して発信する教育情報として位置づけることは、今後の検討課題となっている。また、公表情報を大学ポートレートに直接掲載するだけでなく、各大学のウェブサイトへのリンクをおいて、利用者が参照できるようになっている。また、大学教育の国際化が進むなかで、大学ポートレート（国際発信版、英語版）が、2018年10月から、教育情報の提供を開始し、2020年10月からは中国語対応も実現した。

主要なステークホルダーの一つである大学進学希望者やその保護者の関心の高い項目（たとえば、入学試験関連の諸データ）については、すべての大学が共通して発信すべき教育情報と位置づけるべきであるという意見も多い。しかし一方で、画一的なランキング化する懸念も根強くあ

る。したがって、画一的なランキングにはならないように、数値のみの表示ではなく、文字情報との組み合わせによる工夫や、図やグラフの活用などが図られている。

現在の大学ポートレート (<https://portraits.niad.ac.jp/index.html>) は、国公立の大学・短期大学1,000校以上が参加する教育情報を公表しているウェブサイトである。大学・短期大学の基本情報に加えて、入口（入試）から中身（教育課程、教員、学生）、出口（進路）までの情報、学生生活を送る拠点となる「キャンパス」の情報や学生生活を支える「費用及び経済的支援」に関する情報について、文字情報、数値情報、グラフ、画像、大学ウェブサイトへのリンクなどを用いて提供している。検索機能については、簡易検索と詳細検索が設けてある。簡易検索では、「学校名」「学部・研究科名」「学科・専攻名」「キャンパスの所在地」による検索が国公立大学を通じた共通枠組の中で可能であり、詳細検索では国公立および株式会社立大学それぞれにおいて、適当な検索項目が設定できるようになっている。

第3章 認証評価機関連絡協議会

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。当時、大学評価・学位授与機構）は、認証評価制度が2004年度に始まって以降、機関別認証評価として大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価（2011年度をもって終了）および高等専門学校機関別認証評価を、分野別認証評価として法科大学院認証評価を実施してきた。2021年度現在、機関別認証評価については、機構のほか、大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会（2020年4月に短期大学基準協会から名称変更）、大学教育質保証・評価センター（2019年8月に発足）の5機関が実施している。

各認証評価機関はそれぞれ独自の基準で評価を実施していた。中央教育審議会大学分科会（2009年）が、公的な質保証システム（設置基準・設置認可審査・認証評価）に関する課題を整理した報告書「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」では、認証評価機関間の連携を検討課題の一つとしてあげた（表4-2の下線部分に注目）。

表4-2 中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告（抜粋）

<p>1 公的な質保証システムに関する経緯と課題</p> <p>(5) 公的な質保証システムに関する検討課題例</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 各認証評価機関の連携による取組を進めていく観点から、当面、以下の事項について順次対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>認証評価関係者の研修を行っていくための認証評価機関間の連携の推進。</u> • <u>認証評価の実務に資するための研究の実施と成果の共有。</u> • 自己点検・評価については、学内の情報を集約・分析するための部署や担当者の配置等、各大学において具体的な取組の工夫を検討。 <p>(後略)</p>
--

この報告書を受けて、当時、機関別認証評価を実施していた4機関（大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会）は、わが国の高等教育における質の保証に向けて評価文化の一層の醸成を図るとともに認証評価機関間の連携および情報の共有を促進するため、認証評価機関連絡協議会（以下「協議会」という）を設置することとし、分野別認証評価を行う認証評価機関にも参加を呼びかけた。その結果、協議会が、10認証評価機関の参加

表4-3 認証評価機関連絡協議会参加機関一覧（2021年5月現在）

公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会
公益財団法人日弁連法務研究財団	特定非営利活動法人国際会計教育協会
一般財団法人日本助産評価機構	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
一般財団法人教員養成評価機構	一般社団法人日本技術者教育認定機構
一般社団法人専門職高等教育質保証機構	公益社団法人日本造園学会
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	一般財団法人大学教育質保証・評価センター

によって発足（2011年1月）し、2021年5月現在、表4-3に示す14機関から構成されている。

協議会の活動は、各認証評価機関の自主性・自律性や特色、理念を前提としつつ、認証評価の充実に向けた連携や認証評価に関する情報の共有を行うことを目的としている。協議会の委員は各機関の評価担当理事（副会長、理事等）1名で、議長（任期、2年）は、委員の互選により選出される。当機構が発足時より協議会の事務局を担っている。協議会の検討課題（表4-4）について、ワーキンググループが設置され、その調査・検討の状況を適宜、協議会に報告している。検討課題として取り組んでいる内容の概要を以下に説明する。

表4-4 認証評価機関協議会の検討課題

<p>(1) 評価者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実 • 認証評価制度の一層の周知
<p>(2) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築 • 学内のIR機能の充実 • 認証評価に積極的に取り組む大学等の評価
<p>(3) 評価活動の新たな方向性の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有 • 評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討・研究 • 社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方の検討 • 国内外への情報発信のあり方の検討

第1節 主な取組

(1) 評価者の資質の向上：評価担当職員研修の実施

認証評価機関の間で職員同士の連携および情報共有の促進と職員の資質向上を目的とし、毎年度評価担当職員研修を実施しており、各認証評価機関から多くの職員が参加している。

2019年度の研修は「初心者クラス」と「経験者クラス」を設けた。「初心者クラス」では、認証評価制度の概要についての講演後、講演で得られた課題や気づきを踏まえたグループディスカッションを実施して認証評価についての理解を深めた。「経験者クラス」では、テーマに沿った討論を実施して各機関が抱える課題等について活発な意見交換を行った。文部科学省から高等教育政策の最新の動向に関する講演も行われ、研修全体として認証評価制度に関する理解および認証評

価機関間の情報共有につながるものとなった。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止となったが、2021年度には参加機関の協力もあり、オンライン形式で開催し、文部科学省からの講演、初任者向け講演、経験者向け講演を動画配信した。

(2) 評価者の資質の向上：認証評価制度の周知

協議会の検討課題となっていた認証評価制度の周知については、2012年3月、機関別・専門職大学院の評価区分の違いを超えて、当時の協議会参加10機関が共同して行う記者発表（写真4-2）を実施し、これまでの認証評価の実施状況や2011年度に実施した認証評価結果（概況）、大学教育の改善事例等を紹介した。

写真4-2 共同記者発表の様子



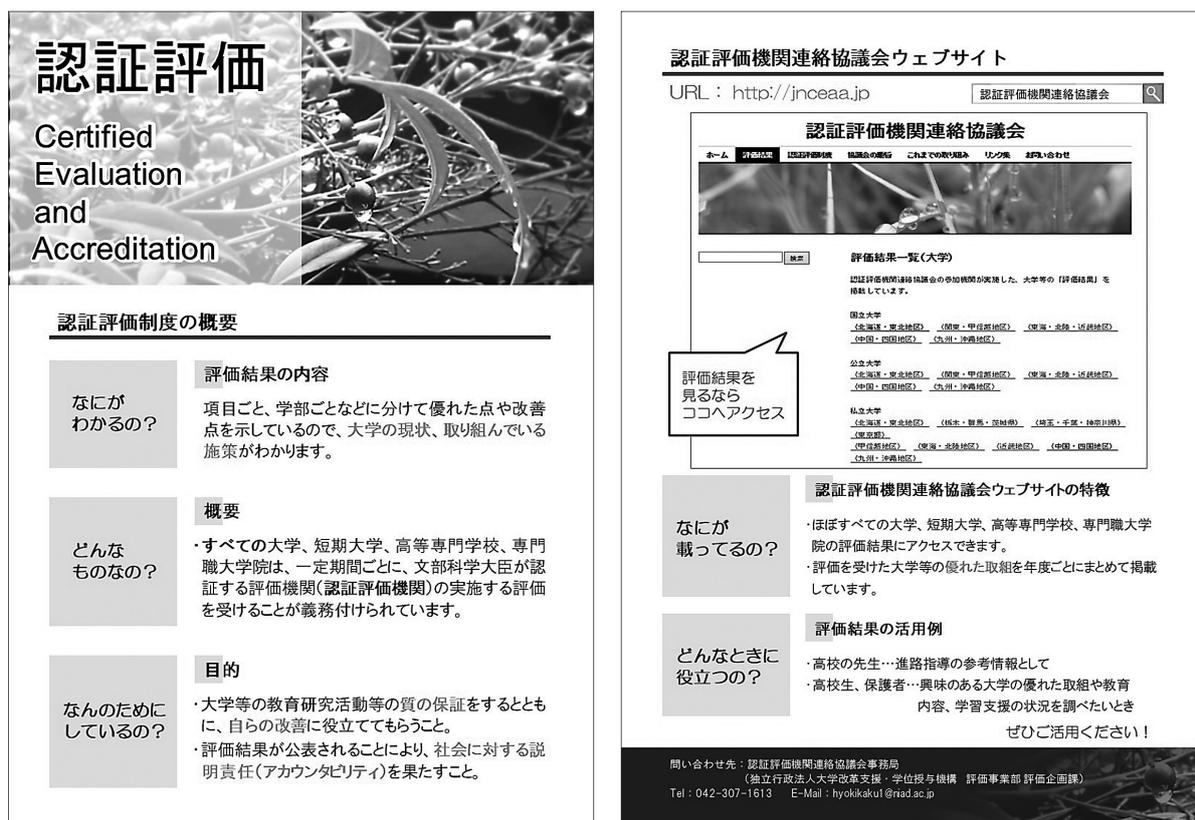
共同記者発表のほか、認証評価に対する社会的認知度向上のための効果的な情報発信の方策を考えるために、報道関係者および高等学校関係者と意見交換会（2013年10月）を実施した。高等学校関係者向けには、以下の説明会等において、認証評価について情報発信を行った。

- 2014年3月 第36回進路学習セミナー（主催：全国高等学校進路指導協議会）
- 2014年8月 主要大学説明会（主催：東京大学）
- 2015年5月 2015年度東京都高等学校進路指導協議会 研究協議大会
（主催：東京都高等学校進路指導協議会）

高等学校関係者に対しては、進路指導の際の大学選びの参考とするために、認証評価結果から興味のある大学等の優れた取組や教育内容、学習支援の状況等を知る手がかりとすることを目的として、協議会のリーフレット（写真4-3）を作成した。このリーフレットは、全国高等学校進路指導協議会、全国高等学校長協会、全国高等学校PTA連合会に配布（2016年9月）するとともに、文部科学省初等中等教育局メールマガジン「初中教育ニュース」（2016年9月）にリーフレットの紹介と活用について寄稿した。

協議会ウェブサイト（2015年4月開設）では、設置形態別・地域別の評価結果一覧や認証評価制度に関する情報を発信している。2017年3月にはウェブサイト英語版も作成・公開した。

写真4-3 認証評価機関連絡協議会リーフレット



(3) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策：大学ポートレートを活用した共通基礎データの提供

大学ポートレート（第2章 pp.62-64参照）による国公立大学の教育情報の公表が開始された（2014年3月）。中央教育審議会大学分科会大学教育部会における「認証評価における大学ポートレートの活用」に関する意見を受けて、協議会は大学ポートレートセンターに対し、大学ポートレートにおけるデータの収集・蓄積の要望（2016年3月）を行ったところ、同センターは可能な範囲で収集・蓄積の実施を決定した。

大学ポートレートの活用を見据え、認証評価機関が共通で活用できる統一フォーマット「共通基礎データ」の様式およびその提供方法について協議会で決定（2017年3月）し、2018年度からの認証評価より活用を開始した（参考資料集 図1-22 p.14）。活用開始にあたっては、各認証評価機関による受審予定大学向けの説明会において「共通基礎データ」様式の使用について説明を行った。2019年度からは、大学機関別認証評価を受審する大学ポートレート参加機関を対象に、システムに整備された認証評価「共通基礎データ」様式の出力機能の提供を開始した（参考資料集 図1-22 p.14）。

(4) 評価活動の新たな方向性の検討等：関係団体との意見交換

協議会の下に置くワーキンググループにおいて、分野別評価を行う7団体（日本技術者認定機構、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構、日本歯科医学教育学会、日本私立歯科大学協会、日本看護系大学協議会、専門職高等教育質保証機構）を招き、機関別認証評価と分野別評価の関係について意見交換を行った（2018年1月）。認証評価の課題については、毎年度、文部科学省と意見交換を行っている。

第2節 今後の協議会について

学校教育法の一部を改正する法律が施行され、2020年4月より認証評価において教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務づけられた。さらに、中央教育審議会大学分科会に質保証システム部会が設置され（2019年3月）、わが国の高等教育の質保証システムの在り方について審議されており、認証評価を取り巻く状況は刻々と変化している。2020年8月の質保証システム部会（第3回）においては、機構は協議会の事務局として認証評価機関における現状と課題について説明を行った。協議会の事務局である機構としては、参加機関と協力・連携を図りつつ、認証評価機関にとってより良い制度となるよう、引き続き関係機関との連絡・調整に努めたい。

第4章 国際連携・活動支援

高等教育の国際化・グローバル化は目覚ましいテンポで進展している。評価や質保証も、もはや国内だけでは完結しない。制度や手順において、国際的通用性が強く求められる時代になっている。このような趨勢を機構は早くから認識し、国際連携に向けた取組を展開してきた。

第1節 国際的な質保証活動への参画

大学教育の国際化という趨勢に沿って、機構は質保証のあり方を国際的な視点で捉えてきた。質保証活動での国際的連携は、次の三つの領域で進められた。海外諸国の質保証機関との交流、質保証の分野で形成されている国際的ネットワークへの参画、そして「キャンパス・アジア」事業でのモニタリングである。

1. 各国の評価機関との交流推進

高等教育の発展のために、多くの国々で質保証機関が設置されている。どの質保証機関に対しても、グローバル化時代の高等教育に伴う諸問題は共通した大きな課題である。共同学位（ダブルディグリー、ジョイントディグリーなど）や海外キャンパスなど、複数の国・地域の大学による国際共同教育が進展しているが、その質保証には、各国の機関が国境を超えて協力して取り組む必要がある。

以上のような事情から、他国の質保証機関と交流して、経験・知見を交換する一方、共同作業に向けてわが国の高等教育への信頼を醸成することはきわめて重要である。そこで、機構は、早くから海外の質保証機関との交流に積極的に取り組んできた。

機構は、英国高等教育質保証機構（QAA）と交流に関する覚書を締結（2007年2月）し、種々の連携活動を展開した。この覚書締結は、連携活動の前提としてQAAから提案されたものであったが、機構の国際的な存在感の向上に大きく貢献したばかりではなく、今や、各国の質保証機関の交流協定に基づく連携活動の原型となっている。QAAとの連携活動の中で、特筆に値するのが、機構が作成した『高等教育に関する質保証関係用語集』での協力である。これは、日本の高等教育・質保証制度に関係する専門用語を取りあげ、日英両語で解説したものである。わが国の教育情報の海外発信を大きく前進させるとともに、国際化を進める日本国内の諸大学にも大いに裨益するものであった。この用語集の作成にあたっては、QAAからは内容、表現等の各面で種々の貴重な支援を得た。この用語集は、各高等教育機関においても、海外に向けて日本の制度

を英語で説明する際や、評価業務に対する関係者の理解促進、学内でのFD・SD活動などに広く活用された。このため、2021年には第5版 (https://www.niad.ac.jp/media/008/202107/NIAD-QEGlossary_5thedition.pdf) を出版するまでに至っている。

QAAとの交流協定締結に始まり、現在までに、ヨーロッパ6機関、アジア・太平洋地域8機関、合計14機関と交流覚書を締結(表4-5)しており、機構の国際交流は、大きな広がりを見せている。なお、アメリカ合衆国など北米の質保証機関との覚書締結が見られないが、同地域では評価制度が州別・民間主体などの特徴をもつ一方、機構は国レベルでの交流を前提としていたためである。しかしながら、北米は世界の高等教育動向の中心地の一つであり、機構は、米国高等教育アクレディテーション協議会国際質グループへの加盟(2013年)、いくつかの州の質保証機関との交流など、北米とも活発な連携活動を推進した。

表4-5 海外の覚書締結機関一覧

締結年月	機 関 名
2007年2月	英国高等教育質保証機構(QAA)
2007年9月	中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC)
2010年3月	香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)
2010年6月	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)
2010年6月	オランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)
2010年8月	韓国大学教育協議会韓国大学評価院(KCUE-KUAI)
2011年3月	マレーシア資格機構(MQA)
2011年3月	インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構(BAN-PT)
2011年3月	フランス研究・高等教育評価高等審議会(Hcéres) [締結時:AERES]
2011年6月	台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)
2014年5月	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)
2015年10月	ドイツアクレディテーション協議会(GAC)
2016年3月	タイ全国教育水準・質評価局(ONESQA)
2020年1月	イタリア学術移動・同等性情報センター(CIMEA)

機構は、2007年に国際交流の基本方針として、「大学評価・学位授与機構評価事業部国際交流に関する方針」を策定した(参考資料集 表4-21 p.27)。これは国際交流全般にわたる方針を定めたもので、海外の質保証機関との交流に関しても明快な戦略が定められている。そこでは、対象地域をアジア太平洋地域とヨーロッパに分けて、それぞれ交流相手と取組内容、さらに目ざす目標を明確にしてある。

2. インフォメーション・パッケージとQA Updates - International

インフォメーション・パッケージは、高等教育分野における質保証について、高等教育制度も含めた関係用語や制度・歴史等の基本情報、具体的な評価事業の情報を一元的に提供するためのツールである(表4-6、p.70)。

基本的なコンセプトを具現するために、このパッケージ作成にあたり国内外の公的機関の協力による組織的かつ継続的な情報発信体制を整備した。質保証に関する基本情報と評価等の具体的な情報を、パッケージ形式で一元的に発信することで、わが国の質保証に対する理解の増進を図るとともに、情報の受け手における情報収集の効率化や、国際的な情報発信の支援のためのツールとして活用を期待した。

表4-6 インフォメーション・パッケージの基本的コンセプトと収集資料

基本的なコンセプト ●組織の統一見解に基づく一貫性のある情報 ●断片的ではなく集約された情報 ●公式なものとして発信する信頼性のある情報 ●新しい状態に保たれる更新性を備えた情報	
収集資料 ○高等教育に関する質保証関係用語集：我が国の高等教育制度、質保証制度及び当機構の評価制度に関する用語の定義・解説を日英2ヵ国語で収録。 ○諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：我が国の高等教育制度及び質保証制度の基本的な情報を日英2ヵ国語で集約。用語集で得た情報を基礎として、制度全体を俯瞰しながら理解深化を図る。さらに、各国の高等教育制度および質保証制度の基本情報を収録。 ○大学改革支援・学位授与機構の評価関係資料：評価に関する具体的な情報として、当機構の行う認証評価の基本資料である大学機関別認証評価実施大綱、大学評価基準等の各英訳版を収録。	

インフォメーション・パッケージに関しては、国際ワークショップをバンコク（タイ）で開催した（2010年3月2日）。このワークショップは、機構、QAAおよび中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）の三機関共催の下、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）およびタイ全国教育水準・質評価局（ONESQA）の後援を得て実施した。これは、APQN2010総会のプレカンファレンスワークショップとしたことから、アジア太平洋地域の質保証機関関係者を中心に、19カ国・地域および三つの国際機関より総勢77名の参加があり、好評であった。とくに、APQN会長等からは、機構がAPQNの会員機関として国際的な質保証をリードするような主体的な活動に対して称賛の声があった。この取組は、後述（p.72）のように、APQNクオリティ・アワードを受賞した。

QA Updates - Internationalは、海外主要国の高等教育や質保証制度に関する基本的な情報を紹介するとともに、海外の質保証の仕組みや関連政策の最新動向を記事にして配信するウェブサイトである（<https://qaupdates.niad.ac.jp/>）。

3. 高等教育・質保証についての情報・知見の交換

機構は、英国や中国などのわが国と関係の深い国の質保証機関等との間で連携協力活動を行っている（表4-5 p.69）。それぞれの国では、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、さまざまな質保証システムが構築されている。そのため、言語や国境の壁を超えて実効的な関係を構築する上で、質保証制度やその背景となる高等教育制度などについて、効果的な情報交換を通じて協力機関同士の相互理解を深めることが不可欠である。

機構は、大学等の評価に携わる人材の育成と日本の高等教育における評価文化の定着のために、2007年度から、国内外の講演者を招聘して「大学評価フォーラム」を毎年開催してきた。2014年度からは、大学における教育研究活動の質保証の取組をより一層推進する目的で、「大学質保証フォーラム」と改称して続けている。さらに適宜、国際フォーラムも開催した（参考資料集 表4-22 pp.28-29）。

一方、機構の教職員が、海外の質保証機関等に招聘されて、わが国の質保証制度について講演した機会も多い（参考資料集 表4-23 p.30）。

質保証に従事する教職員には、専門的知識が求められる。したがって、質保証機関同士で人材育成を図ることは意義深いことである。加えて、他国での業務を体験することは、自機関での業務を振り返る貴重な機会となる。この観点から、機構は積極的に教職員交流を推し進めている。2015年に、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）のスタッフを受け入れたのを皮切り

に、現在まで、4機関との間でスタッフ交流を実施している。他機関の教職員を機構で受け入れた際には、機関別認証評価における訪問調査への同行視察を始め、機構の評価事業を多面的に体験できるように様々なプログラムを提供した。

4. 共同プロジェクト

機構は、海外諸機関との共同プロジェクトも積極的に推進した。共同プロジェクトのテーマは多岐にわたっており、たとえば、マレーシア資格機構（MQA）と2014年から約3年間実施したプロジェクトでは、相互認証実現に向けて双方の制度を比較した。調査結果は、2017年に両機関の代表者による「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」に結実した。

ASEAN+3 質保証専門家会合でも、大規模な共同プロジェクトが進められた。この会合は、ASEAN+3 各国の教育省関係者の構成する「高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」の下で定期的に関催されたもので、機構の他、関連する国・地域の多くの質保証機関が参加している。2013年からこれまで4回開催され、参加機関における取組や、国際的な学生交流への対処に関する情報交換や議論を行った。これらの議論を受けて、最終回にあたる第4回会合では、「パクセー宣言」が採択された。

第2節 国際ネットワークへの参画

高等教育の教育研究は国境を超えて広がり、学生、教職員の国際移動も日常的になっている。質保証も例外ではなく、質保証機関には、教育研究の国際化に対応した体制と内容が求められる。この要請に対応するため、欧米やアジアでは、早くから質保証の国際的連携をネットワークに組織しようとする動きがあった。

代表的なものは、高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE、1991年設立）である。このネットワークは全世界をカバーする規模をもっており、101の国・地域の316機関が加盟している（2021年4月現在、以下同じ）。アジア太平洋地区には、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN、2003年設立）がある。同ネットワークは、アジア太平洋地域の37の国・地域の222機関を会員として擁している。米国高等教育アクレディテーション協議会国際質保証グループ（CHEA-CIQG、2012年設立）は、ワシントンD.C.（米国）に事務局があり、北米に足場をもつが世界全体にネットワークを広げており、現在、49の国・地域にある151機関が参加している。

機構の国際交流の基本方針「大学評価・学位授与機構評価事業部国際交流に関する方針」においては、質保証の国際ネットワークへの対応は重要な柱となっている。機構の方向性としては、アジアでまず足元を固め、それを基礎に世界の他地域との連携を進めることが明確に打ち出されていた（参考資料集 表4-21 p.27）。すなわち、同方針の文言によれば、「APQNの活動を中心として展開していくこととし、APQNでの中核的な役割を担うことをめざすとともに、アジア太平洋地域の代表としてINQAAHEへの活動につなげる」という戦略であった。

機構は、2005年にAPQNに加盟したが、同ネットワークの運営に積極的に参画すべく、その主要ポストに機構幹部が次々に就いた。川口昭彦理事（当時）が、理事・副会長に就任し（2007～2010年）、その後は岡本和夫理事（当時）が引き継いだ（2011～2013年）。その間、2008年にはAPQN年次総会を招致し、千葉で開催した（写真4-4 p.72）。2011年には、INQAAHEとAPQN共催の国際ワークショップ（INQAAHE-APQNグッドプラクティス・ワークショップ）を、機構がホストを務めて東京で開催した。

写真4-4 APQN総会にて挨拶する木村孟機構長（当時）（千葉、2008年2月）



このような一連の積極的な取組は、APQNからネットワークへの大きな貢献として高く評価され、2013年と2018年の2度にわたって、機構は「APQNクオリティ・アワード」を受賞した（グラフィックページ参照）。

INQAAHEについても、早くから積極的に参画した。2001年に加盟した後、木村孟機構長（当時）が理事に就任した（2003年）。アジアを代表する質保証機関としての存在感を発揮するという意図によるものである。また、CHEA-CIQGにも、2013年に加盟した。

ASEAN質保証ネットワーク（AQAN）も、機構の国際化にとっては欠かすことができないパートナーである。これは、ASEAN諸国の質保証関係の機関や組織が2008年に結成した地域ネットワークで、正会員としてASEAN10カ国の17質保証機関等、さらに準会員としてそれ以外の関連組織から構成されている。機構はAQANに直接は加盟していないが、日本とASEANの関係のゆえに接点が多く、これまで種々の形で連携してきた。AQANの会員機関の中には、機構と覚書を締結している機関も少なくなく、この面からも同ネットワークは、機構にとって重要な存在である。

これらの質保証ネットワークへの参加は、機構の活動の幅を国際的に広げる上で大きな役割を果たした。各ネットワークが定期的で開催する総会等は、機構の事業や日本の高等教育事情を海外に紹介し、あるいはまた他の質保証機関との共同事業について報告する上で格好の機会となった。加えて、他の参加機関と接触して意見交換し、あるいはまた種々の情報交換を行うネットワークキングの場として大きな意義があった。

第3節 キャンパス・アジア・モニタリング

キャンパス・アジア（CAMPUS Asia）は、日本、中国および韓国の三カ国政府が共同で大学間の質保証を伴う交流を拡大し、学生や教員の留学・移動を促進するとともに将来の東アジア地域の発展を担う人材育成に取り組む構想である。CAMPUSは、Collective Action for Mobility Program of University Studentsを略したものである。

この構想は、北京で開催された第2回日中韓サミット（2009年）に遡る。このサミットでは、質の高い大学間交流を行うために有識者会議の設置が提案された。これを受けて翌年、日中韓三カ国の政府・大学・産業界関係者による「日中韓大学間交流・連携推進会議」が発足し、キャンパス・アジアの取組が始まった。三カ国間で「日中韓の質の保証を伴った大学交流に関するガイドライン」が策定された（表4-7、参考資料集 表4-24 p.30）。

以上の準備を経て、キャンパス・アジア・パイロットプログラムが、2011年から実施された。日中韓のトライアングル交流を内容とした10プログラム（表4-8）が選ばれ、キャンパス・アジア事業の試行が始まった。これらのパイロットプログラムは、2015年までの所定の5年間に多大の成果をあげ、三カ国は事業を本格展開することで合意した。

表4-7 「日中韓の質の保証を伴った大学交流に関するガイドライン」の目的

このガイドラインは、日本、中国、韓国の大学間における質の保証を伴った交流・連携を促し、大学の国際競争力を共に向上させることを目的としている。これは、大学間交流および質保証の効果的な実施メカニズムを構築し、学生その他の関係者を保護するとともに、関連するステークホルダーが責任を実行し、連携を推進することを促すことにより、包括的な教育協力や、これら三カ国の人々の間に相互信頼志向の近隣パートナーシップに貢献することをめざすものである。

表4-8 日中韓のトライアングル交流事業の採択プログラム（2011～2015年度）

大学名	交流相手先	交流レベル	構 想 名
東京大学	北京大学（中国） ソウル大学校（韓国）	大学院	公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム
東京工業大学	清華大学（中国） 韓国科学技術院（韓国）	大学院 学部	日中韓先進科学技術大学教育環
一橋大学	北京大学（中国） ソウル大学校（韓国）	大学院	アジア・ビジネスリーダー・プログラム
政策研究大学院大学	清華大学（中国） 韓国開発研究院（韓国）	大学院	北東アジア地域における政策研究コンソーシアム
名古屋大学	中国人民大学、清華大学、 上海交通大学（中国） 成均館大学校、ソウル 大学校（韓国）	大学院 学部	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
名古屋大学、 東北大学	南京大学、上海交通大学 （中国）、ソウル大学校、 浦項工科大学校（韓国）	大学院	持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
神戸大学	復旦大学（中国） 高麗大学校（韓国）	大学院	東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム
岡山大学	吉林大学（中国） 成均館大学校（韓国）	大学院 学部	東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム
九州大学	上海交通大学（中国） 釜山大学校（韓国）	大学院	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム
立命館大学	広東外語外貿大学（中国） 東西大学校（韓国）	学部	東アジア次世代人文学リーダー養成のための、日中韓共同運営トライアングルキャンパス

キャンパス・アジアは、日中韓三カ国政府の後援する「質保証を伴った大学間交流」の枠組みであり、この事業を支援するために、日中韓それぞれの質保証機関である機構、HEEC、韓国大学教育協議会（KCUE）の三者が、「日中韓質保証機関協議会」（以下「協議会」という）を設立した。

1. パイロットプログラムのモニタリング

キャンパス・アジアは、単なる大学間交流ではなく、質保証を伴った豊かな内容をもつ交流をめざしたものであり、「モニタリング」は重要な作業の一つである。モニタリングの目標（表4-9 p.74）は、教育プログラムに対して通例行われる「評価」とは趣を異にしている。すなわち、教育実践の中のネガティブ面を指摘するのではなく、ポジティブな取組を取りあげて評価し、それを国内外に広めるという未来志向的取組である。

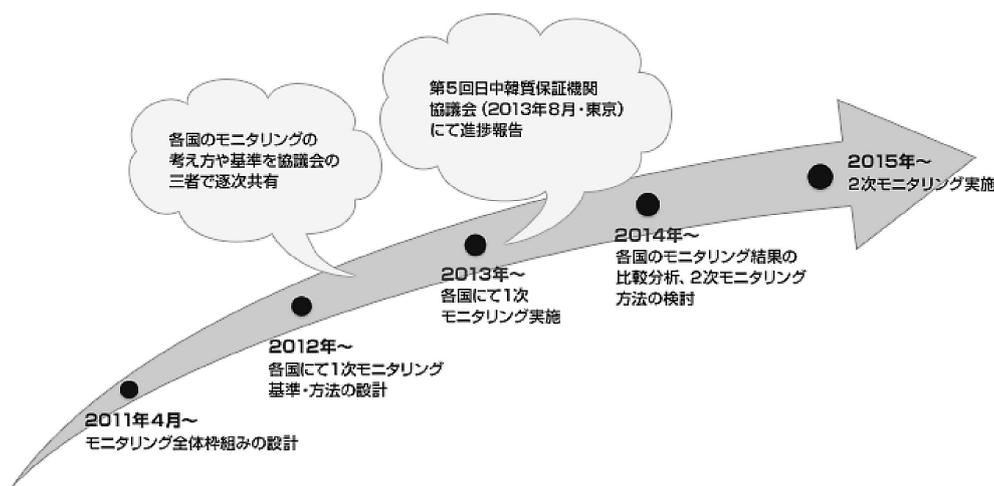
表4-9 モニタリングの目標

- 国際的な教育プログラムの質保証を試行する。
- 教育の質の観点から優良事例を抽出し、それらを国内外に広く発信していく。
- 国際的な教育プログラムの質保証に関する共同ガイドラインを作成する。

協議会では、キャンパス・アジアにおける国際教育の質保証は三カ国共通の課題であるとの共通認識に立って、パイロットプログラムに対するモニタリング活動を共同の取組として行なった。パイロットプログラム期間中（2011～2015年）モニタリングは、以下の手順で実施された（図4-2）。

- 1次モニタリング（2013年）と、2次モニタリング（2015年）の2回実施した。
- 1次モニタリングは、日中韓各国における自国の関連法規や評価制度・手法を踏まえて、日中韓各国において個別に実施した。
- 2次モニタリングは、日中韓で共通のモニタリング手法を構築し、共同で実施した。
- 2次モニタリングの経験を基に、共通のモニタリング項目や方法を「共同ガイドライン」として取りまとめた。

図4-2 パイロットプログラム期のキャンパス・アジア・モニタリングのプロセス



このように実施されたモニタリングから、機構を含めて各質保証機関は、多大の経験と知見を蓄積した。それらを踏まえて、三質保証機関はモニタリングの具体的な手法等に関して検討・協議を行った。キャンパス・アジア自体も、2016年からは本格実施段階に入った。新たに採択されたプログラムは17件（継続8件、新規9件）と、事業は著しく拡大した（参考資料集 表4-25 p.31）。三機関はモニタリングを引き続き実施することで合意し、新たなモニタリングは、「モニタリング+（プラス）」と名づけられた。2018年に行われたモニタリング+（プラス）の概要は、次の通りである。

- それまでのモニタリングの経験に立脚して作成されたガイドラインを基に、大学側の負担軽減を図るなど、モニタリング手法の改善を図る。
- 対象は、新規採択分の9プログラムとし、三質保証機関が3プログラムずつ分担して、各国において、それぞれモニタリングを実施する。これまでのモニタリングの結果、質保証機関の間で質保証の枠組みへの共通認識や相互信頼が深まったためである。

2. キャンパス・アジア・モニタリングの成果と発信

機構では精力的にモニタリングを実行する一方、それから得られた知見や経験を国内外の高等教育関係者に広く提供するため、種々の形で成果発信を行った。

1次、2次のモニタリング、モニタリング+（プラス）では、終了後にそれぞれ報告書を作成し、結果を総括するとともに、今後の課題を抽出してまとめた。さらに、関係者がモニタリングの成果を活用する上での便宜を考え、優良事例を整理して紹介する『質保証からみた『キャンパス・アジア』— 優良事例集』を編集し、日英両語で刊行した（2014年）。

同じく2014年には、「国際共同教育プログラムの質保証—日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」と題してシンポジウムを開催し、広く成果を発信した。

さらに、国際共同プログラムでの質保証の基準・手法等をまとめて広く提供するため、『キャンパス・アジア・モニタリング共同ガイドライン』を日英両語で刊行した（2017年）。さらに、モニタリング+（プラス）の成果を反映させて、その改訂版を2020年に刊行した。

第5章 高等教育資格承認情報センターの設置

アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、UNESCOの「アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の承認に関する地域条約」（1983年採択、1985年発効）が締結された。この1983年条約を改定するために、関係国閣僚級会合が東京で開催（2011年11月）され、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」が新たに採択された（表4-10）。

表4-10 東京規約の趣旨と主な概要

<p>趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域の経済的、社会的、文化的小および技術的發展と世界平和の促進 ・アジア太平洋地域の締約国において得られた高等教育資格をすべての締約国が認定し、締約国間における学術的な人の移動を促進 ・アジア太平洋地域における高等教育資格の認定に関する実務的な課題に対する解決法の模索
<p>資格の評定に関する基本原則（第3章関係）</p> <p>いずれかの締約国で授与された資格の保持者は、適切な機関への要請に基づき、迅速に、資格の評定の機会を与えられるものとする。各締約国は、資格の評定および承認の手續、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保するものとする。</p>
<p>高等教育を受ける機会を与える資格、高等教育資格等の承認（第4～6章関係）</p> <p>各締約国は、実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された高等教育課程への入学志願のための資格、既修得学習および高等教育資格を承認するものとする。</p>
<p>評定及び承認に関する情報（第8章関係）</p> <p>各締約国は、それぞれの高等教育制度に関する適切な情報を提供するため、高等教育情報を提供する「国内情報センター」の設立と維持に向け適切な措置を講ずる。</p>

この改定では、より多くの国の参加をめざす観点から、旧条約において承認対象として規定されていた職業資格への言及が削除された。さらに、旧条約の目的を一層効率的に推進するために、高等教育をめぐる状況の変化を踏まえて、教育の質保証にも言及した。その上で、「実質的な相違（substantial differences）」がみられない限り、他の締約国において授与された学位等の高等

教育資格を承認するとともに、高等教育機関における入学申請や修業年限の承認時においても、相当する学修を適切に承認することが盛り込まれた。

日本政府は本規約に加盟（2017年12月）し、2018年2月に発効した。締約国は、2021年5月1日現在、オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニアの12カ国（締約順）である。

第1節 国内情報センター

各締約国には、高等教育資格に関する情報の提供や相談の窓口となる「国内情報センター（National Information Centre, NIC）」の設立および維持のために適切な措置を講ずることが求められている（表4-10）。そして、各国の国内情報センターによる「アジア太平洋ネットワーク」の設立を提言した。この国内情報センターは、様々な形態が考えられるが、求められている高等教育情報の提供範囲は、参考資料集 表4-26（p.32）に示した内容である。

東京規約発効に伴って、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法が改正（2019年5月24日）され、機構内に高等教育資格承認センター設置準備室が設置（6月1日）され、2019年9月1日に高等教育資格承認情報センター（National Information Center for Academic Recognition Japan, NIC-Japan）が、日本公式の国内情報センターとして開設された（図4-3）。同年9月2日には、オープニング・セレモニーが開催された。

図4-3 高等教育資格承認情報センターのシンボルマークとロゴタイプ



第2節 アジア太平洋国内情報センターネットワーク

NIC-Japanの目的は「日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること」であり、業務内容として、次の四項目を掲げている。

- ① 日本の高等教育制度に関する情報提供
- ② 東京規約締約国を主とした外国の教育制度に関する情報提供
- ③ 諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- ④ 各種調査研究

東京規約は、その実施を監督・促進する締約国委員会に加えて、権限のある承認当局による東京規約の実際的な実施を支持・支援する「国内情報センターのネットワーク」を設立することを定めている。これに基づき、第2回東京規約締約国委員会会合（2019年9月）において、アジア太平洋国内情報センターネットワーク（Asia-Pacific Network of National Information Centres, APNNIC）が設立され、設立宣言書の調印式が行われた。NIC-Japanは、日本の代表としてAPNNICに加盟している。

2020年11月には、東京規約締約国における資格の承認に関する、信頼できる情報を無料で提供し、学生や研究者の物理的またはバーチャルなモビリティを促進するための情報源となる

APNNICポータル (<https://apnnic.net/>) が開設された。主な内容は、東京規約およびAPNNICの概要、各締約国の教育制度（高等教育資格の概要、各種統計、高等教育質保証制度の概要、正規の高等教育機関一覧へのリンク、留学生政策の動向等を集約）、ニュースおよび行事案内、世界規約および他の地域規約の概要である。

第3節 今後の課題

上述のように、情報提供のツールは整備されたわけであるが、これが有効に機能するためには課題もある。国際的な学生の流動化が拡大する中で、外国の教育機関で学習した志願者の学位・学歴や成績を適切に審査・評価することが重要である。日本の大学では、志願者の合否を筆記試験等の結果に基づいて判定するのが一般的であり、外国での成績・資格の審査・評価は、個々の教職員の経験や知識に依存しているのが現状である。

欧米では、留学生や移民など外国の教育機関での学習歴をもつ外国人を多数受け入れてきた歴史的背景があり、外国の教育機関における成績や資格を評価／承認するシステム（Foreign Credential Evaluation/Recognition, FCE/FCR）が発達している。また一般的に、高等教育機関では、志願者の選抜が、入学試験ではなく、志願者の高等学校での成績、志願動機のエッセイ、推薦状などを基に判断される。このため、志願者の成績を適切に審査・評価することが志願者の合否を決定する上で、重要な要素となっている。外国人志願者（留学生）の選抜についても、それぞれの高等教育機関で学歴・学位・成績評価を行うだけでなく、外国の成績・資格評価を実施する国あるいは第三者機関からの情報を活用することが一般的に行われている。

FCE/FCRとは、外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、資格証明書などについて、その保有者を受け入れようとする国の大学あるいは外国資格評価機関において、当該国の教育制度や資格制度の下で、どの段階に対応するか、学業成績のどの評定に対応するか、あるいはどの資格と同等であるかを評価／承認することである。すなわち、外国で発行された各種証明書と当該国の制度との接続性と同等性を評価／承認するものである。当然、受理した各種証明書が真正であるか否かの審査も含まれる。

表4-11 FCE/FCRが提供する情報

<p>外国で発行された学位・卒業証明書、成績証明書、資格証明書等について、その保有者を受け入れようとする国の機関において、当該国の教育・資格制度に照らして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) どの段階にみなされるか（接続性） 2) どの評定にみなされるか（学業成績） 3) どの資格と同等であるか（同等性） <p>を評価／承認する。</p>
--

FCE/FCRは、学術的な資格評価／承認と専門的職業の資格評価／承認の二種類に大別できる。専門的職業の資格評価／承認は、母国で取得した専門的職業の資格が受入れ国の制度と照らして同種類の職業に従事できるかどうか、あるいは受入れ国での当該資格試験の受験資格があるかどうかを判断するものである。学術的な資格評価／承認は、大学等への入学あるいは編入学の審査の際に、志願者の母国で取得した学位・卒業証明書や成績証明書が、同等の学習成果（資格）として承認できるか否かを判断するために活用される（表4-11）。もちろん、最終的には大学自身が判断を下すのではあるが、その判断を支援するための資料として提供される機能も重要である。すなわち、高等教育資格承認情報センターのデータが有効に活用されるためには、収集されたデ

ータを分析することも重要になる。

国内外の機関間の移動、国際競争、グローバルな労働市場など、国境を越えた人々の移動性が高まり、移動する人とともに、その個人が取得した学業や職業に関する資格やその証明書も移動することになる。移動先では、それらの資格や証明書が適正に評価され、受け入れられた人の能力や技能が、教育機関や雇用先で正當に取り扱われなければならない。これが、正にUNESCO地域条約の精神であり、FCE/FCRには、日本の高等教育機関で学んだ人々が、海外留学したり、海外で就職する際に、わが国の学位や資格が海外で適正に評価／承認されることを促進する機能も不可欠である。また、国内で教育・訓練を受けた者と国外で受けた者との学歴・資格を比較可能のものとし、国際的な人材の質の確保に寄与することになる。さらに、ディグリー・ミルやディプロマ・ミル、各種証明書の偽造業者がみられる現状では、FCE/FCRの必要性が高まっている。

第五部 調査研究の推進

大学評価や学位授与等の事業を進める上で、研究部門の存在は重要な意味をもっている。諸外国の質保証機関において、独自の研究部門が設置されている例は極めて稀であり、研究部門の調査研究活動が注目されている。

機構は、実施する事業の基盤となる研究および事業の検証に関する調査研究を行っている。併行して、わが国の高等教育の質保証に関する課題に対する重点的研究にも取り組んでいる。これらの調査研究は、機構の事業の中立性を確保しながら、大学等の研究機関や国内外の質保証機関等と連携して進められている。機構は、高等教育の質を高めるための課題に取り組み、成果を事業のさらなる展開に反映させるとともに、大学等や関係機関にも提供・公開して、社会からの期待と信頼に応えられる調査研究を推進している。今まで公開してきた報告書一覧は、参考資料集表5-21 (pp.33-34) に示すが、各報告書の内容は、機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/project/>) を参照されたい。

機構が定期的に発行している学術誌『大学評価・学位研究』は、大学評価および学位授与に関連する高等教育の諸課題・諸理論に関する論文、研究ノート・資料等を掲載発表することにより、わが国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。充実した研究成果の蓄積を図るために、機構の研究者以外に、全国の研究者からの投稿も可能としている。さらに、調査研究の成果に基づいて、大学質保証フォーラム (参考資料集 表4-22 pp.28-29) を毎年開催している。

機構における調査研究は、二つのカテゴリーの下で推進されている (表5-1)。調査研究の対象は、多岐にわたっており、誌面の関係で一部について概要を説明する。

表5-1 機構が推進している調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究
① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究
② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究
③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究
④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究
② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

第1章 大学マネジメントの在り方に関する調査研究

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の六に、「国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと」が業務として追加された [2019年度 (令和元年度)]。これを受けて、第4期中期目標期間 [2019～2024年度] には、特定の国立大学法人の協力のもと「大学経営手法に関する共同プロジェクト」を大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部教員が教職協働で実施しており、財務データと業績データの統合的活用等について実践的な研究活動を進めている。統合後に推進した研究課題の概要は、以下の通りである。

第一は、大学におけるマネジメントの在り方について、評価と資源配分にかかわる政策論議および動向についてレビューを行い、大学の機能強化に資する分析を行うことである。第二は、国立大学法人をはじめとした高等教育分野のガバナンスと機関のマネジメントについて、国内外の動向を踏まえつつその在り方に関する調査研究を行うことである。地方自治体など他のセクターの事例も参照しつつ研究を進めてきた。第三は、大学の会計基準の在り方や現行の財務報告、および機関運営における会計情報の利用について、マネジメントの向上・改善に結びつく方向性に関する研究を行うことである。とくに、国立大学法人会計基準の改定動向と法人財務諸表の分析方法、あるいは財務情報をもとにした国立大学法人の新たなグルーピングなどについて検討を進めてきた。第四は、大学改革を進めるにあたり必要となる高度専門支援スタッフについて、認定制度と研修制度に関する調査研究を行うことである。欧米では、高度専門支援スタッフの養成を目的とした研修制度¹⁾や認定制度が充実しており、日本の現状とは大きな差がある。もちろん、雇用慣行との関係もあり、欧米と同じような制度の導入には課題も多いが、大学等の今後の発展のためには、わが国の実情に則した手法の提案が待たれる。

機構外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を定期的で開催し、上記研究課題に関する研究プロジェクトの遂行に役立つ知見を収集した。さらに、本調査研究に関する成果については、担当する教員が学会発表および論文等の発表を行うとともに、報告書の刊行を行っている。

参考文献等

- (1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構大学改革マネジメントシリーズ『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』ぎょうせい p.58

第2章 大学等の質の保証および維持・向上に資する評価に関する調査研究

機構は、実施された大学等の教育研究活動等の評価結果を分析し、効果的かつ効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況に対応した、大学等の質の保証および維持・向上のための評価システムの在り方について研究を推進した。ここでは、試行的評価（第一部 第1章 第2節 pp.16-21）の検証方法・内容や検証結果、さらに、試行的評価の成果・課題について紹介する。

第1節 試行的評価の検証

試行的評価の検証（2001～2004年度）は、組織的かつ体系的に実施され、その後の機関別認証評価、法科大学院認証評価あるいは国立大学教育研究評価のデザインをする上で、非常に有効であった。この検証作業によって指摘された課題を念頭におきながら、認証評価や国立大学教育研究評価など新しい評価システムの構築やその後の改善が図られた。指摘された課題の多くは、現在でも、大学等の評価を議論する上で重要な論点となっている。機構の推進する認証評価や国立大学教育研究評価の検証方法・内容等も、基本的には、試行的評価の検証を踏襲して実施されている。なお、試行的評価の検証内容・方法および結果・成果の詳細は、機構出版書籍¹⁾を参照されたい。

1. 検証方法

検証では、対象機関、関係団体および評価担当者に対して、主として自由記述によるアンケート（質問紙調査）（表5-2）やインタビューなどから得られた意見に基づき、評価の枠組みやプロセス、対象機関や社会による評価の活用状況など、試行的評価の実施によってもたらされた効果について分析した。これらの意見照会の結果は、そのつど整理し、それ以降の試行的評価に反映させることによって、評価システムの改善が図られた。2003年度の検証に際しては、これらの調査によって得られたすべての意見を改めて定量的に取りまとめた。

表5-2 試行的評価検証において実施した意見照会・アンケート

- | |
|--|
| 1. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（2000年度着手分） |
| 2. 自己評価終了時の対象機関からの意見（2000年度着手分） |
| 3. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（2001年度着手分） |
| 4. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2000年度着手分） |
| 5. 大学評価に関する対象機関からの意見（2000年度着手分） |
| 6. 自己評価終了時の対象機関からの意見（2001年度着手分） |
| 7. 大学評価委員（第1期、2000年7月1日～2002年6月30日）からの意見 |
| 8. 実施大綱・要項に対する関係団体からの意見（2002年度着手分） |
| 9. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2001年度着手分） |
| 10. 大学評価に関する対象機関からの意見（2001年度着手分） |
| 11. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2002年度着手分） |
| 12. 大学評価に関する対象機関からの意見（2002年度着手分） |
| 13. 大学評価に関する関係団体からの意見（2002年度着手分） |
| 14. 試行的評価の方法および効果等に関するアンケート（2003年7月12日） |

このアンケートについては、試行的評価を実施した122機関に対して、延べ550部のアンケート回答を依頼した結果、120機関から延べ539部（回収率98.0%）の提出があった。この回収率は、大学評価に対する対象機関の関心の高さを窺い知ることができた。

質問紙調査は、対象機関のある時点での状況を把握するためには有効ではあるが、評価のプロセスを動的に捉えるためには不十分な面がある。その点を補うため、いくつかの対象機関（10大学）にインタビューを実施した。インタビューした事項は、「自己評価などを行う体制と実際の作業について」、「試行的評価を通じての教育研究活動の改善や、個性の促進に向けての活動について」、「社会・地域における評価結果の活用およびその効果について」の三点であった。

2. 検証内容

試行的評価の二つの目的（大学の質の向上とアカウンタビリティ、表1-3 p.16）が達成されたか否かという視点に基づいて検証を行うのが基本である。このために、試行的評価を実施する上で解決すべき課題を、「目標」として、五つの視点に分類した（表5-3 p.82）。これらの目標を達成あるいは実現すべく設定された枠組みを、「基本的枠組み」として、8項目（表5-3）に整理した。検証にあたっては、これらの基本的枠組みに沿って、評価の実施体制や評価プロセスが適切に行われたかを検証するとともに、「基本的枠組み」自体の適切性についても検討した。

上記の目標と基本的な枠組みの達成状況などについて、以下の項目ごとに検証した。

- ① 実施体制：この項目では、評価に必要な組織体制、特に各種委員会の連携や評価担当者の選出方法、構成人員（バランス）、事務体制などについて検証した。また、対象機関側の実施体制についてもアンケートやインタビューにより把握し、その全般的な傾向を取りまとめた。

- ② プロセス：この項目では、評価の仕組みやその内容・方法などについて、それぞれ評価結果（報告書）の取りまとめに至るまでの過程を、評価担当者のみならず、対象機関側の立場も踏まえながら検証した。
- ③ 結果：この項目では、評価結果（報告書）の適切性や、評価担当者の負担感、対象機関側の負担感、評価経験の蓄積や評価手法の改善などについて検証した。
- ④ 成果：この項目では、事前には予期できなかった波及効果も含めた、対象機関における試行的評価の成果、社会における評価結果の活用や評価の効果などについて検証した。

表5-3 試行的評価の「目標」の視点と「基本的枠組み」の項目

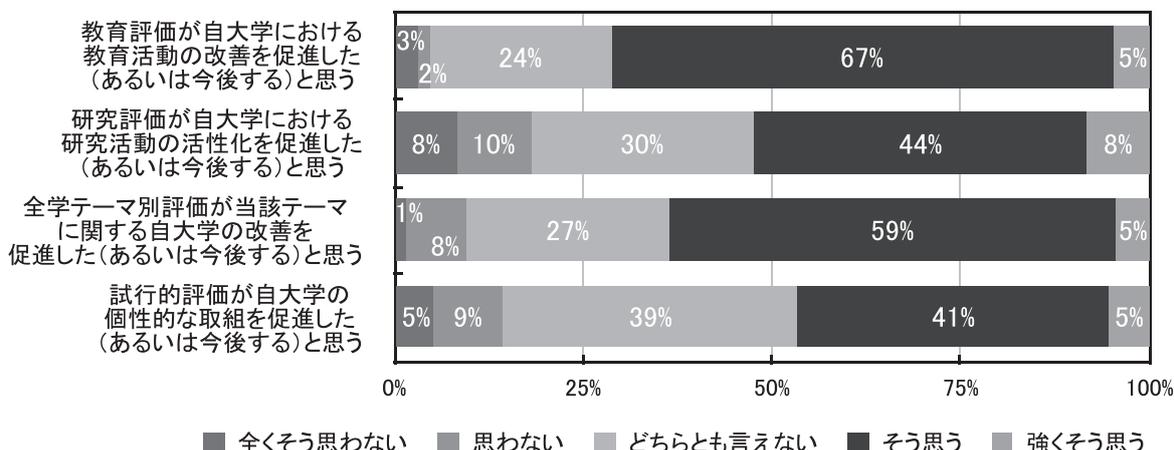
「目標」の視点	
○大学等の個性を伸長する評価	○大学等の主体的な改善を促す評価
○持続可能な評価	○公正な評価
○社会が大学等の状況を把握できる評価	
基本的枠組み	
○複数の評価手法に基づく多面的な評価	○評価単位の適切な評価
○大学等の目的および目標に即した評価	○大学等の自己評価を基本とした評価
○専門家を中心とした評価（ピア評価）	○明確な根拠に基づく評価
○透明性・効率性の高い評価	○適切なフィードバック・公表

3. 試行的評価の目的の達成状況

基本的枠組みの設計自体の適切性と、それらの設計が実際の評価において問題なく実現されたかという両面からの検証結果は、機構出版書籍⁽¹⁾を参照されたい。ここでは、試行的評価の目的の達成状況を確認するためには、第一に教育研究等の諸活動の質が向上したか、第二に諸活動に関して社会的な説明責任が果たせたか、についての検証結果をまとめる。

教育研究の質の向上を実現するために、より具体的には「主体的な改善を促す評価」を目標とした。そのため、対象機関に対するアンケートでは、「評価が自大学における教育研究活動の改善を促進したか」「個性を助長したか」について質問した。その結果、改善の促進については、分野別教育評価では7割以上、全学テーマ別評価では6割以上、分野別研究評価では5割以上が肯定的な回答（否定的な回答は1割未満～2割弱）であった。一方、個性の助長については、肯定的な回答は4割程度であった（否定的な回答は1割強）（図5-1）。

図5-1 「評価が質の向上に資したか」の質問に対する対象機関の反応



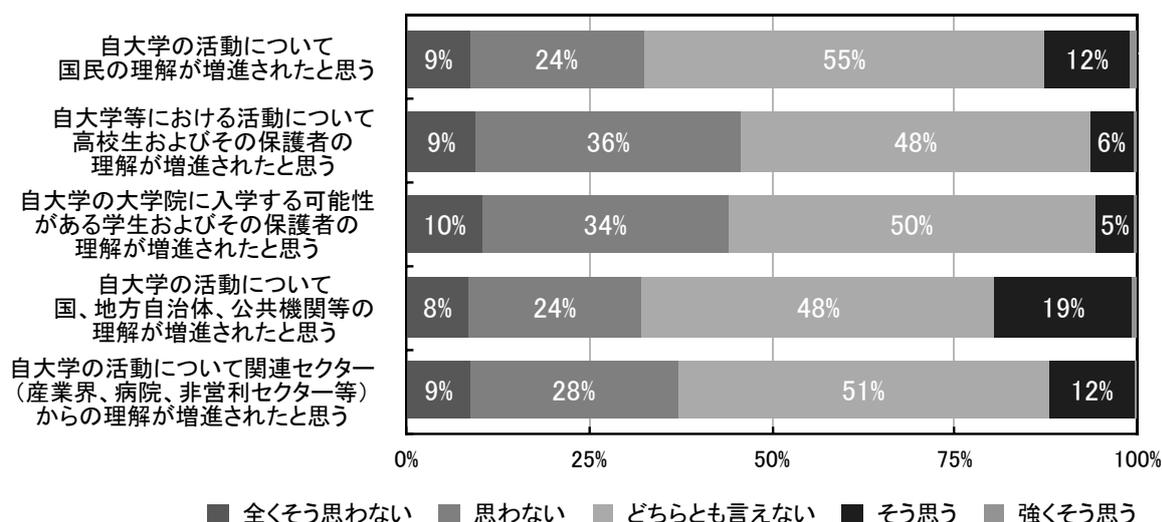
アンケートでは、評価後の具体的な改善事例の記述を求め、それらの各事例について改善の際に機構の評価がどの程度参考となったかについて、5段階（5：非常に参考となった。～3：どちらとも言えない。～1：全く参考とならなかった。）で回答を求めた。その結果、全対象機関122機関中の109機関（89%）から、延べ1,024件の回答があり、そのうち、評価の参考度が「4. ある程度参考となった」以上であるものは、825件（81%）に達した。

回答のあった改善事例のうち、全評価区分を通じて多かった事例としては、学内組織の連携強化や整備に関するもの、評価体制の整備や改善システムの強化（体制整備、根拠資料等の収集の経常化、アンケート等による問題点の把握など）、周知公表の体制（活動）の強化・充実など、教育研究活動を実施する上での基盤的な部分の更なる改善に関する事項があげられた。

アンケート結果については、イエス・テンデンス（回答者が良い方向に回答する傾向）を内包している可能性を考慮する必要があることはいうまでもないが、試行的評価は大学等の教育研究活動の改善に貢献したと判断できた。これは、機構による第三者評価の貢献という狭い意味ではなく、それに先立って実施された大学等自身が行う自己評価も含めた評価プロセス全体による貢献と考えるべきである。実際、大学等へのアンケートでも、8割以上が「自己評価を行うことで、自大学（あるいは部局）の課題を把握することができた」と回答しており、評価全体の中で自己評価が大きな役割を果たしたことが理解できた。しかし、半数以上の対象機関が機構の評価によって「自己点検・評価と比べて、改善に役立つ評価を得ることができた」と回答していることから、試行的評価における体系的な評価方法や評価結果が有効に機能したと判断できた。

試行的評価の第二の目的である「社会への説明責任」を実現するためには、「社会が大学等の状況を把握できる評価」であることが求められる。対象機関に対するアンケートでは、「機構の評価結果によって“社会”の理解が増進されたか」の質問に対する回答の平均値は、2.5～2.8と他の質問項目に比してかなり低く、全体の3～4割が否定的な回答であった（図5-2）。

図5-2 「評価が社会的説明責任を果たしたか」の質問に対する対象機関の反応



評価結果は、対象機関および設置者に提供されるとともに、マスメディアへの記者発表、機構ウェブサイトへの掲載などにより広く社会に公表された。しかし、マスメディアの中には、「目的および目標に即した評価」という枠組みを無視して、水準の判定結果のみから大学をランキングしている例や、水準の判定結果が低い大学ばかりを強調して報道する例も見られた。このような報道では、大学の活動について誤解を生じる可能性があるというコメントも寄せられた。

高校生やその保護者、産業界、国民一般が、評価報告書を読むには、その記述内容が難しく、これらの人々が大学について知りたい情報が十分には含まれていない、あるいは含まれてはいても理解できるような記述にはなっていないと考えられる。評価担当者からも「社会に広く読まれるようなわかりやすい内容と形式にすべきである」との意見も多く、評価報告書の内容、記述方法や公表方法については、多くの検討すべき点が指摘された。

試行的評価で掲げた「大学等の改善」および「社会への説明」の二つの目的を実現するための副次的な目標として、評価を継続的に実施可能とするための「持続可能性」や、評価が大学や社会から適切なものとして受け取られるための「公正性」の二つもあげた。評価の公正性や透明性については否定的意見は強くはなかったが、大学の特徴や規模の違いをより反映した評価方法や公表方法については課題も指摘された。持続性という点では、「評価を一定期間ごとに行うことは必要である」という質問に8割近くが肯定的回答をしていることから、大学等および機構側の評価担当者の負担に配慮した効率的な評価方法を模索し、評価を持続可能なものにしていくことが重要であると判断した。

第2節 試行的評価から認証評価・国立大学教育研究評価へ

試行的評価の実施から終了までの間に、大変な時間とエネルギーを費やして議論を重ねた。全ての議論を紹介することは不可能であるが、その中で忘れられない議論の一つを紹介しよう。「第三者が評価した上で、それぞれの大学の個性化を図る」という大学審議会答申の理念を実現するための一つの仕掛けが、「それぞれの大学がもつ目的および目標に照らして評価する」ということであった。当初は、「目的や目標を低く設定して、良い点を取ろうとする大学が出るのではないか」とか、「自分たちの大学は目的や目標なんかない」という意見すらあった。試行的評価では前者のような例はなかった。改善に資することが評価の目的であるから、このようなことをやれば自分自身に跳ね返ることは明白であろう。後者の意見に対しては、「組織が目的や目標をもたずに活動している事態は考えられないことであって、今まで構成員が目的や目標を必ずしも意識してなかっただけである」と答えてきた。試行期間中に年々このような意見が聴かれなくなり、目的や目標を掲げて組織全体が、それに向けて努力する方向が芽生えたことは、試行的評価の最大の成果と言っても過言ではない。

大学評価を実施する前提となる目標・計画の作成支援として、機構には、Evaluability Assessment (EA) 研究会の調査研究があった。ここでは、「Evaluability Assessment 研究報告書：大学の質保証力向上のための理論と実践」(2012年)から、EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」(2016年12月16日開催)に至るまでの一連の取組を紹介する。EAとは、政策評価のために米国で開発された手法である。これは、事後評価を行う前に、事業実施過程で、評価に必要な体制や条件が整っているかどうかを診断し、必要であれば不足を補い、自己評価力を向上させることを目的に作られたものである。EAが開発された背景や理由は、事後評価を行う時点で、目的や計画の不備が明らかになり、評価の対象がうまく定まらないという「後の祭り」の問題が多く散見されたことが契機となっている。この状況は、日本の大学評価が抱える問題と類似していることから、EA研究会では、大学関係者とともに、目的と計画の構造を明確にし、指標をデザインし、データの所在を明らかにした上で、関係者が合意を形成する方法について確立し、ワークショップにより普及を図った。その成果は、目標・計画作成時の妥当性のチェックリスト(表5-4)として心理測定学、政策評価等の知見を元にし、日本の大学評価の文脈を検討して独自に開発したものが、学術論文⁽²⁾として公表されており、大学評価コンソーシアムが行うワークショップ等の資料として広く活用された。

表5-4 目標・計画作成時の妥当性のチェックリスト

区分	基準	説明
妥当性	目的との適合性	指標が、計画の進捗や目指す成果を適切に反映しているか。
	調査対象・結果への影響	指標設定の結果、意図しない悪影響を及ぼすものではないか。
	信頼性	誰がいつ測定しても、同じ事象や状態からは同じ測定結果が得られるか。
	理解可能性	指標の意味が、明確でわかりやすく、誤解が生じないか。
	包括性・非重複性	
指標間に重複がなく、各指標は異なる側面を計測しているか。		
実用面	意思決定者への有用性	指標が、執行部等の意思決定者に対して、有益な知見を提供しているか。
	計測可能性	指標となるデータは収集可能か。
	収集の適時性	有用なタイミングで、指標の計測値は入手可能か。
	データ収集のコスト	データを収集するための費用は大きすぎないか。
	操作可能性	指標の計測値は、都合良く操作して変更可能なものではないか。

第3節 オンライン会議の有効活用

国立大学法人第2期中期目標期間評価において、初めて導入されたオンライン会議に関する調査研究を紹介する。なお、第3期では、コロナ禍による影響もあり、ヒアリングは全法人に対してオンラインで実施された。オンライン会議によって意思疎通が円滑になされているか否かについて、評価者および国立大学法人等に対して行ったアンケート調査結果を分析した⁽³⁾。新型コロナウイルス感染症が急速に広まる環境下で、今後もその活用が見込まれることから、通常の対面会議におけるコミュニケーションとの違いに興味もたれる。

オンライン会議に参加した国立大学法人等（36法人）、評価者（113名）に対し、オンライン会議システムを用いたヒアリングにおける質疑応答や意思疎通の適切性に関する5段階評定および自由記述のアンケートを実施した。オンライン会議システムを用いて意思疎通を適切に行うことができたかの評定平均値は、評価者の方が法人より有意に高い値を示した。自由記述の分析では、法人から43件の回答があり、その内15件がオンライン会議システムについて言及しており、3件が肯定的、10件が否定的、2件が中立的な回答だった。評価者からは62件の回答があり、その内23件がオンライン会議システムについて言及しており、7件が肯定的、16件が否定的な回答であり、法人、評価者ともに否定的な回答が多かった。肯定的な回答については、多くが経済的なコストからみたメリットを指摘したものであった。否定的な回答の代表的な記述として、「聞こえづらい」、「画面が暗い」、「表情がわからない」、「誰が喋っているのかわからない」などの技術的問題に関係する回答がある一方、「臨場感がない」、「真意が伝わらない」、「場の雰囲気は共有できない」など心理的な影響について言及した記述も見られた。

これらの結果を一般化するにあたっては、オンライン会議固有の問題なのか、評価する側とされる側という面談の場で起こるバイアスかを、考慮する必要があるだろう。なお、ヒアリング方法については、オンライン会議を選択するか否かの判断は大学に一任した。その結果、全90法人の内、オンライン会議を希望した大学等が36法人に留まったことは、オンライン会議の文化が定着して

いないことを窺わせる。そこには、装置に関する技術的な問題の影響があるが、評価される側が、予算に影響する数年に1度の評価では直接会って意見を述べたいと考えることは容易に理解できる。自由記述に見られた「臨場感、場の雰囲気、真意の伝達」などが技術的な側面で克服可能なものかどうか、あるいは心理的な要因に基づくものか、引き続き検討していく必要がある。

参考文献等

- (1) 川口昭彦(独立行政法人大学評価・学位授与機構編集)(2006)大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.53-72
- (2) 渋井進他(2017)自己評価力向上支援のための評価指標設定に関するチェックリストの開発 大学評価・学位研究 第18号 pp.21-36
- (3) 渋井進(2018)大学評価の面談におけるテレビ会議の活用と効果 日本顔学会誌 第18号 p.23

第3章 学位授与の機能に関する調査研究

学位授与事業に関連する調査研究として、①学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関する理論的基底を踏まえた研究、②わが国の学位等高等教育資格が、国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性が担保されるための要件に関する調査研究、③学士の学位取得をめざす自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究、④わが国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集とその分析等が実施された。さらに、機構の学位を取得した者に対する調査を継続的に実施して、検証結果を学位授与事業の改善に反映させており、この概要を説明する。

単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例(従来の審査方式)と特例(新たな審査方式)の双方について、学位取得直後のアンケート調査を実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者への学位取得直後アンケートの結果[2019年度10月期550人のうち回答者数397人(回答率72.2%)、2020年度4月期229人のうち回答者数175人(回答率76.4%)]を分析して、学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した(表5-5)。さらに、特例申請による合格者に対する学位取得直後アンケートの結果[2019年度10月期1,682人のうち回答者数942人(回答率56.0%)、2020年度4月期12人のうち回答者数11人(回答率91.7%)]も分析したところ、新たな審査方式について学位取得者は「おおむね満足している」ということが明らかになった。

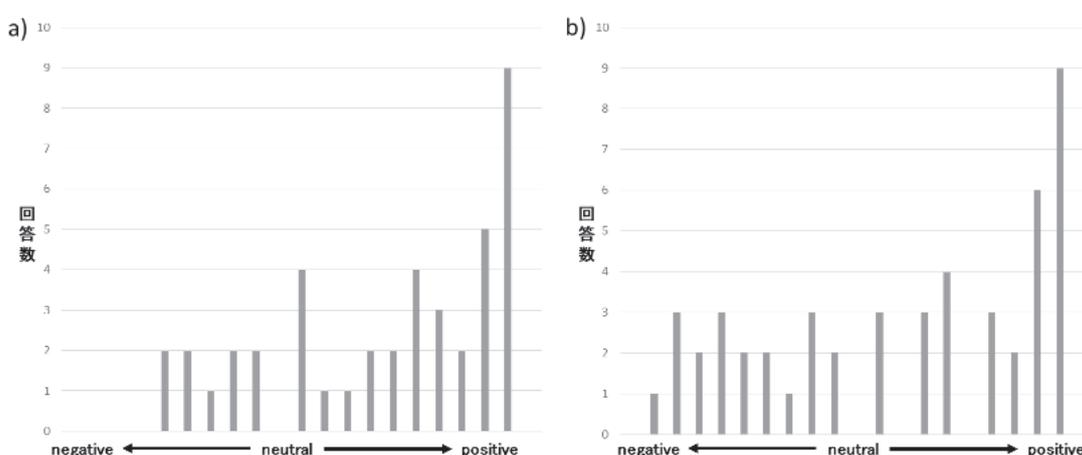
表5-5 学位授与事業の改善に反映させるべき事項

- 単位認定と学修成果・試験の分離審査の検討
- 専門委員による修得単位の審査の効率化
- 学修成果に要求される倫理的配慮に係るリテラシー向上
- 学修総まとめ科目履修計画書および成果の要旨の審査結果を、特例適用専攻科へ効果的にフィードバックする方法の検討

上記の検討とともに、学位審査会専門委員会の2019年度退任委員への自由記述によるアンケート(対象者30人)を実施した(回答者数16人)。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と学位審査課との教職協働で検討した。2015年度から2018年度に退任した専門委員に対するアンケートについて、その回答内容を整理し、計量テキスト分析による解析を行った。具体的には、KH Coder

ならびにGoogleの感情分析APIを用い、自由記述欄に記載された意見の可視化と定量化を試行した。とくに、Googleの感情分析APIを用いた「回答結果がポジティブかネガティブかを分類する」分析では、多くの質問項目で正規分布に近い結果が得られたが、たとえば、「Web上での試験問題作成支援システムの使い勝手」に関する質問では、図5-3a) に示すようにポジティブな回答が多いものの、ネガティブ側にも一定の分布が存在した。なお、同じ問いを2004年度から2006年度に退任した専門委員に質問した際には、図5-3b) に示すように、よりネガティブ側の分布が多かった。このことから、Web上での試験問題作成支援システムを導入した当初に比べ、同システムの専門委員への浸透が進んでいることが窺われるが、図5-3a) のネガティブ寄りの意見を精査し、より使い勝手の良いシステムへの改善が必要である。

図5-3 「Web上での試験問題作成支援システムの使い勝手」の質問に対する退任専門委員の反応
a) 2015年度から2018年度に退任した専門委員42名、b) 2004年度から2006年度に退任した専門委員49名からの回答結果の分布であり、分布が右に寄る程、ポジティブな回答が多いことを意味する。



特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式、2015年度から開始）に関して、2019年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果を分析し、課題の整理と改善に向けた検討を行った。2019年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、および特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析した。これらのコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、当該特例適用専攻科に通知した。

新たな審査方式を導入した目的は「専攻科での学修の成果に、より着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する」ことであった。新たな審査方式は、導入から7年目を迎え、特例適用専攻科では、この審査方式に対応した教育・学修が展開されており、機構における学位授与審査も、おおむね順調に実施されている。その一方で、当初の目的達成には未だ課題が残されており、課題改善のために以下のような取組を行った。

2018年度より「学修総まとめ科目履修計画書」の審査において、各申請者に対して専門委員が

ら付されたコメントを、原則すべて、指導教員を通じて申請者一人ひとりに伝えるようにした。これにより、専門委員からのコメントを申請者が「学修総まとめ科目成果の要旨」の作成に反映させることが可能になった。

毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を記録に残し、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」の際に参照情報として活用することになっている。これにより、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料に加えることが可能になった。

さらに、2019年度より、「学修総まとめ科目」に係る特例適用専攻科の教育・学修の展開状況と課題を把握するため、特例適用専攻科を置く高等専門学校を訪問し、聞き取り調査を行った。

第4章 学術誌の出版および大学質保証フォーラム

調査研究の成果については、機構の学位授与・評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、機構の学術誌、報告書、研修会等および関連学協会の学術誌を通じて社会に提供・公表した。学位授与機構では、かつて学位審査研究部が研究紀要『学位研究』（1～18号、1993～2004年）を出版していた。大学評価部門が創設された際、大学評価研究部が研究紀要『大学評価』（1～3号、2002～2003年）を出版した。両研究紀要を統合した査読付き学術誌『大学評価・学位研究』が2005年に発刊され、現在に至っている（年表・沿革 pp.11-13）。この学術誌は、機構の研究者以外の投稿も可能としており、2021年3月には第22号を刊行した。なお、2022年度（令和4年度）発行予定の第24号からは、名称を『大学改革・学位研究』（The Journal of NIAD-QE）と改称する予定である。

『大学評価・学位研究』は、大学評価および学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載発表することにより、わが国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。これは、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、電子版として機構ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>）および科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載している。

機構は、調査研究の成果を基盤として、毎年、大学質保証フォーラム（2013年度までは「大学評価フォーラム」と呼んでいた）を開催している（参考資料集 表4-22 pp.28-29）。

これからの機構の在り方を求めて (座談会)

第一部から第五部までは、評価事業関係および質保証連携事業関係に関しては、2000年以後の活動を振り返り、学位授与に関連する事業については、2012年以後の活動を中心に、施設費等の貸付・交付事業については、統合（2016年）後の活動を中心に、それぞれ記述した。この座談会では、各出席者が考える「機構の事業が今後向かうべき方向」について議論した。したがって、記述されている内容は、個人的な意見も含まれていることに留意いただきたい。

座談会の概要は、下記の通りである。

開催日時：2021年6月21日(月) 10:30～12:30

開催場所：大学改革支援・学位授与機構 小平本館 会議室

出席者：

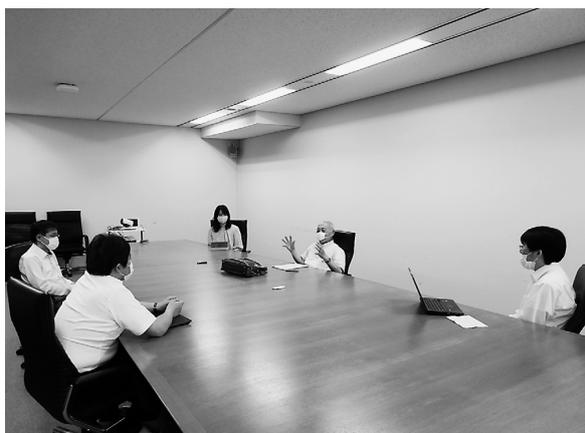
スピーカー（五十音順）

井田正明（研究開発部教授）、渋井 進（研究開発部教授）、

野田文香（研究開発部准教授）、宮崎和光（研究開発部教授）

ファシリテーター

川口昭彦（参与・名誉教授）



座談会の写真：写真右 左から渋井、宮崎、川口、野田、井田

川口：皆さんご多忙のところご出席ありがとうございます。この座談会の記録は、『大学改革支援・学位授与機構 30年のあゆみ』に掲載するものですが、ここでは、過去を振り返るのではなく、10年先をめざして今後向かうべき方向性について、皆さんの忌憚のないご意見やご感想等を伺いたいと思います。したがって、「座談会」というよりも「放談会」と名づけた方が良かったかもしれません。それでは、機構の中で最も長い歴史をもつ学位授与事業から話を始めたいと思います。最近の学位授与事業のトピックスは、「特例」⁽¹⁾でしょう。宮崎さんいかがですか。

宮崎：「特例」が最近の一番大きな変化でした。この10年間で、高等専門学校出身者の学位申請者数が大幅に増加してきたため、学修成果をみるための試験問題作成や試験実施に多大な時間を割かざるを得ませんでした。これが、特例適用認定専攻科制度の運用によって、作成しなければならない試験問題数等が大幅に減りました。しかし、その反面、高等専門学校の先生方の教員審査

のための時間が必要となりました。「特例」では、学生の学修成果の評価は高等専門学校に任せることとなりますから、教員審査が重要となり、時間がかかることとなります。どちらが良かったのかを判断できる段階ではありませんが、学生の立場から考えると、一発試験で不幸にも不合格になってしまって学位が取得できなくなる事態は回避できます。

川口：私の理事在任中に、結構そのような事例を聞いたことがあります。

宮崎：「大学院の入学試験は合格したが、学位がもらえないと不合格になってしまう」というご意見が何度かありました。大学院によっては、研究生として採用した後、学位が取得できた段階で正式に大学院生とする方法がとられたりしていたようですが、特例により、そういったご意見が減ったことも事実です。

川口：教員審査には、異なる課題があるのでしょうか。

宮崎：その通りです。教員審査は、分野ごとの部会で行うことになっています。機構としては、過去5年以内の業績で判断するとしていますが、どのようなものを業績と判断するかは部会によって差が出てきます。たとえば、査読付き論文を重視する部会や国際会議での発表を含める部会などです。さらに、「査読付き論文」と言っても分野によって、かなり差があります。たとえば、研究論文ではなく、高等専門学校の教育に関する論文を掲載する論文誌も分野によっては存在します。そのような論文は、査読論文に入れないと判断されることもあります。さらに、論文が比較的出やすい分野もあれば、そうでない分野もあります。同じ高等専門学校内で、同じような業績数でも、特例の担当になれる人となれない人が出る結果となり、最初は混乱もありました。

そういう意味で、高等専門学校の先生方が、教員審査について不公平感を感じる懸念もありますから、部会の主査に集まっていただいて議論していますが、統一見解は出ていません。私は、個人的には、「必ず査読付き論文を1本以上」というような何らかの条件を、全分野一律につけるのは難しいのではないかと考えています。

川口：この問題は、高等専門学校の教員審査だけではなく、教育研究評価の際には必ず起きます。教育研究評価については、ピア・レビューに依存する部分が多くなりますから、分野間の調整は避け難い作業になります。最初に言及された試験問題に立ち戻りますが、申請者一人ひとりの学修内容に即した異なる試験問題を出題していました。これでは申請者が増えれば大変な仕事となるわけで、試験問題は共通のものとして、一般的な知識・技能を問い、一人ひとりの学修の成果は面接で確認する方法は、いかがですか。

宮崎：面接は、単位積み上げ型の学士の学位授与の審査においては、芸術系しかやっていません。したがって、美術と音楽と演劇以外は、学修成果を試験問題の中で確認するために、全員に異なる試験問題を用意することにして、現在でもそれを続けています。申請者が増加している状況下で、全員の面接を実施することも多大な時間が必要になりますから、「特例」が導入される要因の一つであったわけです。

川口：「特例」を導入するためには、教員審査すなわち教員の資格審査が必要となります。現状では、教員資格を研究論文で判断しているわけです。

宮崎：昔から教員審査は実施していました。省庁大学校の教員審査は行ってきましたが、「特例」になって、高等専門学校の方の審査も必要となりました。

川口：学位授与権をもたない高等教育機関の卒業生に対して、各教育機関における学修成果に基づいて機構が学位を授与するという制度は、国際的にも非常にユニークなものですから、今後も維持していくことが求められます。宮崎さん、ありがとうございます。お話いただいた問題は、評価事業と共通点があるという認識ができましたところで、評価事業に話を移したいと思います。渋井さんどうぞ。

渋井：最初に、調査研究に関する話題として、機構長裁量経費⁽²⁾のプロジェクトの一つである「評価疲れ」を軽減するための取組についてお話しします。わが国の大学に評価制度が導入されて、およそ20年が経過しましたが、今や「評価疲れ」が声高に叫ばれています。認証評価や国立大学教育研究評価の検証のためのアンケートでも、この言葉が必ず登場します。さらに、認証評価について、社会からの理解や支持が得られていないという危惧が、中央教育審議会をはじめ多くの会議で指摘されています。この問題と評価疲れには共通する要因があると思います。

動機づけと疲労感とは関係がある話で、大学評価の目的を理解してモチベーションが上がれば、当然、疲労感も変わります。「法律で決まっているから」という理由だけで、義務感から評価作業を行うと疲労感のみが蓄積するのでしょうか。機構が大学評価事業を開始するにあたり、「評価文化」という話を提唱しましたが、未だに評価文化が育っていないのでしょうか。社会からの理解と支持を得るために、どのような情報を提供すべきかを考える必要があります。このような視点から、評価事業にとって質保証連携⁽³⁾が非常に重要な仕事と思います。評価を進めていく上で、世の中にその重要性が理解できていない（あるいはされていない）ことが問題でしょう。先程、学位授与と評価事業には、同じような課題が内在しているとの議論がありましたが、私は、質保証連携が重要なポイントとなると考えています。

川口：私の個人的意見ですが、「評価疲れ」というと評価機関がターゲットとなりやすいのですが、認証評価や国立大学法人評価だけではなく、ほとんどのプロジェクトでは「評価」が行われます。このような多種多様な評価に対応するために、それぞれ書類を準備しなければならないことは事実です。しかし、「評価疲れ」の原因や理由が何で、どのような疲れなのかということが、よくわからないのです。

渋井：心理学的に考えると、評価疲れは、モチベーションの高低によって変わるのではないかと思います。

井田：評価疲れは以前から言われてきたことですが、それに対する準備、データの整理も含めて多様な書類の整理、それに伴う多くの会議など、色々な原因が考えられます。これらが、まだ整理されていない部分があるのではないかと思います。そういうところが、疲れる理由の一つだと思います。

川口：多少、乱暴な言い方かもしれませんが、確かに多種多様な事象を整理することは必要ですが、日本人の性格と関係あるのかもしれませんが、その作業をマニュアル化して、マニュアル通りやろうとする傾向が強いと思います。で、さらに疲れる要因となっているのではないのでしょうか。認証評価や国立大学法人評価も回を重ねるごとに、緻密になり、その対応に追われているのが実

情かもしれません。また、評価に対応できる専門職人材が、わが国には育っていないことも評価疲れを生む要因ではないでしょうか。

野田：評価疲れを起こす要因として、認証評価、法人評価や外部評価は一部であって、この20～30年の間に目まぐるしく進む大学改革があげられます。たとえば、FDの義務化でワークショップをやりましょう、入試改革で委員会をつくり協議しましょう等々です。とにかく、ひっきりなしに会議、ワーキンググループ、各種イベント等が続きます。さらに、公的財政資源も縮小していますから、競争的資金を獲得するために、スーパーグローバル大学等の申請書類を書くなど、現場が、書類作りに追われています。評価制度が導入されて以降、実体は自己評価以外の作業が急増しており、一連の大学改革による「改革疲れ」が蔓延していると言えます。

とくに、評価の目的としては、大学自らの改善・向上に資する、すなわち、プログラムや学修の質向上を図ることを根底にあるはずですが、評価をやって、そのコストや労力に見合ったフィードバックがわかりにくいというインセンティブの話になっていると思います。短期的な成果として目に見えないために、義務を果たすための作文となってしまっている場合もあると思います。これが、評価疲れを生む原因ではないでしょうか。

川口：確かにその通りです。たとえば、プロジェクトの評価は、見返り（資金の獲得など）が見えるわけです。一方、NIAD-QEの評価によるフィードバックは、短期的には見えにくいでしょう。機構でも「評価疲れ」の対応としては、認証評価と国立大学法人評価の評価項目・内容の整理、大学ポートレートの活用など、いろいろ工夫しています。「評価疲れ」は、日本固有のものではなく、国際的に共通する現象でしょう。野田さん、海外の取組を紹介してもらえませんか。

野田：評価疲れは、どの国も同じような状況だと思います。欧米や豪州などでは、リスクと思われるところだけ再評価する「リスクベース評価」が実施されています。今まで、何回も「適合」と判断された内容については、蓄積があるわけですから、大学の内部質保証に任せようという考え方です。すなわち、今までの枠組みを変え始めているというのが、世界的な動きだと思います。同じことを同じやり方で何サイクルも繰り返すよりも、思い切った負担軽減を図る試行錯誤をやっていきます。すなわち、第三者評価による負担感をできるだけ軽減しようという方向です。

川口：ドイツでは、当初は教育プログラムごとのプログラム認証制度が運用されていましたが、最近、大学を単位としたシステム認証制度が導入されています。このシステム認証では、大学の内部質保証システムが重要視されています⁽⁴⁾。わが国の3巡目の機関別認証評価でも、内部質保証が重点項目となりましたし、大学の負担軽減を図るための多くの工夫が行われました。これらの取組の説明を洪井さんお願いします。

洪井：1巡目（2005～2011年度）と2巡目（2012～2018年度）は、いくつかの修正はあるものの、ほぼ同じような評価基準、評価体制、評価方法等で実施しました。3巡目（2019年～）では、分析内容は2巡目までとほぼ同様ですが、評価項目の大幅な再構成を行い、質の向上・改善に資する評価、内部質保証の重視および学習成果を重視した評価が強調されています。また、国際的な質保証の動向との整合性にも配慮されています⁽⁵⁾。

評価の手順（方法）にも大きな変更がありました。1・2巡目では、各大学の自己評価書には基準ごとの概要を文章で記述し、分析するように求めていました。しかし、3巡目では、体制、組織、成果については、あらかじめ指定した表の形で、あるいは規程類そのものの提出を求め、

必要に応じて特記事項を文章で記述することも求めています。さらに、紙ベースの自己評価書および別添資料の提出に替わって、すべて電子ファイルの形でクラウド上にアップロードする形で提出を求めています。

さらに法人評価では、分析項目ごとに、試行的評価や1・2期の状況を参考にしながら、ある程度標準化して、各項目で記述が期待される内容を例示として示しました。質の向上度を含めて「3期当初と比較して4年目終了時では、どれだけ改善・向上したか？」について書いてほしいとしました。記述すべき内容の例示を示すことは、確かに負担の軽減につながるでしょう。しかしながら、それに引っ張られる懸念があります。

川口：各大学は、例示に合わせて書く傾向があります。

洪井：私は、個人的には、標準化や例示は良いとは思っていません。しかしながら、現状では、大学が自らの個性を明確に記述することは容易ではなく、過去のものあるいは他大学のものを参考にしながら記述するわけで、それならば機構が示しましょうということになったと思います。本来であれば、私は「標準化された内容を記述するのではなく、各大学が、それぞれの個性が見えるように書けばいいのではないか」あるいは「私たちが思いつかないような取組や成果があるのではないか」と期待しています。

川口：その通りです。第三者評価制度が提言された大学審議会答申（1998年）では、各大学が横並びの画一的な高等教育を行うのではなく、お互いに切磋琢磨しながら、多様化・個性化を推進することが大学改革の基本的方向として示されていました。この答申には、「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題がつけられており、思い切った改革を大学に求めています。そして、教育研究の質的向上に資するための評価の必要性が強調され、個性輝くための主要な手段として第三者による評価が位置づけられました。私の個人的意見ですが、わが国の大学の多様化・個性化は、国際的地位と深く関係していると思います。

先程言及しました専門職人材の話に移りましょう。各大学が、それぞれの個性を輝かせるための自己評価を遂行し、第三者評価に対応するためには、専門職人材の存在が不可欠です。

宮崎：機構出版書籍⁽⁶⁾で議論されたりサーチ・アドミニストレーター（URA）ですね。

川口：URAを含めて、大学全体のマネジメントを担当するIR（institutional research）人材です。

宮崎：そのような人材が育てば、教員は教育研究に専念できますね。

川口：この問題は、日本全体の雇用制度と深く関わっており、大学だけで解決できるものではありません。わが国の伝統的な構図は、長期雇用を前提として、組織の中でステップアップしていくことを念頭に、評価作業だけではなく、他のことも幅広く経験してキャリアアップの道を選びます。すなわち、ジェネラリストをめざすわけです。これに対して、欧米では、大学マネジメントのエキスパートは、高給で他大学に迎えられ、その能力を発揮するわけです。さらに、最近では変化しているとは言え、給与システムも長期（終身）雇用を前提としています。

野田：アドミニストレーター職の高度化は、避けられなくなっています。かつては、ジェネラリスト育成のメンバーシップ型だったかもしれませんが、特定の高度化が必要なジョブ型の職種も

増えています。URAや国際分野では、ジョブ型が多いと聞いています。ジョブ型として、転職しながらキャリアアップを図るのは難しい日本の今の状況を変革する必要があるのではないのでしょうか。プロフェッショナル性の高いポジションに、然るべき人を配置していることを高く評価することによって、そのような流れがコミュニティベースで広がっていくことを期待したいです。

川口：3巡目の大学機関別認証評価では内部質保証が重点項目⁽⁵⁾となっていますから、内部質保証が機能しているものと高く評価してはどうでしょうか。例示として記述してはいかが(笑)。

キャリアアップの話が出たところで、リカレント教育の議論をしたいと思います。先日、ある調査データを見て驚きました。40代の人の中で、一回も退職したことがない人（最初に就職した職場に留まっている人）は、40%以下になっていました⁽⁷⁾。日本人の終身雇用制度は、かなり変化していることを窺わせます。別の調査によると、リカレント教育に対するニーズは非常に高いのですが、現状では、高等教育機関（大学院、大学、短期大学、専門学校）の寄与は10%を切っており、90%以上は民間の組織が行っています。したがって、リカレント教育の質保証が、これからの問題となるでしょう。

宮崎：機構の学位授与事業には、比較的若い方の中にも、大学時代の学部とは異なる分野の勉強をして、学位取得をめざす人も一定数います。

川口：18歳人口減少の対策として、わが国の大学は留学生を考えてきましたが、新型コロナウイルス感染症のため来日できる留学生が激減し、元に戻ることは期待できません。さらに、科学技術が急速に進歩していますから、「学び直し」が必要になってきています。高等教育機関は、リカレント教育を考える必要があるでしょう。これに対応するために、文部科学省だけではなく、厚生労働省も含めて、政府がリカレント教育に対する投資を進めています。詳細は他書⁽⁸⁾を参照ください。いずれにしてもリカレント教育は、高等学校新卒者の教育とは異なる点が多く、質保証についてもその対処が必要です。リカレント教育では、リモート授業（オンライン授業）が重要な位置づけにあり、今回のコロナ禍でもオンライン授業が注目されています。

宮崎：社会人にとって、大学院に通うのは難しい。仕事を辞めてまで大学院で学ぶことは、もっと難しい。でも、そのようなニーズは高いのです。そこをどのような受け皿をつくるかという問題になりますね。

野田：コロナ禍によるリモート化は、今まで実現できなかったことの推進を加速化しています。高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）設立の根拠となった東京規約は、全ての人に高等教育にアクセスできるようにしようというのが基本方針です。社会人がアクセスするには、通学するのは限界がありますから、オンラインによるハイブリッド学習を進めることになります。さらに、社会人は経験を積んでいるわけですから、ゼロからコースを取り直すことは非現実的です。そこをテストで代替して、単位に振り替えるとか、それを進める方向になっています。

テスト等で従前学習（プライアラーニング）すなわち、その教育施設外で受けた学びに対しても、何らかの審査をして、その学部が決めた基準を満たせば、ゼロから始めるのではなく、柔軟に対応する教学マネジメントがないと、大学は生き残れない情勢となってきています。したがって、質保証についても、今までとは異なる視点が必要になってきます。

川口：従前学習の成果を評価することは、まさに学位授与事業が行ってきたことです。日本が抱えるもう一つの課題は、少子高齢化です。現在の小中学生の半数が、107歳まで生きるという試算もあります。

野田：20歳代に修得した知識・技能によって、107歳まで生き抜くことは不可能でしょう。とくに、最近の科学技術の進歩の速度からも明確です。すると、多様な生き方が求められますから、教育と職業との行き来できる柔軟な仕組みが不可欠となります。さらに、若者の働き方感覚が変わってきていると思います。給与は高くないから、土日は休みたい、副業を許してもらえるところ等々。また、軽井沢や北海道など、どこからでもオンラインで仕事ができる柔軟な働き方が好まれるでしょう。労働条件が自分の希望に適合する職場に優秀な人材が集まるようになってきています。

川口：日本の雇用形態が、メンバーシップ型からジョブ型に変革しているということですね。ジョブ型あるいはオンラインでの仕事では、仕事の成果自体を明確に評価することが重要になります。これも少々乱暴な言い方ですが、今までの日本のシステムは、時間主義で職場にいたということが重要視されてきました。しかし、オンラインによる仕事の場合には、その人の成果を本人や社会が納得できる形で明確に評価することが求められます。

21世紀社会の変革に伴って、大学における教育研究にも変革が求められ、その質保証にも新たな視点が不可欠となっていることを議論しました。次に、機構が進めてきた評価事業の全体を振り返ってみたいと思います。井田さんお願いします。井田さんは、機構が評価事業を開始した時点から評価研究部（当時）に所属され、多くの取組に関与されてきました。

井田：私は、システム工学の出身ですが、その視点から機構の今までの事業を振り返ってみます。試行的評価や第1期中期目標期間の国立大学法人評価は、何もないところから作り上げるという作業でした。川口評価研究部長（当時）が「走りながら考える」とよくおっしゃっていましたが、今でも検証を繰り返しながら、つねに改善が行われています。そのような評価事業の設計以外にも、新たな情報システムの設計・開発に関与してきました。大学ポータルおよびその雛形である大学情報データベースの設計・開発、機構や高等教育資格承認情報センターのウェブサイトの開発などさまざまな情報システムの開発に教職協働で関わってきました。最近では、大学ポータル以外の情報システムの開発、情報分析方法の開発など、大学改革支援の事業に関わっています。現在、大学連携という形でいくつかの大学と共同プロジェクトを実施しており、大学の財務情報の分析も行っています。

機構の大きな目的は明確なのですが、システム開発において仕様が明確化しにくいものもありました。その中で、社会的説明責任を果たさなければならない、ここが非常に難しい仕事であり、醍醐味でもあったと私は思います。これには、先生方や事務の方々の教職協働でのすばらしい働きがあったからこそ、この困難な事業を遂行できたものと思っています。機構は大きな責任をもっていますが、時間的制約、人的制約、資金制約など厳しい制約の中で、システム化を進めてきました。しかし、いつまでもシステム化が難しい部分もあるかと思っています。とくに、大学評価の事務作業においては、システム化しにくいことであっても柔軟性をもって進めることが重要と考えます。硬直性を避け柔軟性をもった、いわゆる「しなやかなシステム」が必要だと思います。頑健性や適応性を備えたシステム開発に取り組む必要があると思います。

情報システムの開発については、個々の教職員の情報技術力のレベルアップが重要と考えます。現在、機構内で事務作業に直接役立つようなプログラミングの講習会を始めています。情報

技術力のレベルアップを伴って、今後も制約が厳しく設計・開発が難しい状況の中で、仕様が詳細に定められないようなシステムの設計・開発・運用に取り組んでいかなければならないと考えます。

川口：ご指摘の内容は理解しましたが、機構には社会に向けて明確に説明する責務があります。

渋井：システム化できないという部分に関してコメントがあります。認証評価は、かなりマニュアル化が進んでいますが、機構は、ピア・レビューの必要性を強調しています。簡単に可視化（システム化）できない部分の専門委員による判断の重要性です。ところが、社会は「複数の指標を組み合わせれば大学評価はできる」と考えている傾向が垣間見えます。そのような社会を説得することが機構の重要な責務です。先程のリカレント教育の議論の時、大学や大学院に対する社会人の選択が少ないという事実に対してコメントしたかったのですが、大学に価値を感じていないのが実体ではないのでしょうか。大学が社会から信用されていないところもあると思います。

川口：先程申し上げたように、学び直しの必要性は広く共有されているにも拘らず、大学や大学院を選択しないで民間の教育機関に流れているのが実体です。井田さん、大学等におけるマネジメント関連の事業として、大学連携が推進されていますが、これについても説明をお願いします。

井田：大学の改革支援を目的として、いくつかの大学とプロジェクトを設定して、大学と機構がもつ多様なデータを使うことにより、各大学の特徴や利点を考えていく事業が進められています。これは、新しい試みとして、設計しにくい部分があるわけですが、試行錯誤を繰り返しながら、進めている状況です。どのようなデータが使えるかから始まり、何が大学改革にとって、大学全体にとって有用なのかということも含めて話を進めています。

川口：最近、日本の大学の国際的な存在感が低下しているというデータもあり、大学改革の必要性が強調される環境下で、大変意欲的かつ壮大なプロジェクトですね。しかし、それぞれの大学の事情（立地条件やステータス）が、かなり違うと思いますから、とりあえず、ある程度分野や対象とするデータを絞ることが必要ではないですか。

井田：はい。もちろん、大学の特性によって違うでしょうし、年度によっても変化すると思います。現在、工学系を中心に進めています。工学系は数も多いという事情もあります。私に関与する財務分析については、全国立大学の大学レベルでのデータを扱っていますので、大学規模での分析となっています。結局は、扱うことができるデータがどの規模やレベルであるか、扱いやすいか、といった制約の中で決まってくる場所があります。将来、取得可能な範囲が広がれば、様々な分野での分析につながると思います。

川口：ありがとうございます。蛇足的な発言で恐縮ですが、評価システムを構築する作業の中で、先程井田さんが言われた「走りながら考える」の他に、説明会で「評価はいい加減では駄目で、良い加減でなければいけない」と放言したことがあります。評価が開始されて20年近く経過し、システム化・マニュアル化が進む一方で、評価疲れが顕著となっているのが現状ではないでしょうか。

今日は、皆さんの忌憚のないご意見を伺うことができ大変有意義な座談会となりました。ありがとうございます。時間も少なくなりましたので、最後に、将来の機構の方向性について、皆

さんのご意見を伺いたいと思います。野田さんいかがですか。

野田：大学のモデルが変わっていくのではないかと思います。教育提供の方法にしても、学生層にしても、何らかの形で生き残り策を考えると、あるいはグローバル化とか技術革新とか、いろいろ動機はあると思いますが、学位制度も評価制度も、新しいモデルを想定して、それを頭の片隅に入れながら、新しいモデルに向けて、シナリオをいくつか用意しておいた方がいいと思います。

宮崎：そのことを言う前に、一つ、評価について教えてほしいのですが、黒船は来ないのですか。アメリカには、多様なア krediteーション団体が多数ありますが、それらが、日本の大学を評価したりしない保証はあるのですか。

川口：認証評価は、学校教育法により、文部科学大臣から認証を受けている機関が実施することになっています。もちろん、黒船が文部科学大臣から認証を受けていれば可能ですが…。当初、専門職大学院の分野別認証評価については、国内に認証評価機関がない場合の特例として、海外の評価機関の評価をもって替えることができるとされていましたが、この特例は廃止されています（第一部 第2章 第6節 p.32）。国立大学法人評価については、文部科学省の国立大学法人評価委員会が教育研究等に関する目標の評価を機構に要請することになっていますので、他機関が要請を受ける可能性はあります。むしろ、国内の大学が積極的に海外の機関に評価を依頼した例はあります。

宮崎：先程、野田さんが日本の大学が評価を受けてもあまりメリットがない、リターンが少ないと言われたので、機構に認証されても、そんなにプレステージは上がらないけれども、アメリカの質保証機関のお墨付きがあれば…と考える大学が現れるのではないかと聞いてみました。

野田：国際的に展開している大学では、そのような事態は起こっています。国内から認められるよりも、海外のステータスのある機関からのお墨付きをもらいたいという例はあります。ビジネススクールやMBAでは、日本の法律で定められた最低限の評価は受けていても、それだけでは対外的にアピールするのに物足りない。つまり、海外からの優秀な教授陣や学生を取り込むためにも欧州やアメリカのEMBAやEQUISなどのロゴをホームページに掲載して、国際認証を受けていますとアピールする例はあります。ブランド戦略ですね。

宮崎：NIAD-QEのロゴが輝くように、10年後を見据えて考えることが肝要ですね。

川口：その通りです。

野田：国内の評価機関の評価基準は、国内向けになっていますから、それに適合していても、国際的に戦いたい分野では、海外からのお墨付きを求めることになります。

宮崎：今の学位授与事業では、専門委員に判定していただくことが非常に多くて、それを通さないと、最終的にジャッジができません。10年先ぐらいのことを言っているなら、人工知能の技術が急速に進んでいますから、これをうまく活用して、ある程度、専門家の知識を機械が代替でき

るようなシステムが作れば、より良いかなと思っています⁽⁹⁾。もちろん、これは支援システムであって、機械に丸投げは絶対禁物であることは言うまでもありません。また、専門家のAIができたとしても、それを信頼するかどうかの問題もあります。

洪井：私は、ピア・レビューに「権威」に類する意味を感じています。そういう人たちにわざわざコストをかけて評価をやっていただいたりとか、そういう偉い人がこれだけやってくれたのだと、人は価値を見いだしていると感じます。このように考える理由は、先日ウェブ会議で面談を受けた大学が、来てほしかったと強く言うのです。

川口：大学評価にピア・レビューは不可欠と信じています。そのために、ピアによる評価が公正に実施され、正確な情報を社会に発信する必要があります。大学人にしか理解できない言葉を使った報告書は意味がありません。それでは、最後に井田さんいかがですか。

井田：先程「しなやかさ」と言いました。つねに発展していく評価事業においては、とくにその事務処理部分にこれからもフレキシブルな対応が求められると思います。「情報技術」と言うと専門的な印象を持たれるかもしれませんが、決してそうではありません。明確に大規模システムの開発ができる場所は、もちろん進めていかなければなりません。フレキシブルな対応を求められる場合には、個々人の情報技術力を上げて対処していくことが重要と考えます。情報技術についてなら全て情報の専門家に任せてしまえばよいというのではなく、個々が基礎的な知識を持ち能力を上げていくことが必要でしょう。

洪井：情報リテラシーの話でしたが、最近データサイエンスと言われていますが、統計リテラシーすなわち冷静に確率から物事を観ることが合理的な意思決定の基礎となると思います。

川口：最後に締めとなるようなコメントをいただきありがとうございます。予定した時間となりましたので、ここで座談会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

参考文献等

- (1)「特例」とは、特例適用認定専攻科のことであり、詳細は第三部 第3章 pp.55-56を参照
- (2) 機構長裁量経費は、先導的な役割を担う機関として、機構長のリーダーシップの下、戦略的かつメリハリのある予算配分をめざした。
- (3) 第四部 pp.59-78
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証 社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.121-144
- (5) 第一部 第2章 第1節 pp.22-24
- (6) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革マネジメントシリーズ『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』ぎょうせい pp.132-133
- (7) リクルートワークス研究所 JPSSED 全国就業実態パネル調査 [データ集] 2017 https://www.works-i.com/research/works-report/item/170609_jpsed2017data.pdf p.284
- (8) 川口昭彦、江島夏実（2021）専門職教育質保証シリーズ『リカレント教育とその質保証—日本の生産性向上に貢献するサービスビジネスとしての質保証—』ぎょうせい pp.39-45
- (9) 第三部 第4章 pp.56-58

社会に開かれた機構をめざして

学位授与機構が創設されて30周年を迎える。わが国の高等教育段階の教育施設の中には、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を行なっている教育施設がある。これらの教育施設は「大学」ではないため学位を授与することができない。しかしながら、これらの教育施設において大学・大学院の修了者と同等の水準であると認められる者については、その学修成果が社会的に適切に評価されるようにするために、その水準に応じて、学士、修士、博士の学位を授与する機関として、学位授与機構が創設された。

高等教育機関における教育研究の質保証を実施する第三者機関の機能を果たすために、大学評価・学位授与機構へ改組された後、独立行政法人化を経て、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合され、現在に至っている。当機構は、教育研究の質を高めるための大学等の自らの活動を支援するとともに、高等教育段階における学修成果の証である学位が適切に評価されるように努め、大学等と連携して社会の期待と信頼に応えられる高等教育の実現をめざしている。

本書では、評価事業、施設費貸付・交付事業、学位授与事業、質保証連携、これらの事業に関連する調査研究という五つの観点から、これまでの機構の活動を振り返った。この結果、これらの事業に、いくつかの共通のキーワードが認識できた。まず第一は、「学修成果」である。かつて教育パラダイムの時代には、「教員が何を教えるか」が中心であったが、今や学修者本位の教育すなわち「学生が何を学び、何ができるようになったか」が語られなければならない。しかも、「21世紀は知性が求められる時代」と言われるように、モノ知りが大事にされるという意味ではなく、複雑化、高度化が急速に進む社会に、主体的かつ自律的に貢献できる人材が渴望されているのである。第二のキーワードは、「質保証」である。大学等における教育研究活動等の質の維持・向上を支援するために、第三者評価を実施し、内部質保証システムが機能することを促している。さらに、大学等が教育・研究・社会貢献という高等教育機関としての使命を十分に果たせるように必要な資金の貸付および交付等も行っている。また、質保証に関わる人材の能力向上のためのプログラム開発など、大学等と連携して推進している。

そして、機構の最大の特徴は、各事業が調査研究に支えられながら進められていることである。各事業は絶えず検証されながら、それらの進展にフィードバックされている。検証結果は、諸活動に対する社会全般の理解度や活用のされ方という点から課題が示唆されており、今後の改善が期待される。

編集班班長・副班長：川口昭彦（班長、参与・名誉教授）、菊池和朗（副班長、研究開発部主幹・特任教授）、土屋 俊（副班長、研究開発部長・特任教授）

執筆者（五十音順）：石井徹哉（第一部第2章、教授）、川口昭彦（第一部第1章、第2章、第四部第2章、第3章、第5章、第五部、参与・名誉教授）、菊池和朗（第三部、特任教授）、洪井 進（第一部第3章、第四部第1章、教授）、竹中 亨（第四部第4章、特任教授）、土屋 俊（第一部第2章、研究開発部長・特任教授）、飛原英治（第一部第2章、特任教授）、水田健輔（第二部、第四部第1章、教授）、光田好孝（第一部第3章、教授）、宮崎和光（第三部、教授）、山口 周（第三部、特任教授）山田道夫（大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターとの統合、大学評価・学位授与機構元理事）

以上の執筆者の他、多くの事務職員の方々のご協力の下で作成されたものであり、感謝の意を表したい。

大学改革支援・学位授与機構
30年のあゆみ

令和3年12月 発行

編 集 大学改革支援・学位授与機構30年史編集班

発 行 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

Tel : 042-307-1500

<https://www.niad.ac.jp/>

印 刷 山浦印刷株式会社

〒112-0014

東京都文京区関口1-39-10

